

第二章 古代・中世

第一節 大和朝廷と加茂地方

一 加茂地方の小国家群

小国家と古墳

この時代の美濃地方の様相を、文献から知ることにはできないが、既に、多くの小国家が存在していたことであろう。豪族の墓である古墳の実在がそれを証明している。これらの小国は部族の集まりであつて、極めて未熟な政治集団を構成していたが、まだ原始共同体の域を脱していなかったものと思われる。例の邪馬台国やまたいこくの女王卑弥呼ひみこは、『魏志倭人伝ぎしわ』によると、「鬼道ヲ事トシ、能ク衆ヲ惑ハス．．．」とあり、美濃地方に存在した小国の首長も、多分に宗教的性格を持つて支配していたと考えられる。すなわち、呪術じゆを駆使した祭主の首長であつたことが推測される。

小国の存在は、既に弥生時代に出現していたが、大小古墳の分布状況から、小地域を支配する小豪族にとどまっていたに過ぎなかった。それがやがて、より強い勢力によつて統合され、大豪族の道をたどつていったのか、あるいは、

小豪族の連合によって、国家の母胎である政治集団へと成長していったのか、その過程は明らかでない。いずれにしても二世紀ころには、この地方にも群小の部族が広く存在し、これらの集団は、より大きな政治集団へと成長していったものと想定される。そして、この集団が歴史上において、大きな役割を果たしていったことは否定できない。

大和朝廷の起源については幾つかの説があるが、邪馬台国が北九州にあったとすれば、その勢力範囲は九州に限られる。一方、畿内大和にその設立を比定する説をとると、邪馬台国が統率して

いた三〇からの小国の一つ弥奴国が、美濃にあったといわれている。これが事実とすれば、美濃国の存在は二世紀にまでさかのぼることとなる。文献からすると、『古事記』や『日本書紀』には、大和朝廷の起源や成立の過程が記されているが、作爲のあとがみえ、信頼に乏しいものがある。したがって、現時点ではその発祥地を九州にするか、あるいは大和に求めるのかは、確定していないのが現状である。

大和朝廷の出現により、はじめて国家といわれるものを作った天皇は、中国の文献の倭の五王の一人、崇神天皇とされている。この天皇は、神々を祭り農業を奨励し、さらに、北陸・東山道などを平定して、その領土を拡張した天皇として伝えられている。この伝承を信頼すれば、美濃地方が中央に服属した時期は四世紀であり、近江について早い時期に、中央の勢威に従ったことになる。これを文献から明らかにすることはできないが、美濃地方の古墳文化から推定すれば、ほぼ同時期とみることができる。

美濃で古墳が集中する地域は、岐阜・大垣市周辺と不破・揖斐・可児郡の五地域である。この地域の古墳は古墳群となっていて、かなりの勢力を持っていた豪族が、この地方を支配していたことであろう。大和朝廷の勢威の歩みは、近江から美濃地方に延びてきたが、まず西南部に浸透し、それ以降、急速に美濃地域全域に及んでいったものと思わ

れる。それが四世紀と推定される。

部民集団

朝廷や豪族に集団として支配されていた人々を部^部といい、彼らは、特殊技能で奉仕したり、貢納や労役を義務づけられていた。部民制は、五世紀はじめのころから、大和朝廷の権力強化によって確立されたものである。公民と私有民の両部が存在していたが、一般的には三つの種類があった。第一の種類は品部^{とよべ}と呼ばれるもので、朝廷に直属する手工業や特殊技能者の集団で、職業部の性格が強かった。錦部・鍛部^{かきべ}・水部などがある。第二の部は、皇室に貢納する部であり、日下部・刑部・春日部などである。第三の部は、曲部^{かきべ}と呼ばれるもので諸豪族の私有民であり、大伴部・蘇我部などの部民があった。

美濃に実在した部民は、大宝戸籍によってかなりの数を知ることができる。第一の種類としてあげられる部民は、水取部・工部・石作部・鳥取部・麻部などであり、第二の種類としては、日下部・刑部・矢田部・白髪部・生部など、第三の種類として、大伴部・物部・三野部・阿刀部・穂積部などがあった。このほかには、建部・伊福部・語部が存在していた。

建部は、第一の種類部の手工業に属するもので、主に、西美濃地域に設定されていた部民である。伊福部は、皇室一家の物資の貢納を職業としたとされ、第二の種類に属し、美濃の中央部から東の地域にあったと推測されている。語部は、文字通り語り言を行う職業で、第一の種類に属し、美濃の各地に数多く実在していたことが、文献から確認されている。そのほか、中国や朝鮮の帰化系と思われる氏族が、部民として美濃に移住していたことが、当時の戸籍から推測されている。

これらの部民制は、その後、原則的に廃止されて一般の公民となったが、一部は品部や雑戸として、朝廷に従属さ

せられたものもあった。

壬生部（生部）の存在

壬生部は生部とも書くが、単に壬生と表記される場合もあった。ともに「ミブ」と読み、いずれも壬生部が設定されたことに基づくものである。壬生部は、『日本書紀』に「…壬生部ヲ定ム」とあるのが記録としては最古のもので、これによると既に、五世紀にこの部が設定されていたことになる。壬生部は、当初皇室の経済的基礎を確立させるため設置されたものであった。しかし、その後皇室の有力な軍事的基盤ともなつて、身辺の護衛にあたつたようである。そして、宮城門の警備に従事する職務に就いたこともあった。

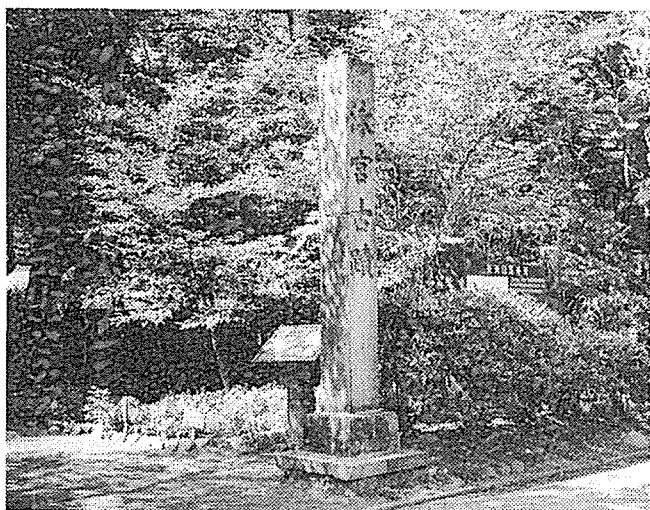
壬生部は、大宝戸籍にある美濃の池田郡や加茂郡のみならず、ほかの地域にも、多く設定されていたことが推定できる。そのため、中央から官人が派遣されて、管理する方法がとられたが、あるいは、部族の有力者が統率するという方法が続いた場合もあった。これらの経緯から、壬生部や生部は、その後壬生氏・生部氏の氏姓となり、さらに、壬生郷・生部郷という郷名に変化していったのであった。

川辺町の上米田地区の郷名が、生部郷として伝えられているのも、早くから開かれた地区であることによる。そのため、壬生部が設置され、皇室の経済を支えたものと思われるが、生部氏の存在もあったことであろう。

二 中央勢力の伸張

大和朝廷と美濃の豪族

古代の美濃加茂盆地は、木曾川に沿って広大な原野が展開し、農耕生活の場として、極めてよい条件を備えた丘陵地帯であった。そのため、この地域には二〇数か所の遺跡が確認されており、その分布状況からみて、早くから開けていたことが推測できる。いわば遠い古代に、この地域が文化の中心地であったことは否定できない。この盆地の農耕民族は、紀元前既に部族集団として、醸成されていたものと思われる。そして、より大きな政治集団に統合されて伸展し、やがて木曾川周辺を領国とする、小国家が形成されていたのではあるまいか。



泳の宮

当時、大和朝廷は国内統一を目指し、その勢力をしだいに東日本へと浸透していった。そして、この地域の小国を支配下に置いたが、小国の首長たちが、どのような変遷によって吸収されていったのか明らかでない。しかし、大和朝廷は比較的早い時期に、美濃全域を勢力下に入れ、その東限がこの地方であったと推定されている。

大和朝廷草創期に、美濃に泳の宮という行宮があったと記録されている。それは、現在の可児市久々利とされ、景行天皇があるじである。旧跡は御殿畑という地内にあって、天皇がみずから鯉を放ったという池も、その跡がわずかに残っている。権勢並ぶ者なきまでになった王朝が、なぜこの久々利に行宮を構えたのか、これには多くのなぞが残されている。あるじの景行天皇が、美濃に行幸したという史実も明確でない。しかし、幾つかの物語が生まれるほど、こ

の地方が中央と密接な関係にあったことは事実であろう。

泳宮の弟媛伝説

泳宮の伝説については、『日本書紀』景行天皇の条に、八坂入彦皇子の女の説話として記載されている。それは次のようなものである。

景行天皇の即位四年の春、美濃に行幸したときのことである。側近の者が、この地にまれにみる美人の女性が住んでいることを申し上げた。女性は八坂入彦の次女で、一族は天皇と姻せき関係にあった。天皇は、そんなによい女性なら后妃に迎えようと思って、弟媛の来訪を待ち受けた。しかし、彼女は容易に顔を見せず、天皇の催促にも応じなかった。そのため屋形を訪問したが、その度に、驚いて竹やぶの中に隠れて、会うのを拒み続けていた。

天皇は策を巡らし、従者に命じて近くに池を掘らせ、満々と水をたたえて数多くの鯉を放っておいた。近隣の住民は、そのみごとな鯉を見ようとして集まり、うわさはやがて弟媛にも伝わった。天皇は、ひそかに池に近づくと彼女の姿をじっと待ち続けていた。池のほとりに立った彼女の姿は、優しい心を象徴するかのような、長い髪を持ち主であり、柔らかで、しかも豊かな肩、そして物静かな足腰と、それらが言いあらわしがたい女らしさを、天皇の心に与えてしまった。天皇は、従者に彼女を捕らえさせて連れ帰った。

行宮に止め置かれて数日、天皇は、改めて弟媛に后妃として都に来るよう促した。しかし彼女は、「このような不自然な行為で、私の心を捕えることは不可能です。」と言って拒絶し続けた。そして、不幸にして皇威に勝つことができず、行宮に閉じ込められたことを嘆き悲しんだ。「私に一人の姉がおります。容色も心も麗しく、私の代わりに都へお連れ下さい。」とも言つて、自身の栄達を望もうとしなかった。その決心には、てこでも動かすことができないほどの、断定的な強い響きがこめられていた。天皇は、いまさらながら彼女との間に距離を感じ、その遠さに、どうすること

もできない寂しさを味わっていった。

その年の十一月、天皇は后妃となった姉を連れて、九か月の行宮生活を後に都へ帰った。そして、姉の後妃との間に生まれたのが後の成務天皇である。

この物語は、『日本書紀』に詳しく記載されているが、求婚された女性が身を隠し、男性がそれを探し出すのは古代の婚姻の習俗であった。しかし、この物語が果たして事実を伝えたものとするには疑わしい点がある。

景行天皇は、史実からみると架空の人物とされているが、一方では、大和朝廷の統一者として、かなりの暴君であったとの伝承もある。いずれにしても、大和にあった豪族が、この地方を早くから支配下に置いていたことは、遺跡の発掘品から実証できる。そして、八坂入彦も皇室の一支族として、可児・加茂地方を統治していたと推定される。

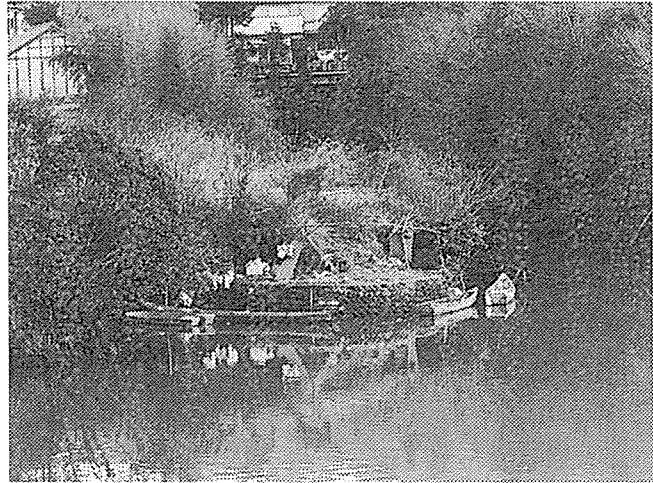
景行天皇の事跡

景行天皇の事跡は飛驒川流域、特に川辺町に数多く伝えられている。町内の栃井神社には木の根橋が現存しているが、次のような記録がある。「西栃井地内、飛驒街道二沿ヘル路側二一小社津

島神社アリ、境内広カラザレドモ老杉数幹、千歳ノ翠ヲキワメタル下、俳仙ノモノセシ碑三、四アリ、能田川ニ社頭ヲ流レ杉根数株索綜シテ西岸ニ達シ、宛モ天然ノ橋ヲ架ス、所謂木ノ根橋ナリ、人馬橋上ヲ来往セリ、古昔景行天皇ハ東行ノ際、途ヲ此ノ地ニトリ、可児郡ヘ渡ラセ給ヒシ古跡ナリト伝フ。」

とあり、景行天皇の巡幸を物語っている。

町内上川辺地区には、天子の渡しと呼ばれる渡し場が残っている。別名芳賀の渡しともいい、阿夫志奈神社東側の天子の渚と、対岸下吉田地区の、尾賀野川入江とを往復する渡し場であった。往古の街道は、西栃井地区から飛驒川を渡り、対岸福島地区を経て下吉田地区に至り、さらに、上川辺地区で再び飛驒川を横断していた。そのため、景行



天子の渡し

天皇がこの渡し場を利用したことから、天子の渡しと名付けられたとの伝承がある。また、東北端には御座野という地名があるが、天皇巡幸のさい、この地に滞在されたことから、名付けられた地名といわれている。そのほか、天徳という地名もゆかりの土地であると考えられるが、天皇が滞在するほどの豪族がこの地区には、既に定住していたものと思われる。

一方、同町の下麻生地区には、天子の滝が現存している。日後谷より遠見山を右に見て、山間の茂みを谷川沿いに進むと、岩壁を伝って傾斜しながら落下する一条の白糸の滝に達する。このあたり一帯は、かつて南天が多く自生していたことから、南天滝と呼ばれているが、天皇巡幸のさい、この淵で身を清められたといわれている。

上川辺地区の阿夫志奈神社の境内には、弟媛を祭る乙姫神社いとうひめが実在している。

神体は木像彩色の女人像で、かなりの歳月を経た神像である。そして、古来から婦人の病気に靈験あらたかな祭神として、多くの女性の信仰を集めてきた神社である。この神社の由来書によれば、乙姫は后妃となるのをきらい、可児からこの地に逃れて、清貧に安んじながら、生涯を終わったと伝えられ、村人がそれを哀れんで、神として祭ったといわれている。その墳墓も近くにあったが、道路網の整備にともない消失してしまった。

乙姫の古墳は、可児市に隣接する土岐市にもある。市の北部に古墳群があり、その中心をなしているのが乙塚古墳いとうづかで、乙姫の墓と伝えられている。直径二七・三メートル、高さ七・三メートルの円墳で、石室の大きいことで知られ

ている。

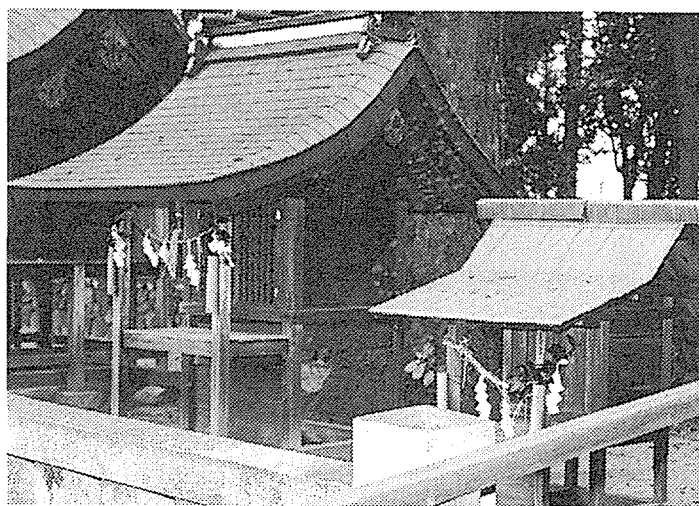
景行天皇が伝説上の天皇とした場合、川辺町に來たのはいかなる人物であつたのか、考えられるのは、飛驒に北征した大和朝廷の、武振熊なる武将である。この武将が飛驒に侵攻するさい川辺に滞在し、数々の伝説を残していったと考えられるが、推定の域である。

第二節 国郡名と郷名

一 国造と県主

美濃の国造

大和朝廷の支配圏が、遠くにまで拡大されるにしたがい、かつての部族的小国家の首長であつた各地の豪族は、それぞれ一定の地位を与えられた。すなわち、氏や姓が授けられ、あるいは地方に設置された国・県あがたの行政官である、国造・県主くんのみくにに任命されて、朝廷に仕えることとなつた。これらの首長は、中央政府の地方官になることによつて、その地位の保障を受け、勢威の安定をはかつていったが、土地や部民は、依然として私有化の状態であつた。いわば独立性の強い地方国家的存在で、貢物を納めることによつて中央政府の承認を勝ち得た、豪族のままの地方官に過ぎなかつた。



乙 姫 神 社

この国県制の、国・県という上下二重の地方組織は、六世紀以降に成立したものと思われる。中国の文献の『隨書倭国伝』に、その存在をうかがわせる記事がある。

美濃地方の国造の名称が、文献に表記されているのは美濃国造である。『日本書紀』に、「天皇、美濃国造、名ハ神骨ガ女、兄ノ名ハ兄遠子、弟ノ名ハ弟遠子、並ニ有国色シト聞シメシテ、即チ大碓命ヲ遣シテ、其ノ婦女ノ容姿ヲ察シメタマフ。時ニ大碓命使チ密ニ通ケテ復命サズ。是ニ由リテ、大碓命ヲ恨ミタマフ」とあり、美濃国造の神骨の女をめぐる話の中で、はじめて出てくる。『古事記』には、「三野国造ノ祖、大根王ノ女」とみえるが、神骨と大根王とは同一人物である。

そのほか牟義都国造『上宮記』・本巢国造『古事記』・額田国造・三野前国造・三野後国造以上造本『国記』がある。このように美濃には、三野の国造・牟義都の国造・本巢の国造・額田の国造・三野の前の国造・三野の後の国造と、六つの国造が文献上には記載されている。このうち、牟義は武芸の郡に相当し、本巢は本巢の郡に、額田は池田の郡と思われる。また、三野前国と三野後国とあるのは、三野を前後に分けたものと推定される。「前後」とは、越前・越後・筑前・筑後・肥前・肥後などの前後と同じように、都からの遠近によるものである。三野前国造は、本巢国造とその伝承が一致するので、本巢の国造とみなされるが、三野後国造については記事が少なく不明である。しかし、可児・加茂の郡に小国があつたことから、これが三野後国となし、西濃地域を前とし、東濃地域を後とする説がある。一方この前後の意味を、時代の前後とみる説も実在している。

国造の実際の職務はどのようなものであつたのか。大和朝廷から負わされたその義務には、子女・子弟を貢進すること、国造自身が朝廷に出仕して天皇に仕えること、現地の部民や屯倉を管理するなどの職務があつた。このほか、

軍事的な職務もあつたことであろう。

国造がその地位を守るため、武力を持っていたのは当然のことである。新羅征討のさい、二万五〇〇〇人の兵を提供した『古事記』との記事、あるいは、百済王子が本国に帰るさい、勇士一〇〇〇人を率いて、王子を護衛した『日本書紀』の事実など、国造の、軍事的要素の濃い一面をうかがわせてもいる。

鴨（加毛）の県主

県は行政的な名称で、その語源については種々の説があるが、田舎あるいは村と同義語ともいわれている。しかしその起源は古く、畿内を中心として、九州地方にも置かれていたのであつた。

県には二つの種類があり、一つは大和朝廷の直轄地として、天皇家の必需品や労力を提供していた。主に、大和をはじめとして、山城・河内・摂津などの畿内を中心とした地域にあつた。今一つは、稲置が置かれた県で、稲置は、一般的には稲の収納を任務とするものであつて、国造の治めた国のもとに、その管理の役所として設置されていた。この県は、前の県に対して時代が新しく、大和をはじめ東国では、近江・美濃・尾張、西国では但馬・出雲・讃岐などの国々にあつた。井上光貞「日本古代国家の研究」

美濃国の県主については、『古事記』や『日本書紀』にはなんらの記事は伝えられていないが、姓氏録、あるいは加毛郡半布里戸籍に、神社名・氏名として県主や県の記載がある。したがって、美濃にも県が設定され、県主がそれを支配していたことが想定できる。

半布里戸籍には、県主という氏の名の戸が二戸、県造という戸が三戸、県主族という戸が一五戸数えられる。『延喜式』の神名帳には、加茂郡の条に県主神社と記されており、鴨県主神社とも呼ばれていたという。さらに、『美濃国神名帳』の加茂郡の条にある小山県明神も、前記県に関係があつたものと思われる。

加毛郡半布里（富加町羽生）に居住していた県に關係のある人々は、かつて加茂地方にいた県主の一族の出身であり、その県主の名は、鴨県主であつたと推定される。すなわち、鴨の県は、加茂郡にその本拠を持つていたものと思われる。この鴨県主の本拠は、牟義都国造の本拠と考えられる武義郡とともに、美濃の東部にあつた。この鴨県主の一族と牟義都の一族とは、互に密接な關係にあつたことが半布里戸籍から推測される。いわば婚姻關係にあつたことを示しているが、両者は親族關係を持続しながら、それぞれの地域で有力豪族として、勢力を保持していたことであろう。阿部武彦『国造の姓と系譜』

鴨県主は、大和朝廷の直轄地の一つとして設置されたもので、種々の貢納があつた。その典型的なものとしてあげられるのは、山城の葛野県である。この県を支配する鴨県主は、宗教的な力に依存し、大和朝廷は県主を介して、土地と人民に支配を及ぼしていたようである。そして、貢納と労役を恒常的に得ていたが、具体的には、薪炭と氷室の水を貢納していたのであつた。井上光貞「カモ県主の研究」

このように、大和朝廷の直轄領のすべての県は、様々な内容の貢納を行つていたが、半布里戸籍には、水取部を氏の名としているものの記載がある。水取部は水部とも書き、美濃の鴨県主の一族が水取の伴ともに選ばれて、水を朝廷に貢納していたものと思われる。

県の語源から推考すると、川辺町下麻生にある県神社、上川辺の県神社、鹿塩の県大明神などが、美濃加茂市にある県主神社と、どのような關係にあつたのか明らかでない。しかし、古代飛驒路の駅家が下麻生にあつたという説からすれば、そして旧街道の、鹿塩―上川辺―下麻生という経路から推定すると、鴨県主と、かなり重要な關係にあつたことは否定できないものがある。

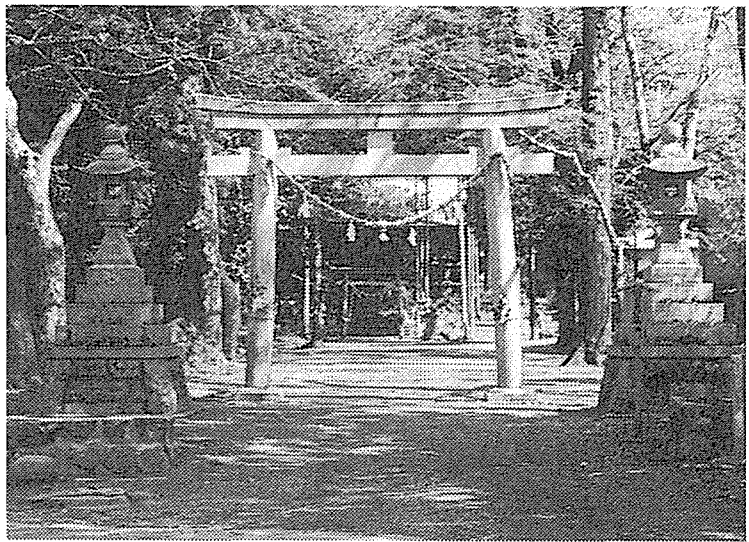
県主は、国における国造と同格の場合もあって、その統治範囲が一国のような広大なものから、極めて小さな地域に限られたものまであった。元来、国と県の制度は当初から置かれたものでなく、便宜上可能な地域に設置されたが、国造と県主の関係は、幾つかの説があつて明らかでない。当時の戸籍から推定すると、国造の方が県主より支配力が強かつたともいえる。国造・県主制度は七世紀ごろまで続き、以降は姓として残つた程度であつた。

二 美濃の国名と加茂郡名

国郡里制

古代の国家体制は中央集権の体制であつた。そのため、全国一律の行政組織が設置されたが、これが国・郡・里制の地方行政組織であつた。そして、国には政庁のある国府を、郡には郡長を、里には里長を設定した。一方中央政府は、この国府と都を直結する必要から、主要幹線道路（東海・東山・北陸・南海・山陽・山陰・西海の七道）を区分し、その支路も整備されていった。このとき美濃国は、近江・飛騨・信濃などの国々とともに東山道に編入された。

国は幾つかの郡によつて細分され、郡の下部組織として里が設定されたが、国は郡を、郡は里を統轄していった。その基準として、「およそ郡は四〇里をもつて大郡となし、三〇里以下四里以上をもつて中郡となし、三里をもつて小



県神社

郡となす」とあり、さらに、「およそ五〇戸をもって里となす」とも定められた。それにより美濃国の郡は、多芸・不破・安八・大野・本巢・方県・厚見・各務・山県・武芸・賀茂・可児・土岐・恵奈の一四郡となった。その後、八世紀以降には分割によって、新たに石津・池田・席田・郡上の四郡が設置されて一八郡となった。

大宝令の地方行政組織の整備によって、国―郡―里制が採り入れられたが、霊龜元年（七一五）に改正され、国―郡―郷―里制となった。いわば、これまでの里が郷と改称され、その下により小さい里が設定されていた。その後、この新しい里は機能を失い廃止されたが、郷は現在の町村名、里は字名とも思われる。

美濃の語源

「美濃」の国名が成立したところ、どのように表記されていたかは明らかでない。美濃という国名が用いられるようになったのは、和銅六年（七一三）の中央からの指示以降であった。それまでは「三野」国とされていたし、藤原宮跡出土の木簡^{もっかん}には、「三野」「御野」国となっているが、後述する大宝二年（七〇二）の戸籍では、「御野」国の名称が用いられていた。したがって、このころは「三野」および「御野」と称されていたと考えられる。そのほか、「美乃」「三乃」あるいは「深野」という説もあつて、必ずしも統一されていなかったようであった。

美濃の語源については諸説がある。三野とは三つの大きな野、すなわち、青野・各務野・加茂野の三つの原野から三野、あるいは深野とも称されていた。さらに、御野の表現の由来として、禁制の獵野があつたことに由来する名称との説もあるが、崇神天皇が不破郡の垂井まで行幸され、以来、御野と名付けられたともいわれている。また、美濃とは身悩む、身濡れの略との提言もある。ナヤムの言葉を一言に短縮するとヌとなる。ヌがノと変じたとも考えられるが、推定の域である。

文献上からみると、本居宣長は、美濃の国名の由来を、「真野まのなるべし」といつているが、真野は和名抄の不破郡に、「真野」という郷があることによったのであろうか。また、美濃という郷名は本巢郡に「美濃」という郷がある。そのほか、美濃以外の国にある同名の郷の名前には、相模の高座郡に「美濃」があり、越中の砺波郡に「三野」、播磨に同名の「三野」、備前に「御野」、阿波に「三野」など、かなりの数に及んでいる。

加茂の地名は、大宝二年（七〇二）の戸籍に、「加毛郡半布里」とあつて、「加毛」の字が表記されている。延喜式神名帳には、「賀茂郡」とあり、また和名抄にも「賀茂郡」とあるが、平城京出土の木簡

には、「加茂郡」が用いられている。

加茂郡名を諸文献からみてみると、新撰姓氏録に、「鴨ノ縣主ハ賀茂ノ縣主ト同祖ナリ。．．．」とあり、山城風土記には、「賀茂ト称スハ日向ノ曾ノ峯ニ天降りマシシ神、．．．山代ノ国ノ岡田ノ賀茂ニ至リ給ヒ、山代河ノマニマニ下リマシ、葛野河ト賀茂河ト会フ所ニ至リマシ、賀茂河ヲ見ハルカシテ言リ給ヒシク。．．．ソノ時ヨリ名ツケテ賀茂トイヘリ」とあつて、古くからこの名称が用いられていたことを物語っている。

全国の加茂郡名は、伊豆の加茂郡をはじめ、佐渡・参河・播磨・安芸にある。このうち伊豆の加茂郡は、平城京出土の木簡に表記されており、延喜式神名帳に「加毛神社」の記載もある。播磨の加茂郡は、神名帳には「賀茂郡」とあり、風土記には「加毛郡」と記載されていて、二羽の鴨が巢を作ったことからの郡名とある。また、加茂別雷神社や加茂神社などは、全国各地に実在している神社名である。

川辺町には、福島地区に加茂神社があり、祭神は鴨別雷神である。美濃加茂市今泉にある加茂神社も、祭神は鴨別雷神であり、同市蜂屋の加茂神社は、加茂建角身命を祭神としている。そのほか、同市加茂野と、富加町夕田にも加

茂神社が実在している。このうち、蜂屋地区にある加茂神社と、太田地区にある県主神社、坂祝町の坂祝神社の三社を、三つの加茂神社と称しているが、その経緯は明らかでない。

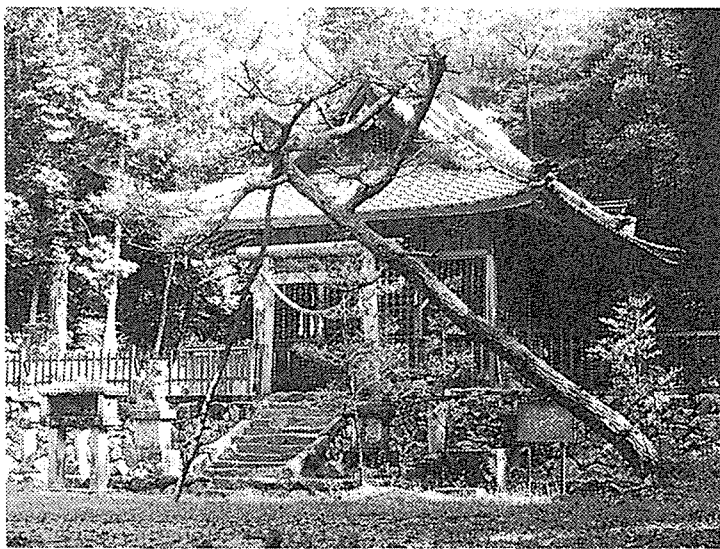
加茂の地名の由来は、鴨の県主にあるともいわれている。『古事記』や『日本書紀』に、その一族の記述があり、姓氏録にも「鴨県主」の名が出てくる。今一つは、美濃加茂市の県主神社の社伝によれば、源義綱が奥州征伐の途次、この神社を拝したことがあった。義綱は京都の加茂神社で元服したときの名前であり、それ以前は加茂次郎と名乗っていたという。後に、京都の加茂神社をこの県主神社に勧請したともいわれているが、京都の加茂神社と、加茂県主とは直接関係はなかったものと考えられている。

いずれにしても、加茂郡のカモの名が、鴨県主の名に負うものであると推定されるが確証はない。しかしながら、両者の間には、なんらかの関係があつて、加茂郡と命名されたものと考察される。

三 加茂郡の郷名

一二郷

国一郡一郷の設置により、美濃国は当初一四郡であつたが、その後、四郡を加えて一八郡となり、郷の総数は一三二郷であつた。この郷は、後の村に相当するもので、加茂郡は、和名抄によれば一二



加 茂 神 社

の郷があつたと記載されている。それらは、川辺町・美濃加茂市・富加町の地域で、郷名は次のとおりである。

川辺 カワベ。川辺町である。下川辺・上川辺地区などを包含していた。

生部 オフベあるいはミブと呼ぶ。大宝二年(七〇二)の半布里戸籍に、生部という人名が記載されている。『濃飛両国通史』は、延喜式神名帳の「太部神社」をこれにあて、オフベとして川辺町上米田地域としている。『岐阜県史』は、生部を壬生部設定によるものとして、ミブとしているが、川辺町比久見地区と考えられる。

米田 ヨネダ。広範な穀倉地で、川辺町上米田地域から、美濃加茂市下米田地域一帯である。

駅家 ウマヤ・エキヤなどと読む。延喜式に「賀茂駅、馬四疋」とあり、飛騨路の一駅として、川辺町下麻生地区といわれている。東山道の駅家として他地域にこれを求めると、各駅間の里程・馬数があわないものがある。

曰理 ワタリ。木曾川または飛騨川の、渡津より起こった名で、美濃加茂市古井町であるという。木曾川を隔てて可児郡曰理郷と相対す。

志摩 シマ。美濃加茂市小山地区とされているが、小山地区から牧野地区にかけての、地域ともいわれている。

小山 オヤマ。天平勝宝二年(七五〇)の奴婢帳に「小山郷」、美濃国神名帳に「小山縣明神」とある。『濃飛両国通史』は、美濃加茂市山之上地区としているが、坂祝との説もある。

神田 カンダ。延喜式神名帳に「神田神社」、美濃国神名帳に「神田明神」とあり、美濃加茂市太田地区とされている。

中家 ナカツヤ。小山・神田・埴生の各郷の間に位置すると『濃飛両国通史』にあり、美濃加茂市蜂屋地区であるという。

井門 イノベ。和名抄の、讃岐国三木郡の記述からこのように読むという。美濃加茂市稲辺地区といわれる。

美和 ミワ。半布里戸籍に「神人^{みわ}」の名がある。また、美濃国神名帳に「美和明神」とある。三輪の氏人の祖先を祭りしものとして、美濃加茂市三和地区とされているが、今泉地区と推定されている。

埴生 ハニユウ。大宝二年（七〇二）の戸籍、「御野国加毛郡半布里」の半布^{はにゅう}の里のことである。富加町羽生地区で、同町夕田地区もそれに属していたと推定される。

加茂郡に隣接する武芸郡（近世になって武儀郡）は、九郷に分かれていた。そのうち、揖可・大山・稲朽の三郷は、後に加茂郡に編入された。

揖可 イブカ。美濃加茂市伊深地区である。中世には揖深、後に井深と表記された。

大山 オオヤマ。富加町大山地区。加治田地区もこれに属していたといわれている。

稲朽 イナグチ。関市稲口地区。かなり広い地域に渡っていたという。

川辺町鹿塩地区は、古代どの郷に属していたのであろうか。地理的にみれば美和郷と考えられるが、この郷が今泉地区と推定されているので、揖可郷とも想定される。ただし、当時人家が散在していたかどうかは不明である。

川辺郷内にあった神坂地区。この神坂という地名の由来は、『古事記』『日本書紀』によれば、古代、神々が通った道として、その名称の由来を記述している。また交通上の重要路を指して言ったともいわれている。この神坂地区には、過去に古墳が集中しており、一方、鹿塩―神坂という古街道の経緯から、古代、既に人々の注目を集めたところであった。

第三節 律令体制と地方制度

一 大化改新

改新の詔

大化改新は、中大兄皇子を中心とする改新派が、蘇我父子を打倒することで幕をあけた。この改新派が実権をにぎると、政府部内の体制が固められ、年号を大化と改められた。そして、次々と改革に着手していった。大化二年（六四六）の「改新の詔」がこれである。

大化改新の詔については種々の説がある。『日本書紀』にある記述をすべて否定する説、あるいは、大化年間に出されたが、書紀の編さん者の造作である説などである。野村忠夫「研究史・大化改新」

詔は四つの章に分かれていた。一つには、土地・人民の私有を廃したことで、公地公民主義であり、全国の土地・人民の一元支配体制の確立であった。二つには、畿内の四つの境界を定めて、「畿内国」とし、これを中心として、各地に駅馬・伝馬の制を定めたことである。三つには、戸籍・班田収授の法の施行であった。この法は、中国の土地法にならって土地を公民に分割し、耕作させるのを目的としたものである。すなわち、班田収授の法の施行こそ、律令体制の確立にはかならなかった。四つには、田地の調と戸別の調、官馬の制と兵制を定め、貢進の法を定めたことであった。

これらの法は、その内容がすぐに施行できたのではなく、天智天皇時代の近江令などの補修を経て、浄御原令・大

宝令によって、実現されていったのである。

壬申の乱

大化改新による政治の矛盾は、土地や人民を失った豪族たちの不満となって表面化し、中央政府に対する批判は、根強いものとなりつつあった。やがて、天智天皇が近江宮で崩御すると、皇弟大海人皇子によって、反乱が起こされていった。美濃を舞台にした世にいう壬申の乱（六七二）がこれで、歴史の歩みを大きく決定づけた大乱であった。

吉野の仮宮を進発した大海人皇子は美濃に向ったが、このとき、美濃の豪族は三〇〇〇人の軍勢を動員して不破の道を押え、皇子を迎えた。美濃が皇子側に加担したことによって、近江の天皇側は敗走したが、まさに、美濃の動向が乱の行方を左右したのであった。

壬申の乱の終結から一か月、多くの論功行賞の発表によって、その処分を行った大海人皇子は、不破の行宮から飛鳥の浄御原宮に入った。この乱で、美濃の地が重要な役割りを担って、在地の豪族が活躍したことは、『日本書紀』に記述されている。その代表的な人物は村国男依むらくにおよりであり、身毛君広むけつきみひろであった。

村国氏は、美濃国各務郡の東部、村国の里を中心にし、尾張国葉栗郡の北部に及ぶ、小地域を基盤とした豪族であった。大海人皇子が吉野を進発するに先立ち、村国氏は私兵を率いて伊勢国で皇子を迎えた。そして既に、不破の幹線道路の確保と、美濃での兵力動員を報告したことは、皇子に力強い援軍の印象を与えたことであろう。その後村国氏は、近江宮を攻撃する主力軍の中心となって、勝利をもたらしたが、その功績は大きく評価されたのであった。以来、美濃の一豪族に過ぎなかった村国男依は、中央政府の貴族官人として処遇されたのであった。

身毛君氏は、武義郡と、郡上郡域を含めた広い地域を、支配していた伝統的な地方豪族であった。そのため、早く

から大海人皇子に従って吉野にあったが、その働きについての記録は残っていないのが実状である。したがって、乱後における恩賞についての史料も見あたらないが、功労のあったことは否定できない。身毛君氏は、乱後中央政府の官人への道を求めることなく、故郷に帰っていったのであろうか。その没年も明らかとなっていない。

そのほか、壬申の乱で功労のあった伊賀・伊勢・尾張・美濃の四か国を対象に、調役や労役の負担を一部免じたり、あるいは、官位を与えるなどの措置がとられた。しかしこの優遇処置も、やがて律令法の完成とみられる大法令の体制のなかで、解消されていた。

大海人皇子は即位して天武天皇となり、諸制度の一新をはかる意味から、律令の編さんに着手することを宣言した。これは壬申の乱後の、体制の整備を定着させるための、新しい方向づけを示したものと考えられる。そして、八年後の持統天皇の代になって、浄御原令が制定され、これをもととして、大宝律令・養老律令ができあがるのであった。

文武天皇の代に、先の浄御原令の改定が行われることになった。そして、大宝二年（七〇二）の一〇月、大宝律令

大宝律令の全国的施行となり、中央集権による地方行政組織の確立がはかられていた。大宝律令の具体的なものとは十分に伝わらず、天平宝字元年（七五七）施行された養老律令の中にあつて、それを大宝律令といっている。

大宝律令における地方行政制度は、国々を大国・上国・中国・下国の等級に区分し、それぞれに国司が置かれ、これを守（かみ長官）と称した。この国司は、中央政府から、一定の任期で派遣されていたが、国司の政庁のあるところが国府であつた。美濃は大国の等級に入り、国府は、不破郡の府中に設置されていたが、現在の垂井町にあたるといふ。国の下には郡があり、これはもともと「評」と書いていた。郡の政庁を郡家と呼び、その職員を郡司といったが、

この役職は在地から任用されていた。中央から派遣された国司の権限は、郡司より優先することは当然のことであるが、ここにも、中央集権的な政治の実態をみることができる。加茂郡にも郡家・郡司が設置されていたと推定されるが、明らかでない。

郡の下には里さとがあつた。一里は五〇戸をもつて構成していたが、里内の戸は五戸ごとに保を結んでいた。つまり、五戸ごとに一保を成していたのであつて、戸による相互監察の組織であつた。たとえば、同保内の戸が逃亡した場合、残りの四戸でこれを探す義務があり、その期間は、田の代耕を行つて租と調を収めること。あるいは、保内に犯罪が発生したときは、これを報告することなどのことが課せられていた。そのほか、兵士の徴発も行われていたようである。

大宝律令下の地方制度は、このような国・郡・里・保・戸によつて施行され、この制度は、当時の「御野国戸籍」からうかがい知ることができる。

一一 御野国戸籍

古代戸籍の役割

律令国家体制下における戸籍は、民衆支配の台帳として、最も重要な存在であつた。そのため戸籍作成は、すべての人民を登録する基本台帳として、古代国家の大切な事業の一つとなつていた。

この事業は当時、六年ごとに行うのが原則であつた。

わが国の古代社会において、全国的規模で作成された戸籍に、天智天皇九年（六七〇）の庚午こうごねんじやく年籍と、持統天皇の

朱鳥四年（六九〇）の庚寅年籍がある。しかし、『日本書紀』の大化二年（六四六）の条に、「初メテ戸籍・計帳・班田収授ノ法ヲ造ル」とある。さらに、六年後の白雉三年（六五二）にも、「戸籍ヲ造ル」とあるが、これらは、『日本書紀』の編さん者たちによる、造作と推定する説が有力となっている。したがって、全国規模の戸籍の作成は、庚午年籍が最初であるといわれている。

八世紀の戸籍の作り方をみてみると、作成期間は十一月から翌年五月まで。里ごとに三通作成し、二通を中央に送るなどとなっている。しかし実際には、この原則はあまり守られず、一年以上かかることもあったようである。

奈良時代の現存戸籍

年次	戸籍名
大宝二年	御野国味蜂間郡春部里戸籍
〃	本簀郡栗栖太里戸籍
〃	肩県郡肩々里戸籍
〃	各牟郡中里戸籍
〃	山方郡三井田里戸籍
〃	加毛郡半布里戸籍
〃	郡里未詳戸籍

国家による戸籍作成は、第一に、口分田と租のための基本台帳であること。第二に、身分を明らかにすること。第三に、本籍地の確認を行うこと。などを目的としたものであった。それによって、班田農民を、生産単位である戸として支配することができたのである。そのほか、兵役の対象としても利用されていたことであろう。

古代の戸籍は三〇年間保管され、それを過ぎると順次廃棄されていた。しかし当時、紙は貴重品であり、反古にされた戸籍は払い下げられて、略式文書や写しなどに利用された。そのうちの一部が、正倉院文書として現

存しているが、美濃国関係のものは上表のとおりである。

御野国戸籍

大宝二年に作成された「御野国戸籍」は、味蜂間郡（安八郡）・本簀郡（本巢郡）・肩県郡（方県郡）・各牟郡（各務郡）・山方郡（山県郡）・加毛郡（加茂郡）と、郡名不詳のもの一通を加えて、七通が

奈良正倉院に保存されている。

この戸籍から、美濃の豪族と思われるものを抽出してみると、**県主族・秦人部・石部・生部・物部・穂積部・守部・不破勝族・国造族・土師部・刑部・建部・漢部・漢人部・十市部・栗栖田君族・五百木部**などの名称がみられる。このうち、**県主・国造**は、地方の官職名が転化したものと考えられ、**生部・穂積部・建部**は、**天皇家と関係のあった部民**である。**土師部**は**土師器**を貢納する職業部民、**秦人部・漢人部**は**帰化人**と推定される。

各戸口（家族）の人数は、八人から九六人と大きな幅があり、平均すると二〇・九人である。その構成は、**戸主**と**家族**のほか、**寄人・奴婢**まで、**男の年長者から女の年少者**へと順に記載されていて、**大家族共同体**となっていた。**寄人**とは、身を寄せているものの名称で、**労働力**となっていたと推測される。**奴婢**とは**奴隸**のことで、**口分田**を与えられていたが、**人格**としては容認されなかった人々であった。

戸籍には**続柄**のほか、**官位**や**年齢**も記入されており、さらに、**病人・不具者**のことも明記されているが、これらは**租税**などの義務が果たせないことを表示したものである。

半布里の戸籍

大宝二年（七〇二）の「御野国加毛郡半布里戸籍」は、現在の加茂郡富加町羽生地区にあたるといわれている。総数一一保、五八戸よりなっていたが、そのうち五四戸、一一九人が記載されていて、いわゆる大村である。そして、全戸を中下戸・下上戸・下中戸・下下戸に分けられ、男女も良男・良女・奴婢に区分されている。一戸当たりの人数は、最大が四四人、最小が八人で、一戸平均二〇・七人であった。

五四戸のうち、**県主二戸、県主族一五戸、県造三戸**の、**アガタ**という氏姓的呼称を持った戸が二〇戸あり、それに、**秦人・秦人部の帰化人系**が二二戸で、その大半を占めている。そのほかは、**石部一戸、物部一戸、神人四戸、守部一**

戸、穂積部一戸、生部一戸、不破勝族二戸、敢臣族一戸である。

富加町夕田地区には、全長四〇メートルの茶臼山古墳をはじめとする前方後円墳が三基存在する。この地には、早くから有力豪族が定住していたものと推定され、県主集団がここに集落をなしていたとされている。一方、秦人集団の定住地は明らかでないが、五世紀ごろ渡来し、養蚕・機業を専業としたグループで、その部族が既に、加茂地方に定着していたものと思われる。

川辺町に関係のある生部を名乗るものは、半布里戸籍に一〇名みられる。生部の起源は、美濃国内の各地にあった壬生部の設置に基づくものといわれている。そして、延喜式にある太部神社に比定して、生部郷の所在を川辺町比久見地区に求めている。生部一族は、比久見地区に住んでいたであろう。

半布里の立地地域とされている富加町は、戸籍上からは大村であったが、地域的にみると、当時の水田の推定量から狭少とされ、一説には、美濃加茂市蜂屋地区に、半布里とは異なったもう一つの郷が存在したとの説もある。いずれにしてもこの戸籍は、八世紀はじめのころの、庶民の生活を知る上で極めて貴重な資料となっている。

三、班田収授と条里制

班田収授

班田収授の法とは、土地を人民に分割し、耕作させる土地法であり、男子には二段、女子にはその三分の二を、そして奴婢には三分の一を与える法であった。当時の段は、大宝令によって定られた町段歩制で、一町は一〇段、一段は三六〇歩と決められていた。

『日本書紀』によれば、大化二年（六四六）の改新の詔に、「初メテ戸籍・計帳・班田収授ノ法ヲ造ル・・・」とあり、白雉三年（六五二）の条にも、「是ノ月、班田スルコト既ニ訖^{おひ}リヌ」とある。しかし、果たして大化年間あるいは白雉年間に、この土地法がどの程度実施されていたかは明らかでない。次いで養老令に、「凡ソ田ノ長サハ廿歩、広サ十二歩ヲ段ト為シ、十段ヲ町ト為ス・・・」とあり、少なくとも、大化年代から養老年代に至るまでには、班田収授の法は完全に実施されていたと推定できる。

この班田収授法による口分田は、宅地や畑地は別であったが、給付対象者が死亡すると没収された。そのため、六・七年おきに徹底した戸籍調査が行われたのであった。しかし当時、必ずしも田地と人口のバランスは成立せず、人口が上回ったため、盛んに田野の開墾が奨励されていた。

田地の分与が拡大されるにしたがい、一戸当たり二〇町以上に及ぶ場合もあって、事実上の私有を認めるようになった。寺社・豪族に至っては、財力によって原野を開拓し、私田の拡大に努めるものもあった。口分田は、貧富の差をなくするのを目的としたが、田地に課せられる税の重さから、農民は、やがて田地を、寺社や豪族に寄進するようになっていった。

美濃の水田農業の収穫量は、当時どの程度であったのか、極めて粗放な耕作であり、収穫量は、一段当たり上田で一石という低い生産量であった。和名抄の記述によると、美濃の水田は一万四八二三町歩、したがって、米の収穫量は一四万八〇〇〇石となる。農業が生活の基盤であったこの時代に、美濃にどれ程の人々が定住していたのか。単純な計算方法をとれば、年間の一人当たりの飯米は一石、美濃国の人口は産米からすれば一四万八〇〇〇人となる。

例の半布里戸籍から推定すると、一戸当たりの人数は二〇人平均となっており、一郷単位の戸数は約五〇戸とすれ

ば、郷単位の人口は一〇〇〇人となる。したがって、加茂郡一二郷の人口は一万二〇〇〇人となるが、推定の域を出ていない。

班田収授の法は、条里制における地割りと密接に関係している。この法の実施により、男女に田地が割り当てられる場合、条里制の地割りなしに施行したとは考えられないものがある。

条里制

条里制とは、古代の耕地区画の単位で、地割りの一方を「条」とし、一方を「里」と数えたことから称したものである。一辺六町の正方形としたものを里とし、この里が幾つか集まって条里を構成していた。すなわち、里の中に三六の正方形の「坪」を想定し、平行式では一ノ坪から六ノ坪、七ノ坪から一二ノ坪というように、同じ方向に数え、千鳥式では、一ノ坪から六ノ坪、六ノ坪からは反対の方向に七ノ坪、一二ノ坪、さらに反対方向に一三ノ坪、一八ノ坪と数える。そして、坪の内は細長く一〇等分して、長地型の地割りをとって「段」とし、あるいは、縦に二等分したものをさらに、五等分する半折型（はぎり）の地割りとして、一段の田としたのであった。

この条里制は郡単位で行われ、「何郡何条何里何坪」というように呼んでいた。しかし、郡単位で行われたといっても、必ずしも画一的に一つの起点から実施されたとは考えられず、山間部などの小区域の条里は、それ相応の地理的条件によって実施されていたのであろう。

近年、土地改良や土地の開発などによって、その形状は急激に変化しているが、以前はかなり広い範囲にわたって、田が四方に整然とならび、碁盤の目のように走っていた。そしてその田は、均等に等分化されていたが、このような耕地は、古代条里制の跡をとどめていたのである。制度としての条里制は、古代国家とともに滅んでしまったが、土地割りのみは、一〇〇〇年を経た今日まで残っていたのであった。

川辺地方の遺構

この地方の条里遺構としては、木曾川段丘南にある美濃加茂盆地、その西端に位置する富加町羽生、飛騨川左岸の下米田町、右岸の川辺町地域に分布している。その遺構は次表のとおりである。

川辺町の遺構として、近年まで残っていたのは、中川辺大北地区の西の三反田であった。そのほか、条里の跡を思わせる地名として、五反田・八反田（石神地区）・四反田・八反田（上川辺地区）などがある。福島地区には、八ノ坪・戸ノ坪（十ノ坪）の地名があつて、遺構のあとをうかがわせている。恐らく、制度移行のさい、これらと同じような地名が、町内全域にあつたと推定されるが、いつの日か消失して、現在では残っていないのが現状である。

条里制という大計画は、郡単位の規模で実施しながらも、それを上回る統一的なプランで、推進されていったことであろう。既に、在地の豪族は独自に水田を開拓し、水路を持っていたことと思われ、この計画の推進にあたっては、隣接地域の人々との間に、利害関係の対立があつたことは容易に想定できる。そのような諸問題を解決しつつ、立案し施行されていった背後には、律令国家としての、支配体制の確立があつたことはいうまでもない。

平行式

1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30
31	32	33	34	35	36

千鳥式

1	2	3	4	5	6
12	11	10	9	8	7
13	14	15	16	17	18
24	23	22	21	20	19
25	26	27	28	29	30
36	35	34	33	32	31

半折型地割り

一				
段				

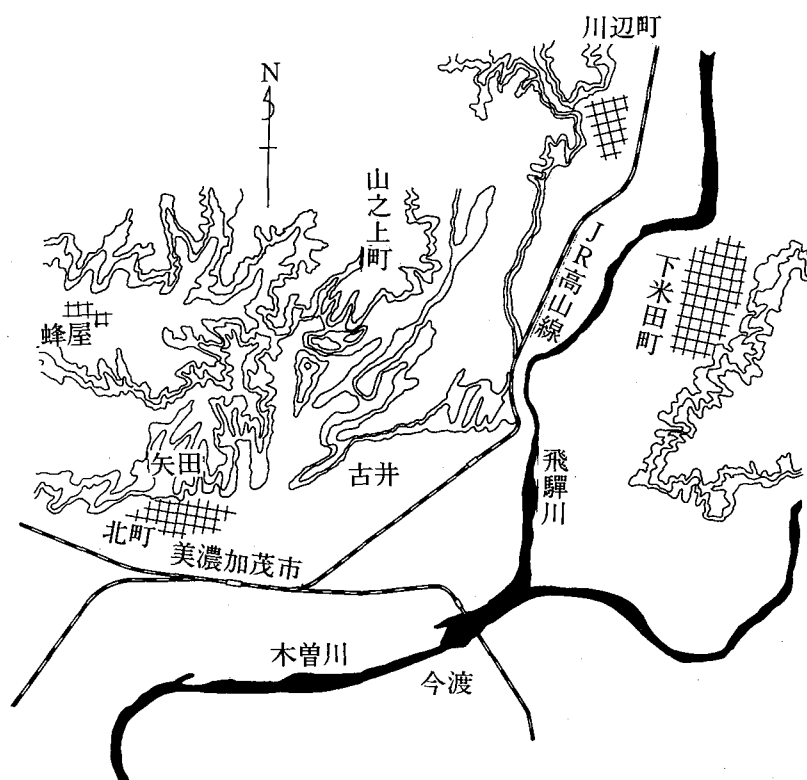
長地型地割り

一									
段									

四 租・庸・調

課税の内容

租税の主なものに租・庸・調と雑徭ざつようがある。租とは、水田の収穫に対する課税で、その収益は、専ら地元経済の支出にあてられた。現物納で、田一段につき二束二把（三升）、すなわち、収穫の三パー



飛驒川流域条里遺構図（岐阜県史古代）

加 茂 郡						地 区
下 米 田	中 川 辺	太 田 ・ 矢 田	鷹 之 巢	蜂 屋	羽 生	
一五	四	五	一二	一八	三五	整然とした坪概数
二三	一〇	一八	一四	一六	六	坪概数 くずれかかった
三七	一四	二三	二六	三四	四一	小 計
一七五						大 計

加茂郡条里遺存坪数（岐阜県史古代）

セントで、国や郡の正倉に蓄積された。庸は本来は夫役であるが、現物納として一戸につき布一丈二尺、あるいは米五斗とされた。調は成人男子の人頭税で、土地の繊維品・海産物・鉦産物などの名産に税が課せられた。繊維品に例をとると、課税の分量は一人当たり二丈八尺という、かなりの負担となるものであった。そして、雑徭とは労働を提供する税制であり、道路の補修、橋の架け替えなど、公的な奉仕が主となっていて、その日数は一人当たり年六〇日にも及んでいた。

調・庸を納めるといっても、これらを、みずから背負って毎年都へ運ぶ義務があり、これは農民にかなりの重荷であった。当時、美濃国の国府から京都までの行程は、上り四日、下り三日と記録されており、奈良の都までは、それ以上の日数がかかったのであった。

昭和三八年、平城京跡から約一二〇〇点の木簡が出土したが、その中の一枚に次のような記述があった。

(表) 「美□(濃) 国□□(賀茂) 郡生部 □□□□」

(裏) 「□□□□ 米五斗 養老五 □□□□」

判読不能の文字がかなりあるが、生部とは、川辺町比久見地区の郷名とされている。養老五年(七二二)に米五斗を、生部郷から奈良平城京に搬出したときの木簡で、表の不明分は人名、裏は人名と年月日であろう。

恐らく、木簡はこれ一枚にとどまらず、複数にわたって米が奈良まで搬出されたものと思われる、かなりの交流があったが、その所要日数・労力は大変なものであったと推定される。

そのほかに奴婢を納入する義務もあった。奴婢とは、男女の奴隷のことで、本来は労働として各戸で所有するものであった。

天平勝宝二年（七五〇）九月、一五歳以上三〇歳以下の容色のよい奴婢を、東大寺に納入するよう勅命が出された。この年、東大寺の大仏が完成に近づいていたのであった。この命令は諸国に伝達され、美濃国からは翌年四月、奴婢各三人の計六人が差し出された。このうち、この地方から三人の奴・婢が出されている。

武義郡揖可郷 豊麻呂（男二三歳）

加茂郡小山郷 益羽（男一五歳）

可児郡駄家郷 棕売（女一五歳）

豊麻呂は稲一〇〇〇束で、益羽は稲七〇〇束で買われて東大寺に連れていかれた。当時の価格は、牛が五〇〇〇六〇〇束、馬は八〇〇〇一〇〇束とされ、これからみて二人は、牛馬なみの価格であった。

この三人のうち、棕売は余りの重労働に逃亡し、翌五月には指名手配がなされている。これらの奴婢の逃亡は多く、主人のもとに逃げ帰り連れ戻されるもの、あるいは、再び逃亡して行方知れずとなるものなどが続出したと、記録は伝えている。この地方から行った三人の、その後の消息は明らかでない。

収穫も少なく、生産高も思うに任せず、それに災害も多かった当時のこと、これらの諸税は農民にかなりの負担となっていた。したがって、当初の基本理念であった平等の精神は、しだいに貧富の格差を生むことになり、やがて貧者は、土地の有力者の保護下に入って主従関係を結び、有力者は、地方豪族に成長して律令制度の批判者となっていた。

農民の生活

国府政庁の瓦葺、土壁の建物とは対照的に、庶民の住居は草葺、なかには竪穴式の住居もあり、最もよくて茅の壁を付けた粗末なものが多かった。都には壮大な建築物が立ち並んでいても、一步農村地

帯に入ると、そこには貧しい生活がある。家の配列は雑然としていて、一見乱雑に受け取れる配置となっているが、やがて、家族中心から農作業に便利なような配置へと変わっていった。母屋と倉庫、付属小屋と井戸など、近世農村に、比較的近い姿へと脱皮していく傾向を示しつつあり、それは村の移り変わりでもあった。

村人の生活はどのようなものであったのか、中央と地方では貧富の差が大きく、特に、地方農民の貧困は極端なものであった。当時の生活を歌ったものに貧窮問答歌がある。

「風雑^{まじ}り雨降る夜の 雨雑^{まじ}り雪降る夜は 術^{すべ}も無く寒くしあれば 麻^あふすま引き被^かり 布^ぬ肩衣^{かたぎぬ}有りのことごと 服^き襲^そへども寒き夜ながら 妻^め子どもは乞^こいて泣くらむ この時はいかにしつか 綿^{わた}も無き布肩衣^{かたぎぬ}の 檻^ぼ樓^{ろう}のみ肩に打ち懸^かけ 直^{ひた}土^{つち}に藁^{わら}とき敷^しきて 父^{ちち}母^{はは}は枕^{まくら}の方に 妻^め子どもは足の方に 跽^かみ居^いて憂^{うれ}ひ吟^{ぎん}ひ 竈^{かまど}には火^け氣^きふき立てず甌^こには蜘蛛^{くも}の巣搔^かきて 飯^い炊^{かし}ぐことも忘れて 斯^かくばかり術^{すべ}無きものか世^よ間の道^{みち}」

農民の貧しい生活を赤裸々に表現して、あまりある貧困の長歌となっている。

食糧の革命をもたらした稲作の普及は、短期間のうちに日常生活を大幅に改変させることになった。しかし一方では、貧富の差を生み出す原因ともなって、階級社会の成立とともに、米を作りながら、米を常食することができないのが農民の実態であった。主食は雑穀類で、麦・粟^{あわ}・稗^{ひえ}・黍^{きび}・蕎^そ麦^ば・豆^{まめ}など、副食物は魚類から鳥獣の肉、果実や野草が主なものとして、貧しい食生活を強いられていたのであった。

古代人の男女関係には、なんらかの制約が存在していたのであろうか。結婚適齢期は男子が一五歳、女子が一三歳以上と定められ、必ず親族の同意が必要であった。身分違いの結婚は認められず、たとえ結婚しても離別させられ、また、婚前の同棲は一切認められず、引き離されるのがたてまえであった。

今日では、夫婦が同籍同居することは当然とされているが、古代社会においては、それが必ずしも、すべて実現されていたとは限らない。夫婦の多くは、結婚後もすぐに一緒に生活することもなく、別籍または別居していたことが、当時の戸籍に示されている。その場合、子供をどうしたかという問題が出てくる。戸籍令によれば、男児はすべて父方の籍に入れ、女児についてはどちらにつけてもよいとある。したがって、男児は一樣に父の戸籍に記載されたが、同居については女児と同じように現実的で、母方に居住していたことと思われる。

このような別居結婚の現象は、女子の労働力に起因していたのであった。律令制によって農家の女子にも口分田が与えられ、男子の三分の二にあたる田地を受けることとなった。しかし、女子の成人にともない、田地と労働力が他戸へ移行することとなり、そのため、女子が家を出ることは軽視できない打撃があったのであろう。結婚しても出嫁は遅らせて、一定期間は、夫に通わせるという訪問婚が続いたのであった。

律令制度を基とした古代国家にも、ようやくたそがれが訪れようとしていたが、それは租税の高額負担にも原因したのであろう。また、稲作の単純経営にもあったのであろう。それらが積み重なって、在地豪族を中心とした小領主制が成立すると、地方政庁との対立が一層激化することになる。いわば、一一世紀中ごろが古代国家転換の時期であった。

第四節 延喜式と和名抄

一 延喜式の集成

延喜式の成立

『延喜式』とは、平安時代初期の皇居における儀式や、そのほかの諸制度を記したものである。

それは醍醐天皇の指示によって、延喜七年（九〇七）から延長五年（九二七）の、二〇年間にわたって編さんされたが、総数五〇巻にも及んでいる。

わが国では、九世紀に『弘仁式』や『貞観式』が編さんされたが、現在は伝わっていない。したがって、その内容を知ることにはできないが、この『延喜式』は、ほぼ完全な形で残っている。式とは、本来は施行細則とも称すべきもので、律令国家の実態を知る上で、極めて重要なものとなっている。

律令体制とは、令と律、格と式によって支配されている体制で、そのうち、格は令の規定のほかに勅をもって定めたもの、式は令の規則を細かに記したものだといえる。しかし『延喜式』の条文は、『弘仁式・貞観式』を統一し、あるいは整理した修正法によって編さんされ、集大成したものであった。したがって、古い条文と新しい条文とが入り交じり、ある条文は極めて古く、あるものは比較的新しいといった内容となっている。

延喜式と美濃

延喜式には貢進についても規定している。そのうち美濃国から納めたものは、白米・糯米などの穀類が大量に貢進されている。雑物としては、筆・紙麻・角・馬革。そのほかの雑物として、絹・胡

麻子・鹿革・油などがあつた。手工業品としては、白絹・綿・糸・水鉢・油瓶・椀・酒壺・酒杯など、かなり多種類にわたつた貢進がなされている。

これら税物のなかの広絶と長絹は、美濃だけに課せられた貢納品であつて、ほかの国々にはこれがなかつた。広絶と長絹は絹や帛とは異なつて、広絶は一疋の長さ四丈五尺六寸、広さ二尺五寸、長絹は一疋の長さ七丈五尺、広さ一尺九寸であつた。この広絶は、天皇の御服料や外交上の贈答品として用いられていた。そのほか器物の貢納もあつたが、そのほとんどが土器で、美濃をはじめとして、畿内五国と、近江・播磨・備前・讃岐の四か国であつた。

これらの貢進が、美濃国のどの地方からなされたかは明らかでない。しかし、この時代既に、美濃が中央政庁に対し、重要な役割を占めていたことは見逃せない事実であつた。

一一 式内社と帳内社

延喜式神名帳

延喜式には、神社の一覧表ともいえる神名帳が記載されている。いわゆる式内社の神名帳である。

これらの神社は、格式によつて区別されているが、祈年祭にあたつて、国家から幣帛を受けることが官社としての待遇となつていた。幣帛には、中央の神祇官から受ける官幣と、国司から受ける国幣の二種類があつた。その区分は、地理的観点からなされていたようである。

畿内の神社はすべて官幣、畿外では一部を除いてすべて国幣であつた。したがつて、美濃国には官幣社は存在せず、国幣社のみで三九座あり、加茂郡は次の九座が記載されている。

県主神社 坂祝神社 大山神社

太部神社 阿夫志奈神社 神田神社

佐久太神社 多為神社 中山神社

美濃国神名帳

延喜式の神名帳のほかには美濃国神名帳がある。延喜式より後の、村上天皇の時代に作成されたものといわれ、いわゆる帳内社である。これには加茂郡の二九社が記載されていて、延喜式の式内社九座も含まれている。

県主神社 神名帳に従三位県主大神とある。美濃加茂市太田町宮之内地区に鎮座する県主神社であるという。江戸時代には加茂大明神と称していたが、明治時代に改められた。

坂祝神社 神名帳に従五位下祝部明神とあり、旧名は加茂明神。坂祝町酒倉地区にある。

大山神社 神名帳に従五位下大山明神とあり、旧名は加茂神社。富加町大山地区にある神社が、これであるともいわれている。

太部神社 神名帳に従五位下太部明神とあり、川辺町比久見地区にあつて、生部郷の産土神でもあつたといわれている。

阿夫志奈神社 神名帳に従五位下阿夫階明神とあつて、川辺町上川辺地区にある阿夫志奈神社のことである。

神田神社 神名帳に従五位下神田明神とあつて、清和天皇紀には、神田神社に従五位上を授けると記されている。

美濃加茂市太田地区とされるが、神田郷を東白川村の神土地区とすると、そこにある神田神社がそれとなる。

佐久太神社 神名帳に従五位下佐久田明神とあり、富加町夕田地区にある佐久田神社がこれである。

多為神社 神名帳に従五位下多井明神とあり、現在は関市となっている西田原の多為神社である。

中山神社 神名帳に従三位中山大神とあり、美濃加茂市山本地区の諏訪神社であるといわれている。

以上が式内社であり、このほか次の帳内社が記載されている。

加茂明神 美濃加茂市蜂屋地区にある加茂神社といわれており、三加茂の一つである。

富貴明神 美濃加茂市古井地区にある中富神社、現在の古井神社である。

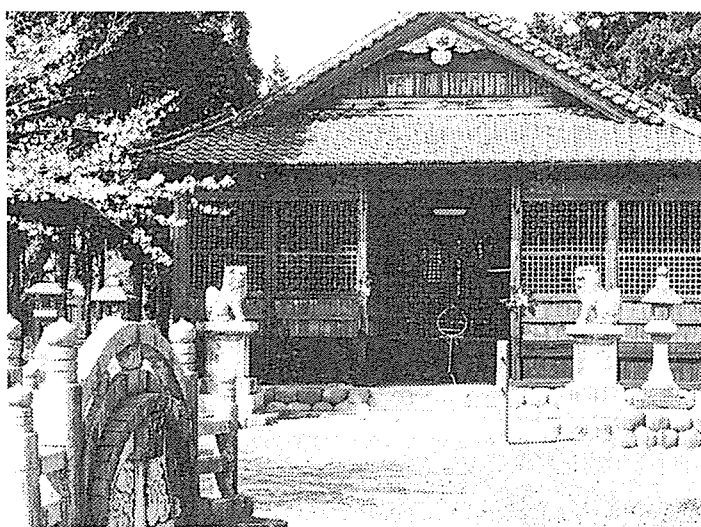
御玉彦明神 美濃加茂市西脇地区にある天神社といわれている。

小山県明神 美濃加茂市今地区にある小山県神社といわれている。

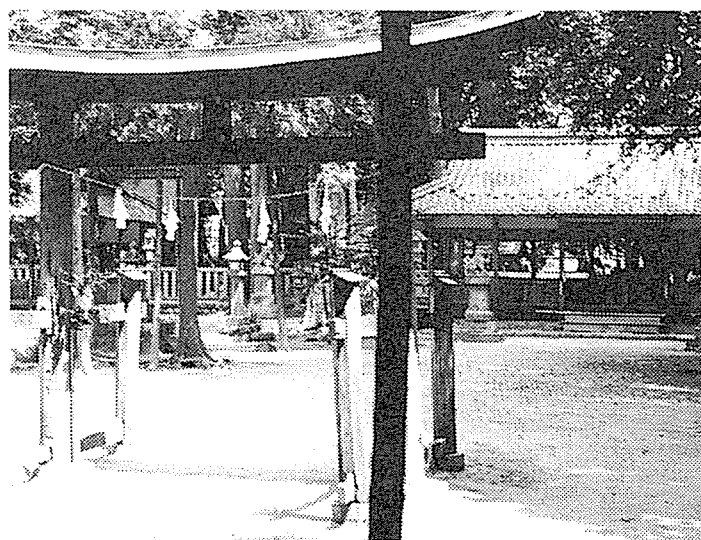
美和明神 美濃加茂市加茂野地区にある加茂神社、あるいは白川町佐見地区にある有本神社ともいわれている。

大須祢比売明神 川辺町上川辺地区にある阿夫志奈神社の境内社、大須祢神社とされている。

若雷明神 川辺町福島地区にある



太 部 神 社



阿 夫 志 奈 神 社

加茂神社とされている。

中都家明神 川辺町下麻生地区の県神社とされているが、白川町中川地区にある中屋神社ともいわれている。

宮下明神 白川町下佐見地区にある大日女神社といわれている。

そのほかには、税部明神・甘南明神・櫛名明神・男屋明神・都岐主売明神・坂本明神・神意大祢明神・祢田岐比売明神・秦氏明神などが記載されているが、いずれもその所在が明らかでない。

三 和名抄に見る加茂

和名抄

和名抄とは『和名類聚抄』^{わみよういじゆしやう}のことで、わが国最初の分類体の漢和辞典である。

承平年間（九三一）に、醍醐天皇の皇女勤子内親王の命によって撰進されたが、著者は源順。一〇巻本と二〇巻本とが伝わっている。

二〇巻本は、漢語を三二部二四九門に標出したもの。天・地・水・歳時・鬼神・人倫・親戚・形体・芸術・音楽・職官・国郡・居処・船・車・牛馬・宝貨・香薬・燈火・布帛・装束・調度・器皿・飲食・稻穀・菓苳・菜蔬・羽族・毛群・鱗介・虫・草・木に分類して語義を注釈し、万葉仮名で和訓がほどこしてある。そのうちの巻五から巻九には、国・郡・郷名が掲載されている。

和名抄と加茂

和名抄には、国ごとの田地数が記載され、それにもなう正税と諸税が記載されている。さらに、国郡部・郷部・駅名についても評記されているが、加茂郡の表記とその郷名など、また駅名は次の

ようになっている。

賀茂郡 賀茂郡 加毛郡 加茂郡

埴生 半生里 御野国戸籍

美和 美和明神 美濃国神名記

生部 太部神社 太部明神 延喜式 美濃国神名記

小山 小山県明神 美濃国神名記

神田 神田神社 神田明神 延喜式 美濃国神名記

米田 米田庄 中右記

駅家 賀茂駅 加茂駅

そのほかに、井門・日理・中家・川辺・志麻の各郷名があるが、注釈の記載がない。

元来郷は、郡の下に設けられた行政組織であった。しかし、郡―郷という区画体制がしだいに薄れ、現実に即した地方行政区画へと移行していったのである。

第五節 古代の交通

一 美濃国と東山道

道路の起源

道は作られるものである。動物が通った小道、人間が歩いた道。歩く人が多くなればそれが道となっていく。原始時代の道は、谷を渡り峰伝いに行く程度の小道で、行動範囲はさほど広くはなかった。

しかし、縄文時代に入ると、使用された黒曜石など石器に適した材質の石が、産地から遠く離れた遺跡で数多く発見されている。また、同じ時代の石器や土器の様式に、共通点があることから、この時代には、文化の伝播や物質の交換のため、かなり遠方の土地との交流があったことを示している。

弥生時代になると各地に集落が形成され、その集落を互いにつなぎあうため道が必要となり、それが人間の生活を動かしていった。そして、文化を運ぶ大切な役目を果たすようにもなった。やがて、各地域に政治集団が成立すると逐一統合され、それにもなつて、支配の徹底や貢納徴収のため、交通施設の整備拡充が必要となった。そして、大和朝廷の支配者の、地方巡察も行われるようになっていったのである。

東山道

大化改新が断行されると大和朝廷は、中央と地方とを直結する道が必要となった。いわゆる官道の制定であるが、既に利用されている従来の道路を改修したり、あるいは新たに官道に編入したりして、行政の推進がなされた。これら中央と結ぶ道路は三つに区分されたが、大路は山陽道、中路は東海道と東山道、小路は北陸道・

山陰道・南海道・西海道で、これが主要七道であつた。そして、美濃国を通過する官道は「東山道」であり「飛驒路」であつた。

東山道は、近江・美濃・信濃など八か国に及んでいて、ほぼ本土の中央を縦断していた。したがって古代では、東国経営上最も重要視された官道であつた。このうち、美濃国府から信濃国府に至るコースは、不破―大野―方県―各務―可児―土岐―大井―坂本を経て、神坂峠を越して伊那谷から天竜川に沿ってさかのぼり、さらに、塩尻から松本に至つていた。この道は難路で所要日数も多く、その後東山道から飛驒路に入り、飛驒国府を経て、野麦峠から信濃の道に変更せられている。一方、新たに木曾川に沿った吉蘇路の開設も進み、飛驒国府から野麦峠を越えてきた道と合して、松本に達するようになった。

東山道は、途中各務から可児に至る経路となっているが、その順路には諸説がある。

一 鵜沼から木曾川を渡つて犬山に出、善師野を通る。

二 関市南部から北を経て太田に至り、木曾川を渡つて土田を通る。

三 太田から東に進み、森山・川合付近より飛驒川を渡つて下米田へ、それより兼山で木曾川を渡る。

このうち一は、東海道の尾張国を通ることから疑問があり、二・三については、いずれとも定めがたいのが現状である。

吉蘇路の開通は、文武天皇の大宝二年（七〇二）に、「始めて美濃国岐蘇山道を開く」とあり、さらに元明天皇の和銅六年（七一三）に、「美濃・信濃二国の境、道險阻にして往還艱難なり、よつて吉蘇路を通す」とある。この道は坂本駅から、現在の中仙道のように木曾川に沿つて木曾谷を経る。そして野麦峠からの道に合するといふものである。

った。

この吉蘇路の順路についても諸説があつて、木曾谷説が多く採用されているが、木曾川西古道説も見逃せないものがある。大宝二年（七〇二）には、加茂郡川辺村から吉蘇村であつた信濃の読書村の線上にその順路を求め、和銅六年（七一三）にその継続工事が行われたといわれている。川辺町にその道を求めるとすると、当時、早くから開けていたのは神坂道（上川辺）であり、それより景行天皇伝説の天子の渡しによつて上米田地域に、そして兼山―可児への道が考えられる。あるいは、下川辺の南端から川合に至つたことも推測されるが、いずれも明らかでなく今後の調査に待ちたい。

駅の設置

主要七道には、およそ三〇里（現在の一六Km）ごとに「駅」が置かれることになった。いわゆる駅馬・伝馬の制である。駅馬は、官吏が公用で国々に赴くために、各駅に備えておく早馬のこと。伝馬は、官吏の乗用に供するために備えておく馬で、急用の場合は駅馬、通常は伝馬を用いていた。そして、その管理は国司や郡司、あるいは駅長があたり、宿泊施設である駅舎や食料なども、馬とともに常備されていた。

美濃を通つた東山道は中路であつたので、駅ごとに駅馬一〇疋が置かれていたが、『延喜式』の駅伝の条に、駅名と駅馬・伝馬の数が記載されている。

不破駅	駅馬一三疋	大垣市青墓町
大野駅	駅馬六疋	揖斐郡大野町
方県駅	駅馬六疋	岐阜市長良または合渡
各務駅	駅馬六疋	各務原市鵜沼

可児駅 駅馬 六疋 可児郡御嵩町

土岐駅 駅馬一〇疋 瑞浪市釜石町

大井駅 駅馬一〇疋 恵那市大井町

坂本駅 駅馬三〇疋 中津川市千旦林または駒馬町

このうち、不破駅から土岐駅までは、『和名抄』に駅名の記載があつて、郡名と駅名は一致している。恵那郡には坂本の郷名はあるが駅名の記載はなく、大井の駅名も見あたらない。

伝馬は、郡の郡家に置くのが通例であり、駅馬の駅とは多くは一致していないのが実状であつた。しかも郡家がどこにあつたのかは明らかでなく、その所在も推定地である。

不破郡 伝馬 四疋 不破郡垂井町

大野郡 伝馬 三疋 大野郡大野町

方県郡 伝馬 四疋 岐阜市長良または合渡

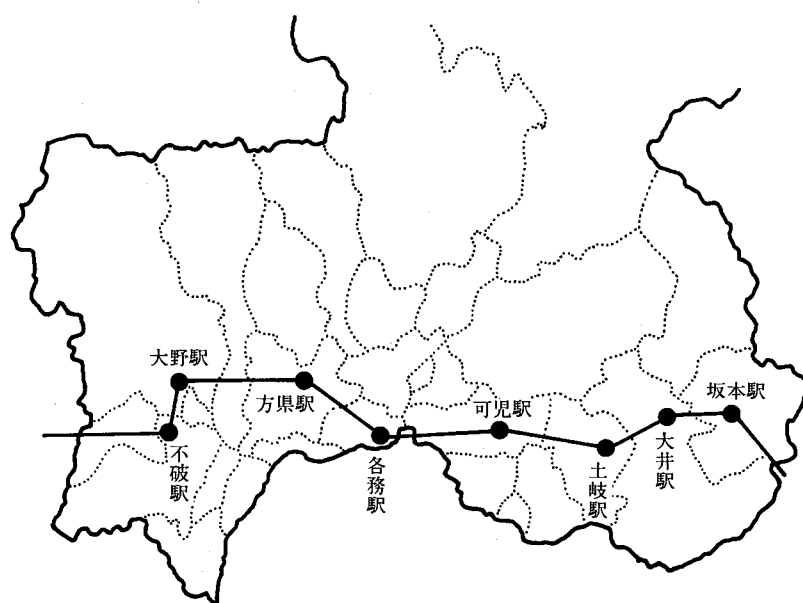
各務郡 伝馬 四疋 各務原市各務

可児郡 伝馬 四疋 可児郡御嵩町

土岐郡 伝馬 五疋 瑞浪市（不明）

恵那郡 伝馬一〇疋 恵那市大井町

第五節 古代の交通



美濃国内の駅（岐阜県史古代）

中路の駅馬は一〇疋、伝馬は五疋という標準であったが、平野と山間部では、必要に応じて増減されていたようである。

駅伝制

唐の律令によつて整備された駅伝制は、大宝律令の制定によつて整備されたといわれている。国司は駅馬と伝馬を管轄する。駅には駅長一人を置いて管理させ、駅家を配して駅馬を飼わせる。駅長は駅家から選び、駅家から出る駅子が労務にあたつた。

このようにして整備された駅伝制も、これを利用できるのは公用の通信や官吏などに限られていた。そしてその担い手は各駅の駅子であつた。駅のある郷からは駅子が出て駅馬を養い、官吏の宿泊する駅舎を準備しながら、緊急の使者をいつでも送り出せるよう、昼夜を問わない管理体制をとつていたのであつた。

駅伝制を利用する場合、駅馬には駅鈴の使用、伝馬には伝符の持参が必要であつた。これらは国司の手許に常時保管されており、通行手形の役目を果たしていたのである。緊急な使命や急ぎの報告のさい、駅鈴を鳴らしながら駅から駅へと馬を走らしたことであろう。あるいは、国司が行政の実情報告のため、中央に向向する場合、伝符を持つて奈良・京都への旅を続けたことであろう。

駅馬は緊急な通信の確保、特定旅行者の利便、物資輸送などの目的を持っていたが、特に急を要する場合、一日に一〇駅一六四キロメートルもの走路が可能であり、駅馬の目的は十分に果たされていた。一方伝馬は急便でなく、あらかじめ連絡があつたので事前の準備ができ、伝馬以上の馬の用意も可能であつた。しかし、伝馬制はしだいに衰退し、駅馬の性格を持つようになっていった。交通量の増加もその一因で、駅子の高負担による逃亡、あるいは、駅伝制そのものの財政困難も一つの要因であつた。

二 飛驒路の駅家

飛驒支路

飛驒川流域の通行行政はどのように推移していったのであろうか。美濃国を東西に横断する東山道、その支路飛驒路は飛驒国府に至る道路であつた。そして、この国府からは野麦峠を越えて、信濃国府松本へ通じていた。

飛驒路の東山道からの分岐点には二つの説がある。一つは、東山道の方県駅から東北に進み、武義駅（関市）に至つたとする説。今一つは、各務駅から北上して武義駅に入つたとする説であるが、いずれにしても、飛驒路の起点は武義駅となっている。しかし、その支路の開設や、駅家の設置された時期は明らかでないが、『延喜式』には次の五駅が記されている。

（美濃国）

武義駅 駅馬五疋 伝馬四疋 関市下有知

加茂駅 駅馬四疋 伝馬なし 川辺町下麻生

（飛驒国）

下留駅 駅馬五疋 伝馬なし 下呂町森

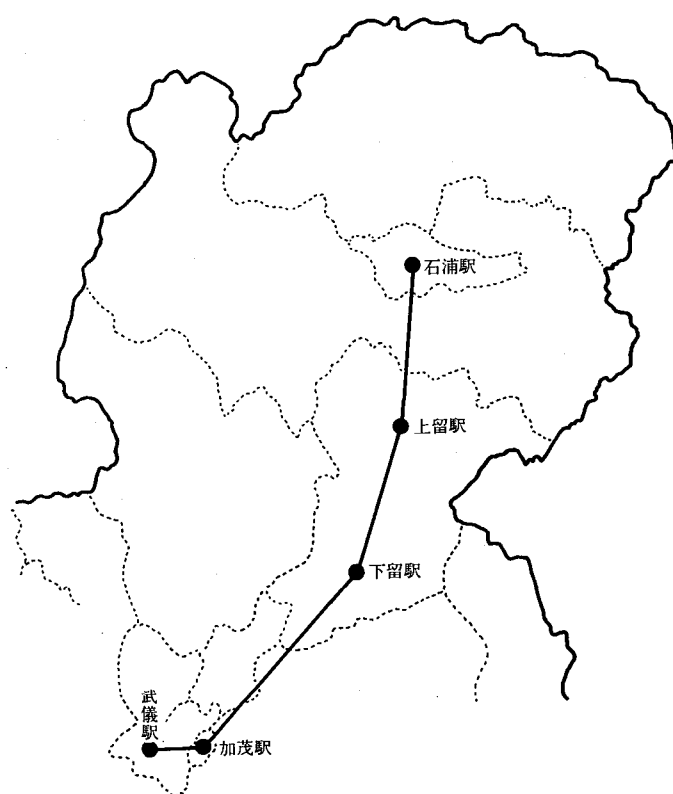
上留駅 駅馬五疋 伝馬なし 萩原町上呂

石浦駅 駅馬五疋 伝馬五疋 高山市石浦町

飛驒支路五駅の一つ武義駅は関市とされているが、郡家の所在地とされる関市から、美濃市にかけての有知郷あたりともいわれている。

加茂駅は、美濃加茂市太田とする説もあるが、武義駅が関市とした場合、飛驒川に直接出るとすれば距離的に駅家の想定は困難で、川辺町下麻生が次後の順路から妥当ではあるまいか。『岐阜県史・濃飛両国通史』また、下麻生から七宗町に入ったことから、駅家を神渕の所在とする説もある。そのほか最近では富加町とする説もあつて、加治田―菅田への直接の路線も考察されているが、関市との距離間をいかに位置づけるかが課題である。川辺町鹿塩から上川辺の神坂を経て下麻生に至る道は、往古から、飛驒国へ通ずる道として地元では伝承されており、神坂は神の道として、この地区には数多くの古墳がある。一方、下麻生地区には、県主や帳内社に關係のある県神社が実在しており、古くから麻の産地として集落が形成され、古代には中家郷なかつやの呼称もあつたとされている。

この県神社所蔵の鰐口の銘文に、「八縣大明神」との記載があつて、この神社を中心にして、周辺に八社の県明神があつたことを示唆している。その県明神の一つが現在も上川辺に



飛驒路の駅 (岐阜県史古代)

あり、また鹿塩にも実在していたが、一方この地区には、柳御所の伝承もあって古街道の面影を残している。このような観点から、下麻生地区は、早くから集落が形成されていたことは容易に想定できるが、今後の研究に待ちたい。

下留駅はその名を音読すると下呂である。この当時、飛騨川沿いに街道はなく、七宗山の西から袋坂峠を越えて金山町に入り、左岸を北上して下呂に至ったと考えられる。上留駅は下留駅に対して上留の名称となったが、その後音読によって上呂と変化したものである。下呂・上呂間は至近距離であるが、山間部で適当な集落がなく、あえて上呂に設置されたのであろう。石浦駅は高山市にあり、ここより市内の国府に至っている。

この街道に麻生渡という記録がある。金山町大船渡あるいは中津原あたりに、渡場があったと推定されるが、美濃と飛騨の経済・文化の交流点として、金山はその玄関口に位置していたことであろう。まさに、シルクロードの接点がこの麻生渡ではなかったのか。

庶民の旅

いずこともなくあらわれ、いずこともなく去って行く、“行人”の姿に象徴されるのが旅である。その旅も官人と庶民の間には大きな差があつて、宿駅も伝馬も利用できない庶民は、食糧持参のため日程にも制限があつた。

更級日記には、上総国府から京都に、家族とともに帰る官人の様子がよく描かれている。いたるところにいおりを構えて幕を張り、夜ごとに草枕の露宿を重ねて、九〇日の行程を無事終えたということである。当時、日に日に交通量の多くなった東海道でこの状態であり、飛騨街道の実態も推測できるものがある。

美濃・飛騨両国から京都までの旅程は、美濃から上京四日、下向二日、飛騨は上京一四日、下向七日であつた。下向日数は荷物を輸送しなかつたので半数扱いとなったが、運賃も同様であつた。上りは一人一日に米二升、塩二勺、

下りはその半分とされていた。運賃や日数は国府を基準として算出され、飛驒国から年貢米を運搬した場合、その四〇パーセントが運賃となるのが実情であった。馬の積載量は現代流に言えば一頭六〇キロ、米は九〇キログラムが標準となっていて、荷物はすべて、駄馬とボツカといわれる背負人夫によって運ばれた。

飛驒路は、当時まだ十分に開かれておらず、人も馬も相当苦勞したことであろう。荷を付けたままでは登り切れない急坂になると、馬方は荷物を降ろしてみずから背負って坂を越えていった。その場合、休息をとって水や飼料を与え、馬わらじを履きかえさせてもいる。ボツカは一日一二キロメートル、牛は一六キロメートルの里程であった。

庶民も旅をする機会が比較的多かった。防人^{さきもり}に徴用されて遠国まで出かけたり、租税の調・庸の品物を京都に運ぶ義務から、長旅を野宿で過したりして目的地に到着している。租税の品物を背負うと十分な食糧が持てず、帰路餓死するものもあった。

草枕 旅のやどりに誰か夫か 国忘れたる家待たまくに

万葉集にあるこの歌は、街道に行き倒れている旅人を歌ったものである。家では妻も子も、その帰りを待っているだろうにと、嘆いた様子がほうふつとしてくる歌である。街道で死亡した旅人は無名のまま葬られ、家族はそれを知ることもなく、いつまでもその帰りを待ち続け、やがて深い悲しみと、あきらめの心情に変わっていく。

道中に旅宿もなく、旅人は野宿して一夜を明かしたが、ときには許されて民家に泊ることもあった。沿道にある寺院や長者の家は、高貴な身分の人が宿泊施設として利用する程度で、当時の旅行は想像以上の危険がともなったことであろう。そのため、諸国の駄路の両側に果樹を植えることが決定されている。並木は、旅の風情を変えるのみでなく、夏は暑さを避ける日陰となり、秋は果実が熟して旅人の飢えを防ぐ役目を果たした。また、水のないところには

井戸を掘り、庶民のための休息所も設置されるようになった。しかし、中央の政治力が地方に及ばなくなるとともに、この制度も衰退し、やがて道路もしだいに荒廃していった。

第六節 莊園と豪族

一 莊園の発生

初期の莊園

律令制度下にあつては、土地は公地公民が原則となつていて、私有は一切認められていなかった。それが養老年間になると、墾田永年私財法が公布され、水田の新規開墾を、積極的にすすめる施策がとられるようになった。

墾田永年私財法という制度は、土地の開墾者が死亡した場合、班田収授の三回以内、つまり一八年間は収公を猶予するという、従来の期限付墾田法を改めたものであつた。これによると墾田は、事実上永久に私財とするということである。墾田を途中で収公する場合、水田は荒廃し、収公のさいは、荒地と変わらないまでになつてしまふのが実態であつた。それが永久私財となれば、墾田は、いつまでも良田となつて維持されるからである。

水田の新規開墾を実行できるのは、よほどの有力者でなければ、容易にできるものではなかつた。新しい用水の施設を必要とし、そのため、多くの労働力を動員できるのは、貴族か、地方豪族以外には不可能なこととなつていた。

それとともに、私有地を否定する律令の原則は完全に失われ、このときから、貴族や寺院の墾田が急増していったといわれている。

この時期になると美濃国でも、東大寺・西大寺などの寺院領が増加し、そのほか、皇室の私有地もかなりの数値になっていたのであろう。その記録は極めて少ないが、山上荘（美濃加茂市山之上）・米田荘（美濃加茂市下米田・川辺町上米田ほか）・河辺荘（川辺町）・武義荘（七宗町神淵ほか）などの名が残っている。これらの皇室領・寺院領は、必ずしも代表的なものとはいいがたいが、後の荘園のはじまりとなっていた。

このようにして、奈良時代から平安時代にかけての土地私有制は、やがて大土地所有を引き起こし、多くの荘園を成立させた。「荘」は荘園の呼び名であって「庄」でもあったが、律令制度下での行政区画である「郷」、年貢を徴収するときの単位である「名田」とも入り交じって、呼び名も混乱していった。

加茂地方の荘園

加茂地方における荘園は平安時代末期にみられるが、その名は次のようである。既に公家・寺領が数多く存在していたことが、うかがえる。

蜂屋荘 平安末期から室町期に見える荘園名で、美濃加茂市南部から坂祝町北東部一帯の地域であった。はじめ摂関家領、のち後白河法皇領となり、その後、南・北両荘に分かれた。

揖深荘 平安末期からみえる荘園名で、はじめ武儀郡、室町中期より加茂郡となる。現在の美濃加茂市伊深地区を包含した地域で、摂関家領より近衛家領を経て、鷹司家へ伝領された。

山上荘 平安末期から室町期にみえる荘園名で、現在の美濃加茂市山之上地区と考えられる。はじめ摂関家領、のちに万里小路家などの所領となった。

河辺莊 室町期からみえる莊園名で、現在の川辺町のうちの旧川辺地域、はじめ近衛家領であった。享徳元年（一四五二）の齊藤利永寄進状からして、その後、守護齊藤氏の所領となったことが推察される。

米田莊 平安末期から戦国期にみえる莊園名で、現在の川辺町のうちの旧上米田村と、美濃加茂市下米田地域から、八百津町にかけての広い地域に及んでいた。別名米田嶋莊とも呼称されたが、『中右記』の承徳元年（一〇九七）の条にその名がみえる。京都西芳寺領であり、その後、土岐氏・齊藤氏の所領となった。

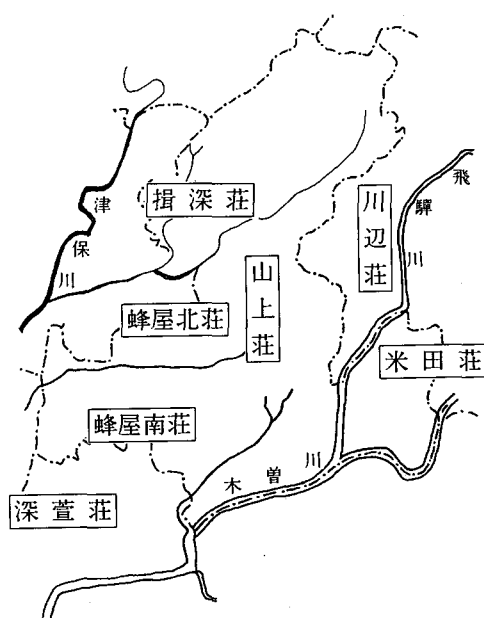
武義莊 平安末期から室町期にみえる莊園名で、現在の七宗町神渚地域を含むと推定されるが、莊域は明らかでない。はじめ摂関家、その後土岐氏の所領となった。

一一 地方豪族の土地私有

土地の私有

律令制のもとにあつては、土地の私有は認められなかったが、新規の開墾による水田の私有権が新たに発生してからは、国家が給付する耕作権は、地方豪族が肩代わりするようになっていった。そして、畑地や宅地などは許可制ではあつたが、他への売却が認められ、そのほか、神社や寺院の維持財源となっていた神田・寺田は、すべて租税が免除されていた。特に、神社や寺院の存在が国家目的に合致することから、これらの社寺の墾田は特別に考慮されていたのであろう。その経営もやがて莊園形態となつて、私有地発生の根源ともなった。

土地が私有化するとともに、その面積も広まり、やがて在地豪族が領主となつて管理するようになると、公民は過酷な租・庸・調を逃れるため、領主の保護下になるものがしだいに多くなつていった。莊園内の耕作農民は莊家の家



加茂地方の荘園

記録は残されていないのが実状である。しかし既に、河辺・米田という荘園が実在したことから、次のことが考えられる。

河辺荘 群小の古墳の分布状況、あるいは神名帳にある阿夫志奈神社の由緒、また景行天皇の伝承などから、上川辺地区には早くから豪族が在住していたことであろう。そして、中川辺・下川辺に小古墳をみることから、この地区の小豪族をも支配していたものと推定されるが、氏姓については明らかでない。

米田荘 古墳は二基確認されているが、八百津町との境域には、古墳に使用されたと思われる石材が露出している。恐らく、これ以外にも幾つかの古墳があったのではあるまいか。また、神名帳にある太部神社、壬生部の設定、平城京出土の木簡などから、早くから豪族が居住していたものと推定される。豪族の氏姓は、その後生部郷となった生部氏、あるいは、神社名の太部氏も実在していたとも考えられるが明らかでない。広範囲の地域を支配していたことであろう。

このように当時、飛騨川をはさんで左岸が米田荘、右岸が河辺荘と支配圏が二分されていたが、米田荘の勢力が、河辺荘にまで及んでいたことも考察されるものがある。太部古天神社（中川辺）は、江戸時代以前は太部神社と呼称されており、あるいは比久見の太部神社の影響から、その時代に創建されたとも推定されるからである。

鹿塩地区については、揖深荘・蜂屋荘・山上荘のいずれかに属していたことが推測される。下麻生地区は、県神社の関係から、独自の村落を形成していたとも考えられる。

荘園の武装化

土地の均等分与は人口の増加にともない、実施が不可能になっていくのは自然の条理であつた。

地方の有力者は土地の私有化を進め、公民を次々に受け入れては、主従関係を結んでいったのであろう。弱者はその保護の下に、共同の利益で他に対抗し、強者はますます力を得て強大な勢力となっていく。そこに土地と住民との関係に、大きな変化をもたらすことになる。土地に密着した農民意識の発芽でもある。

この時代、人家の集落を郷、あるいは里と呼んで、国郡郷里制が行政区画とされていた。しかし、平安末期になってその制度はしだいに失われ、人々の集団としての村落が成立した。例えば、川辺町にあった米田荘内では、新たに荘名の名称の米田郷と比久見郷という二つの村名が発生したのであつた。これは、河辺荘内の川辺郷なども、同じ過程をたどつたものと思われるが、十分な記録が残されていない。

荘園制が固定化すると、在地領主は定着して一層の勢力増進をはかるようになり、やがて、荘園の武装となって武士の台頭を招くことになる。武士団形成の基盤には種々の要素があるが、領主の私的な武力所有、あるいは公領の役人による武士化の過程が考えられる。さらに、中央の名門の子孫が地方に土着し、新しい土豪として武士団を形成する場合もあつた。

古代律令制の下で武器を携帯できたのは、国司と関守、それに、兵役にある兵士のみに限定されていた。それが律令制の崩壊とともに、治安維持の必要から、武器を携帯する武官の範囲も広まっていった。治安維持とは、租税の完全徴収と、荘園の増加に対する公領の対抗手段にほかならない。それに対して、荘園の領主もみずからを守るため、荘民を武装化してこれに対応した。元来、荘園制は律令体制の公地公民とは相反するものであった。土地の私有権が認められてからは治安外存在となっていた。したがって、公領の妨害、国司の課役干渉がひんぱんに起こって、武力衝突の様相を呈する事件が相次いでいる。

寛治元年（一〇八七）、美濃国司高階公俊は、政府の指示によって荘園内の公田調査を実施しようとしたが、武装した多数の荘園私兵によって妨害され、主だった役人は殺害されてしまった。このような武力衝突は各地にみられ、もはや律令制度下における国司の支配体制は、武装化した荘園勢力によって、しだいに衰退の道をあゆまざるを得なくなつてゆくのであった。

川辺町にあった荘園、河辺荘・米田荘には、果たして武力集団が実在したのであるか。記録が全くないので推定の域となるが、周辺に数多くの荘園が発生していることから考え、自己防衛上武装せざるを得なかったであろう。特に、米田荘が広範な地域を支配していたことから、かなりの武力集団が荘内に形成されていたのではあるまいか。それがのちの米田地域での、武士団醸成の基盤となつていたのであった。

中央政府は、荘園内の武装集団の力を抑える軍事力もなく、したがって、地方の有力豪族の力を借りなければならなかった。これらの武装集団は荘園内だけの集まりで、まだ組織化された集団とはいえず、これを組織化し強大化していったのが桓武平氏であり、清和源氏である。特に、東国を基盤とした源氏の勢力は、やがて美濃源氏としてこの

地方にも大きな影響を持つことになる。

莊園時代の記録は少なく、断片的な資料によって全般を推定する以外に方法がない。しかし、平安末期の美濃国の政治状況は、中央政府の観念をはるかに越えたところまで進展していたのである。一一世紀から一二世紀の政治過程で、決定的な役割を果たしたのは武士であった。中央・地方とともに、ひとたび騒乱が発生すると、その鎮圧には平氏・源氏両武門の登場となってくる。国家権力が武士の手にゆだねられれば、遅かれ早かれ武門が政治の表面に登場することは、歴史の必然性ともいうべきものである。

やがて、美濃国を掌中に治めることとなる美濃源氏一統ではあったが、決して安易な道をたどってこれを支配したのではなく、そこには幾多の試練の積み重ねがあった。そして、苦難の彼方には、確かな足取りで武士の世代が近づきつつあり、美濃国にも、古代の終わりと中世の訪れが告げられようとしていた。

第七節 武士の世代

一 美濃源氏の台頭

武士の登場

平安時代後期の政治は、貴族と武士の係争にあったことが特色である。律令制の兵制が弱小化するにともない、私的な武力があらわれ、その武力によって社会の秩序を維持しようとしたのであった。

それが武士発生の起こりでもあった。

武士団形成の過程には二つが考えられる。一つは、荘園の武装化による豪族を中心とした武装集団であり、今一つは、地方在住官人の土着化による武士への移行であった。いずれも、土地生産力に基礎をおいて、それを守るための武力化であったと推測されている。中央政府もこれらの武力によって、治安にあたらなければならなかったのである。やがて、武力集団は組織化されていったが、それが強大化したのが清和源氏一流であった。

美濃における武士集団としては、源氏が勢力を広げていったが、これが美濃源氏である。

美濃源氏の分布

美濃源氏は、清和天皇の皇孫経基王が、美濃守に任ぜられたことにはじまるとされている。経基王は源姓を名乗ると、美濃など五か国の国守を歴任した。しかし、いつ美濃守に任ぜられたのかは明らかでないが、交通の要衝として出入りの多い美濃国に、武勇の誉れ高い経基王が派遣されたことは、美濃国に大きな影響を与えたものと思われる。

経基王の子満仲、その子の頼光・頼信、さらに頼国とその子の頼綱が、引き続き美濃守に任ぜられると、美濃源氏は国内に定着し、しだいに地方武士集団をその支配下に収めて組織化していった。したがって、土着の豪族なども含めて、これらの集団を一括して、美濃源氏と総称するようになった。

美濃源氏の分派は三つに分けることができる。山県郡に定住した山県三郎、土岐郡の美濃七郎、安八郡一帯を支配した佐渡源太である。そして幾つかの支流を排出しながら、源氏の基盤を確固たるものにしていった。そのなかで、一門が最も繁栄したのは、当初、美濃七郎を称していた土岐一族であった。鎌倉時代以降、土岐氏の子孫は代々美濃国守護となり、特に、室町時代には、幕府のバックボーン的存在となって活躍した。

源氏再興をはかったのは美濃国であつた。しかし、その再興が

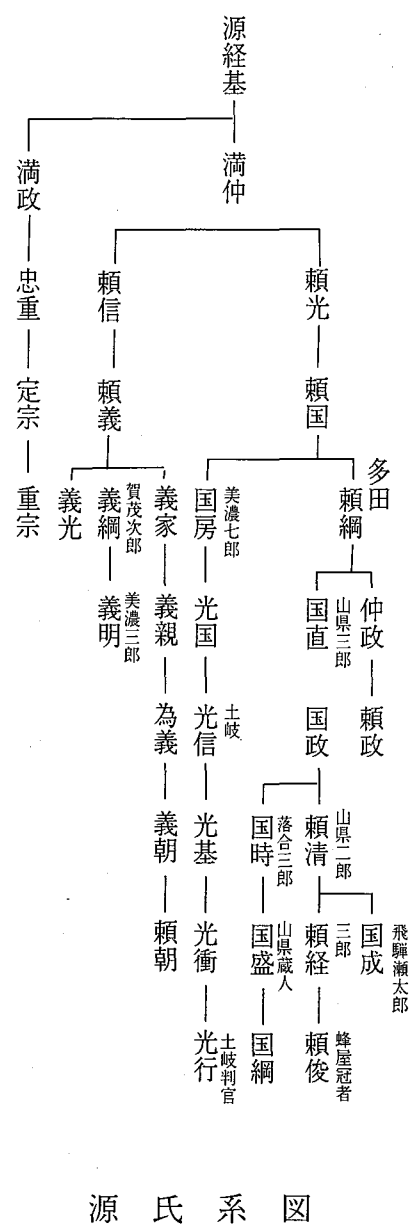
失敗すると美濃源氏は平氏の支配下に入った。それが源頼朝の挙兵に動かされて、反平氏の風潮が高まると、やがて美濃源氏一流は、東国に服従していった。

一流は、東国に服従していったものと推測される。

このように、源氏と美濃国の関係は重いきずなで結ばれていたため、各地に源氏伝説が生まれ、飛騨川流域の市町村にも数多く伝えられている。寺院建立説をはじめとして、源氏屋敷の地名、鎌倉石という腰掛石の実在、能狂言を催したという舞台峠、物具を掛けた源太松など、枚挙にいとまがない程である。

川辺町下麻生には、“源氏馬つなぎ”という伝説が古くから伝えられている。源義経が、兄頼朝に追われて落ちのびるさい、この地に立ち寄ったといわれている。そして馬に笹を与えたという伝説である。

源氏に統括せられゆく地方武士団は、日ごろどのような生活を送っていたのであろうか。莊園の武装化から出發した武士階級は、この当時まだ專業ではなかった。日常は田畑を主とした農事に従事し、一朝ことあるときは農具を刀や槍に持ち替えて、戦場で主君の馬前に功を立て、戦いが終われば再び家に帰って耕作を生業とした生活であった。集落すべての人々が兵農で、婦女子のみ残される場合もあり、家を中心とした氏族集団の出動もあり、主人と郎党



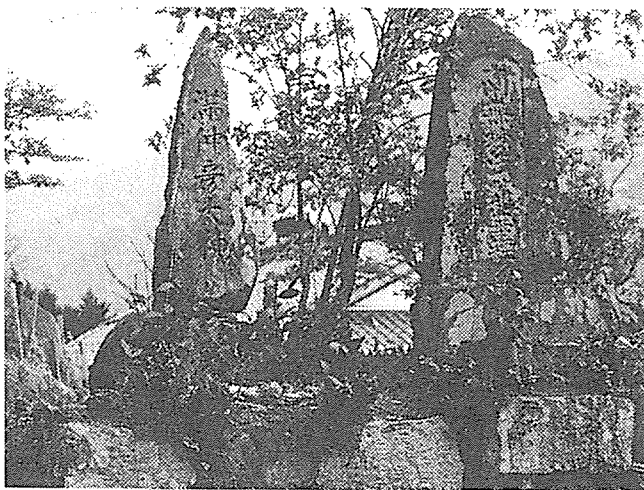
のみの少人数の場合もあって、それぞれ主従関係のきずなで結ばれていたのであった。謡曲“鉢の木”がそれをよく物語っている。いざ鎌倉というときには、やせ馬にまたがり、破れ武具を引っかけて、駆けつけるというのがその生活であった。この話は脚色化された伝説であるが、当時の武士生活を知る格好の材料となっている。

戦場に赴く人々のすべてが、必ずしも武士階級とはいえない。領地内の農民が徴発されることもあり、気骨のある者が武功を立て、武士となる農民も多く出ている。まだ階級差の制度がなく、兵農混合であったが、やがて、武士社会の確立とともに、武士の専門化が生まれてくる。一将功なつて万骨枯れる時代の訪れである。

源満仲と多田氏

満仲は多田院を建立したので、俗に多田の満仲といわれた人物である。その子孫は、美濃守として美濃国と関係が深かったが、四代目頼綱は多田姓を名乗った。これは満仲ゆかりの地である摂津の多田荘に由来したものである。その子国直は、山県三郎と称して山県郡に居住し、その子孫も山県姓を名乗ったものが多い。そして一族からは、落合三郎国時や蜂屋冠者頼俊のように、落合や蜂屋に土着して、勢力を培ったものもあった。

源満仲は、承平・天慶の乱鎮圧のため東国に赴いたことがあった。そのさい、多くの軍勢とともに下麻生に一夜の陣を敷いた。土地の豪族は親切にもてなしたので、この豪族に多田姓を与えたとともに、守護仏を残してこの地を去っていった。満仲は、再びこの地を訪れることはなかったが、その後、七堂伽藍^{がらん}が建立され、これが俳原観音堂の起源となった。また満仲の墓が今も残っている



源（多田）満仲の墓

が、当地の人々が、その死をしのんで建てたものであった。

源氏ゆかりの地としては、中川辺大北地区に“嵯峨源氏”と刻まれた石碑が残っている。嵯峨源氏とは、嵯峨天皇から出た系譜で、一族では源頼光の四天王の一人、渡辺綱が有名である。摂津国渡辺荘の出身で、その子孫は各地に散在したといわれている。当時この地方も、源氏の勢力がかなり浸透していたことであろう。

一一 武家政権の成立

頼朝と美濃

源平合戦の初期には、美濃国の武士は平家方に味方したものが多かった。それが源頼朝の挙兵によって、しだいに源氏方へ移行する風潮が起こっていった。そして、頼朝挙兵の翌年の養和元年（一一八一）正月、平維盛が美濃国制圧に乗り出すと、平家への反発は広まる傾向にあった。しかし、美濃源氏一統が必ずしも源氏側に加担したのではなかった。

その後、頼朝の叔父十郎行家の、墨俣川をはさんでの平家との決戦、あるいは、木曾義仲の挙兵・上洛などがあつたが、美濃国の去就は明確とはいえなかった。しかし、ただ一人東濃の加藤次景廉は別であつた。景廉の経歴は必ずしもはっきりしないが、頼朝の挙兵にいち早く参加し、伊豆に赴いている。景廉はのちに、東濃遠山荘の地頭としてこの地方一帯を支配したが、美濃から挙兵に馳せ参じた唯一の武将であつた。

守護・地頭制

源平の争乱後に成立した鎌倉幕府は、その後一四〇年にわたって支配を続けたが、当初は、公武二つの政権が並立していた。伝統的な権威を持つ朝廷政治は、頼朝の目指す理想像に根強い影響を与

えていたが、その権力が遠く全国に浸透したのは、守護・地頭制の設置にあった。

文治元年（一一八五）、頼朝は、有力な御家人を国ごとの守護に任命し、同時に公領・荘園などにも御家人による地頭を新たに設置した。しかし、この制度が完全に実施されるには、まだかなりの時間を必要とした。諸国のすみずみまで必ずしもその支配は及ばず、そのためにも、この制度の一日も早い実現が画策されていた。

守護の目的は、大番催促・謀反・殺害人等の警察事務が主で、一国単位の幕府行政の実務も担当し、戦時のさいは、国内の御家人を率いてはせ参じるという、現在の軍事警察権を持つ役職であった。地頭は、一村・一郷などの年貢徴収権や警察権等、従来の荘園役人の職務に、新たに公私領を問わず兵糧米を取る権限を与えられていた。

美濃国守護に任命された人々の、すべての氏名は明らかでないが、文治三年（一一八七）三月、大内惟義が幕府に駅路のことで出願しており、最も古い守護であったと思われる。御家人として有名な梶原景時も、守護として美濃国に在住した記録が残っているが、短い時期に終わっていたとも考えられる。

土岐氏が、美濃守護に任ぜられたのは承久三年（一二二二）以降で、土岐光衡がその初代であった。しかしその後、鎌倉時代には、土岐氏で守護に任命された当主は見当らないが、室町期に入って、土岐頼康が美濃守護となり、それ以後、世襲的存在として代々その職務を拝命していった。いわば守護と国司を兼務することによって、土岐氏は、美濃一国を領国化したのであった。

地頭という言葉は、古くは土地自体を示す場合に用いられ、その後、特定の人または役職を指すようになった。地頭は御家人であり、地主であり領主であり、幕府は、それを媒介として全国の土地支配権を収め、地頭には一種の財産権を与えることによって、その統轄をはかっている。年貢の徴収と警察権の、二つの統帥権を持つ各地の地頭は、

やがて職務の世襲によって領主権を確立し、さらに勢力を伸ばして戦国大名発生の起源ともなった。“泣く子と地頭には勝てぬ”の言葉に表現されるような、権力の一面があったのである。

美濃国の地頭で有名であったのは、遠山莊加藤次景廉があり、また、藤原仲経・瀬瀬康能などの名があがっている。地頭のなかにはかなり横暴なものもあって、土地を横領したり、他郷との紛争に絶え間がなく、幕府から地頭職解任の処分を受けているものもあった。

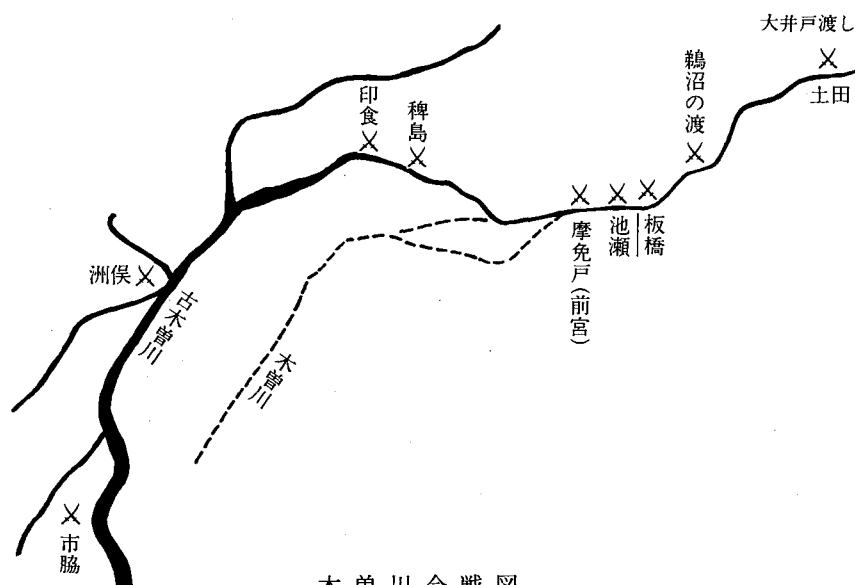
川辺地方の地頭の氏名は記録がなく明らかでない。しかし、鎌倉・室町時代には、既に川辺莊・米田莊の両莊がかなりの勢力を持っていたことから、地頭が任命されていたものと推定される。米田莊の場合、生部氏・太部氏の存在もあったことであろう。一方川辺莊には、河辺太部重直という人物があり『美濃国古跡考』、この地方を支配していたことも考えられるが推定の域である。

国に守護を設置し、郷莊に地頭を配して、御家人による土地兵馬の権の掌握をねらったこの制度も、美濃国のように成功した国もあったが、不成功に終わった例もかなりあった。しかし、全国的には鎌倉幕府の権威は浸透し、守護の世襲が慣例になると、地頭は、その支配下に属して、主従関係を成立させることとなっていった。

争乱と美濃武士

鎌倉幕府三代將軍源実朝が暗殺されると、執権北条義時は実権を握り、朝廷方に逆らうことが多くなっていった。このため公家の不満が募り、義時追討の宣旨が発せられた。これが承久の乱である。急を知った鎌倉では、ただちに一四か国の兵一九万余騎を三手に分け、京都へ進発させた。東海道一〇万余騎、北陸道四万余騎、そして東山道は五万余騎の軍勢であった。

これに対し京都側の西軍は、木曾川の大井戸の渡、鵜沼の渡、板橋・池瀬など九か所に兵を集め、これを防衛線と



木曾川合戦図

して布陣していたが、その兵力は一万七〇〇余騎であった。この戦いに、美濃国から西軍に参加した兵は多かったが、美濃には、院の御領や公家の荘園が数多くあったためである。しかし、圧倒的多数の東軍に対し、西軍の兵力は弱小で、戦う前から勝敗は明らかであった。特に、現在の中濃大橋付近にあった大井戸と、鵜沼の渡の兵力は、合わせて三〇〇余騎に過ぎなかったが、いずれも激戦地であった。

承久三年（一二二二）六月五日、東軍の大軍は木曾川に到着すると夕刻から渡河をはじめ、夜半には勝敗が決した。そして西軍の美濃出身の大内惟信、蜂屋荘出身の蜂屋入道父子も敗死した。これとともに、東軍は各地で西軍を敗り、破竹の勢いで京都を目指し、やがて畿内を制圧していった。この乱がもたらしたものは東国武士の団結であり、それだけに、北条政権を逆に強化することになっていったのである。

鎌倉期の争乱は、美濃地方に大きな影響を与えたが、その後の南北朝時代にも、幾つかの動乱に見舞われている。そのため、幾度かの合戦が当地方にもあったことが容易に推定できるが、記録が極めて少ないのが

実状である。

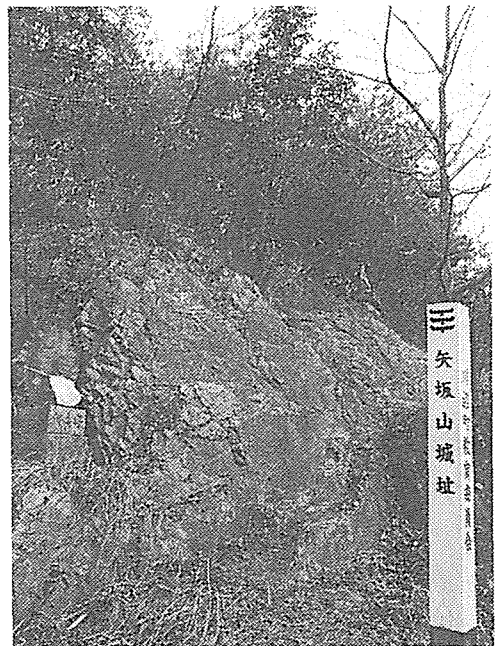
例えば、川辺町中川辺地区にある八坂山の城跡。この城の記録は、江戸時代の古絵図に“城みち・城山”とある。

そして、その背後の集落である鹿塩および下川辺では、領主は赤松円心であったと伝えている。円心とは、南北朝初期の武将赤松則村のことで、足利尊氏の重臣であった。もちろん、この武将が直接川辺に来訪したとは考えられないが、当時、川辺を中心とした状況は、一触即発の環境にあったことは事実であろう。すなわち、郡上鷲見家譜によると、吉野の南朝側の支配は、伊岐津志・関・迫間などで、京都の北朝側のそれは、細目・苗木・岩村とある。その後の合戦により、関から岐阜方面は、鷲見氏の進攻により北朝側の手に期したとある。

このような情勢から、その中継点にあった八坂山、そこに築かれた城塞は、その後の北朝側の一つの橋頭堡的なものではなかったのか、そして室町期に入って支配が安定すると、取り壊されたのではあるまいか。残念ながら、史料が全くないので推定の域を出ていない。

『濃陽志畧』の比久見村の項に、「古城、高師直城、里老伝云う」とある。比久見地区にある妙楽寺の裏山の山頂に、わずかな石垣が残っている。

高師直は南北朝時代の武将で、足利尊氏の執事として南朝側と戦い軍功の多かった重臣である。観応元年・正平五年（一三五〇）に、美濃で周済の乱が起きたが、尊氏は、この土岐の内乱を深く憂慮し、子の義詮とともに師直を美濃に派遣したことがあった。それより、総勢三万余の軍勢は土田鳩吹（可児市）に陣を敷き、八月に入って両軍が会



八坂（矢坂）山城址

戦、周済方が敗れたのであった。

このとき以外、比久見の城塞の存在は考えられないが、果たしてこの地に、物見の砦がなぜ必要であったのか、地理的にみても拠点とするには、余りにも高所に築かれた山城となるため、疑問の多い伝承となっている。

三 美濃守護土岐氏

土岐氏の位置

美濃守護土岐氏は、清和源氏の出身であったが、地方の一名族に過ぎなかった。それが頼貞の時代になって勢力が拡大していった。頼貞の母は、鎌倉幕府の執権北条貞時の娘で、この頼貞が土岐氏の事実上の初代とみなされている。頼貞は、足利尊氏の北条氏追討の計画にも積極的に参加し、室町幕府成立に重要な役割を果たした。

世にいう正中の変（一二三四）には、頼貞の子の頼兼、一族の多治見国長が参加し、京都六波羅探題の軍勢の急襲にあい、壮烈な最後を遂げたことを『太平記』が伝えている。元弘元年（一二三二）、後醍醐天皇の再度の討幕計画に、頼貞は、尊氏の部将として活躍し数々の戦功を立てた。同時に土岐氏は、美濃国守護の地位を確立していったのであった。

鎌倉幕府が滅んで建武中興の時代となったが、朝廷は、やがて京都にあった尊氏側の北朝と、吉野の南朝とに分派して対立し、再び動乱の時期を迎えることとなる。この争乱は五七年間も続いたが、土岐一族は終始北朝側の尊氏のもとにあつて活躍した。頼貞の跡を継いだ頼遠は、土岐氏の居城を土岐郡から長森（岐阜市）に移し、美濃国をはじ

め、周辺の国々を制圧して足場を固めていった。

延元二年（一三三七）冬、南朝側北畠顕家は、東北の軍勢を率いて京都に向かった。この軍勢は六万からの大軍で、美濃を通り過ぎる予定であったが、土岐頼遠は、「大軍とはいえ、美濃を黙視されてその通過を許すことは武門の恥」と、一千余騎で青野ヶ原（大垣市）で迎撃した。六万余の軍団に対して、土岐の無勢はよく善戦し、当主頼遠は重傷を負って、わずか二三騎の部下とともに引き上げていった。これが世にいう青野ヶ原の戦いで、その武勇で桔梗一族の面目はいかなく発揮された。

土岐氏の家紋は桔梗である。この紋は鎌倉初期、はじめて土岐姓を名乗った光衡が、桔梗の花をかぶとに差して合戦に臨んだところ大勝し、それ以後、家紋となったといわれている。土岐氏はこの桔梗の旗印のもとに、団結して戦ったので桔梗一族と呼ばれるようになった。

頼遠の ой の頼康が土岐氏の総領となると、幕府の侍所長官となり、同時に、美濃・尾張・伊勢三国の守護となった。名実ともに室町幕府の重鎮であり、新たに居城を革手（岐阜市）に移して三国の根拠地とした。そして、足利将軍義詮が南朝方の追撃にあったさい、後光厳院とともに美濃の行在所に迎えたのはこの頼康で、土岐氏の勢威の程を物語るものであった。

室町幕府における土岐氏の位置を知る逸話に、次のような聞書が伝わっている。それによると尊氏に、「土岐絶えなば足利滅ぶべし」とまで言わしめ、御一家の次、諸家の頭としての信頼があつたとされている。各種の儀式には、管領家に次いだ席が与えられたことより、尊氏の言葉には信ぴょう性がある。

応仁美濃の乱

『応仁記』に、「公家武家ともに大いにおごり、世の中がどうなろうと、人はどうあれ、わが身さえ豊かになつたら・・・」とある。まさに世情はすさみ、人心も荒れ続けた時代であつた。

応仁の乱の端緒となつたのは、八代將軍足利義政の後継問題であつた。それが幕府の実権者細川・山名両氏の対立となり、さらに管領畠山・斯波両家もそれに絡むこととなつた。そして、応仁元年（一四六七）から文明九年（一四七七）までの、一一年間にわたつて争われたのであつた。このため諸国の大名も、細川・山名両軍のいずれかに就いて戦ふこととなる。

細川側は二四か国一六万人と称せられ、山名側は二〇か国九万の兵といわれた。両軍は、京都を中心として東西に陣を張つたので、細川側を東軍、山名側を西軍と呼ぶようになった。この当時、武士の勢力は地方にあつたため、両派の呼びかけから京都に集結する武士、あるいは戦乱の進行とともに、地方の領国争いに発展するケースが非常に多かった。それに、一年の戦乱の間には、領主の交代・滅亡が繰り返されていくこともなつた。

幕府の重鎮土岐氏は成頼の時代となつていた。後の船田の乱の起因となつた領主である。土岐氏は、当初東西いずれとも決しかね、その去就は諸將の注目を集めるところとなつた。やがて当主成頼は、美濃勢八千余騎を従えて上京、西軍の山名陣営に参加した。土岐勢が後顧の憂いもなく出陣できたのは、留守役であつた守護代斎藤妙椿に負うところが多い。妙椿は、土岐氏の本拠革手城の堀を深くして防備を固め、さらに、在京の将士への補給路の確保に努めた。美濃と京都を結ぶ路線上の東軍を駆逐するため西濃を支配し、そして、その勢威を近江まで及ぼしていった。まさに、東軍にとつては脅威の存在でもあつたのである。

戦火の京都では、多くの寺院・神社や公家の屋敷が焼失していった。そのため、公家・僧侶・文人は地方の縁故を

頼って身を寄せるものが多く、美濃もその一つとなった。戦乱の中心人物足利義親父子も、革手城に安住の地を求めて、それ以降一一年間も滞在することになったが、これらは土岐氏の實力を誇示するものであった。

文明一二年（一四八〇）、斎藤妙椿がそのしょうがいを終えると、主家土岐氏、守護代斎藤氏とともに衰退の道を歩むこととなる。すなわち、肉親の争いがあいついで起こり、家臣の勢力が主家を圧倒するようになった。斎藤氏の内紛が起因の文明美濃の乱、土岐氏の後継問題の船田の乱などである。このうち船田の乱は、明応四年（一四九五）六月から翌年五月まで、革手城を中心として土岐氏を二分する争いとなり、周辺をすべて廃虚と化してしまった。

船田の乱は、家臣同士の争いから船田合戦と呼称され、美濃国における応仁の乱ともいうべきものであった。この戦乱を逃れて、多くの人々が地方に分散したが、川辺町にも、十指に余る人が難を避けて移住し、現在もその家系を保っている。

応仁の乱という中央の抗争が地方に持ち込まれると、やがて戦乱の幕あけとなり、室町幕府の歴史的寿命は終えんを迎えることになる。

美濃の雄・斎藤道三

美濃国の守護として、桔梗の旗印を飛騨川の津々浦々にたな引かせた土岐氏も、その全盛は八代成頼までであった。応仁の乱の一方の重鎮として活躍した成頼は、晩年は京都在住が多く、宮仕人を感じせしめる程の舞人となっていた。そのため、主人不在の革手城には優柔文弱の風紀が流れ、守護代はじめ多くの配下の信頼を失うこととなる。

成頼は、末子の元頼母子の愛におぼれたため、船田の乱を誘発して家督を政房に譲ることになった。家臣による守護の座の交代である。しかしこの体制も、守護代斎藤利国父子の近江における戦死で、再び相続問題が起こり、家臣

団を二分することとなった。政房は地位を政頼に譲り、みずからは飛騨川流域の米田城に、肥田兵部軌吉を頼って隠居した。父子二代にわたった家督争いに批判的となったのであろう。

土岐政房 — 政頼

頼芸 — 頼次

土岐氏系図

守護代斎藤氏の後に、実力を発揮したのは長井氏であった。実権は長井利

隆と斎藤道三の両者に移り、守護も政頼の弟の頼芸へと移行していった。頼芸は、はじめ鷺山にいたが、兄政頼を革手城に攻めて追放し、それ以後、美濃国の守護となって革手城に住んだ。この戦いで頼芸は道三を信頼して、土岐の執権を任せることになるが、すべては策略であった。政頼・頼芸両者の、兄弟仲の悪いのを巧みに利用した事件で、美濃における下剋上の戦乱の端緒ともなった。

道三は、武士の出身であるが一一歳で出家、京都妙覚寺の弟子となった。その後、美濃に往来して土岐氏の重臣、斎藤・長井両氏に出入りし、特に、長井氏に重用されるようになった。やがて西村勘九郎と名を変え、長井氏が死亡すると守護代の実権を掌中にした。そして、斎藤の宗家が断絶したためその名跡を与えられ、名前も斎藤左近大夫に改め、別名秀龍、あるいは道三とも号していた。

天文十一年（一五四二）八月、道三は軍勢を率いて頼芸の居城を攻囲した。この戦いは道三に不利となったので和議が成立したが、五年後、道三は再び頼芸を攻め、一族を葬るとともに頼芸を追放してしまった。ここに美濃守護土岐氏は、一代二〇〇余年で滅び去った。頼芸は、関東方面にまで落ちのび、その後、旧家臣の稲葉一鉄が美濃に迎え入れ、谷汲村に移り住んだ。そしてその地で死去している。

美濃国内の当時の禁制類をみると、天文十八年（一五四九）以降、道三名義のものが急に増えており、この時期に

美濃一國を制圧したものと思われる。飛騨川流域の主要領主も、あるいは道三に服従し、あるいは直属の家臣が配置されていたのであろう。金山城（兼山）の斎藤正義、堂洞城の岸氏、米田城の肥田氏などであった。

川辺町にあった当時の武將は、肥田氏以外にも存在したことが考えられるが、記録が少ないので明かでない。しかし、いずれも守護土岐氏や守護代斎藤氏に従い、さらに斎藤道三に従属していたことであろう。

道三は、典型的な戦国武將であり、人の素質を見抜くことに、非凡な才能があったといわれている。僧侶から身を起こし、やがて商人・武將へと脱皮を重ね、最後には主家を乗っ取って、美濃一國を手中にしまった。激動の戦国期には、将軍や守護の権威も地に落ち、主君が無能であれば家臣がその地位を奪うことは、日常茶飯事となっていた。道三もその一人であったが、晩年は、下剋上の時代にふさわしい運命的な生涯を終わっている。

川辺に関係した武將

この時代に川辺に居住した武將、あるいは関係のあった領主を、記録からみると次のようであり、この地域の重要性がうかがいしれる。

二階堂行政 建仁年中（一二〇一）に山城守行政、はじめて稲葉山城を築くとあり『美濃明細記』、行政四世の孫、出羽守行藤在城すとある。『濃飛両国通史』また、武儀郡吉田荘の新長谷寺火災のさいの再興のこと、同郡神渚郷も一族の知行地であったことも記載されている。恐らく、吉田荘も知行地であったことであろう。

川辺町に伝わる『米田之庄肥田軍記』の一節に、「サレバ此城主ハ二階堂山城守行政ノ居住有給フト申伝候・・・」とあって、天子野（上川辺）に城跡があったことを伝えている。また、同町俳原観音堂（下麻生）にある『十一面観音堂再建縁起』には、出羽守行藤が新長谷寺建立後、俳原観音堂の再建に着手したことが記録されている。

土岐政房 美濃守護土岐政房には、政頼・頼芸の二人の男子があつて、相続問題で家臣が二分され争乱が起きた。

政房は、長子政頼を守護とし、みずからは方県郡城田寺（岐阜市）に移り、さらに加茂郡米田莊（川辺町）に隠せした。そして永正一六年（一五一九）六月一六日に米田館で没した。『濃州城主誌略』には、「加茂郡米田ノ莊加茂山ノ城主肥田玄蕃、明応ノ頃マデ莊ト云フ、土岐美濃守政房隠居ノ地ナリ」とある。

加茂山にあった米田城は、当時、永正二年（一五〇五）にこの城を築城した肥田兵部少輔軌吉・軌休父子がいて、かなりの勢力を保持していた。そのため、土岐政房が岐阜で骨肉の争いをきらい、肥田氏を頼ったのであった。しかし、政房がいつ米田へ来たのかは明らかでない。恐らく、土岐氏の内乱が、永正一四・一五年（一五一七・一八）の二度に及んだ関係から、政房は、同一五年には米田城に入ったものと思われる。

近年、肥田氏の菩提寺といわれる「永福寺（一説には松泉寺）」跡を調査し、本堂・鐘堂などは確認できたが、土岐政房の墓については発見できなかった。

稲葉彦六 『下麻生村諸事帳』に、「先々御地頭様、稲葉彦六様御領地式千石之内、御屋敷殿之洞口、納古山の前御門跡石垣等有、御本丸ノ跡地等有、遠見山祈念所旧跡数多有」とある。また、『美濃盛衰録』には、「加茂郡御座野遠見山ト云ハ、応永ノ頃稲葉通則入道元塵ノ砦ナリ、此稲葉ハ備中守通則ナリ」とある。前者の稲葉彦六とは後の良通一鉄のことで、土岐氏・斎藤氏に仕えた武將で名声が高く、西美濃三人衆の一人といわれた人物であった。また、後者の通則は良通の父親で、下麻生から郡上へ移転したとされている。いずれにしても稲葉一族は当時、下麻生地区を支配し、和知城（八百津町）には、良通の末子の方通が城主として移住していた。

斎藤利永 善恵寺文書に、享徳元年（一四五二）十一月、斎藤左衛門尉利永、河辺莊長夫錢寄進とある。また、蔭涼軒目録に、長享二年（一四八八）七月五日、京都西芳寺の所領として、米田莊内比久見郷拾貫三六一文と記録があ

る。米田莊は室町時代に土岐氏、その後斎藤氏の所領となったのである。

利永は、守護代として土岐氏の地位を確固たるものにした武将であり、米田莊・河辺莊の領主であった。

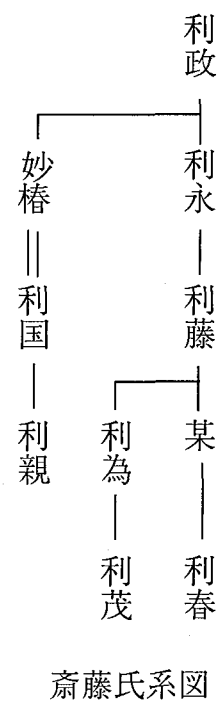
斎藤利三 守護代斎藤氏の一族である。母は明智光秀の妹、妻

は稲葉氏の出で、娘がお福のちの春日局である。

記録によると利三が、「濃州川辺郷に蟄居す……」と記載されている。永禄年間（一五五八〜）のはじめのことであり、岐阜城主斎藤義龍との不和が原因とある。川辺のどこに移住したのであろうか。当時のこの地方の支配関係は、下麻生城と和知城に稲葉氏一族が、牛ヶ鼻城（美濃加茂市）には斎藤氏一門がいて、この地方を支配していた。

一方、川辺には江戸時代に、大嶋氏が居住した現在の西小学校に、当時、土井庄左衛門が在城していたが、牛ヶ鼻城の出城のような存在であったと推定される。このような支配関係から利三は、川辺の土井氏に保護されたものと思われるが、滞在期間は、斎藤義龍が死亡するまでの三年間であった。岐阜に帰った利三は明智光秀に従って、戦国の渦中に身を投ずることとなる。

利三が寄ぐうしたとの記録は川辺には見あたらない。秀吉の天下統一後、各地で光秀関係の資料が抹殺されたことから、川辺も後難を恐れて、その存在を残さなかったのではあるまいか。



第八節 戦国時代と加茂地方

一 戦乱の幕あけ

戦国争乱は一〇〇年にわたって続いたが、足利幕府の統制力は失われ、一国大名制の政治がとられていった。しかし、一方では戦国統一の機運が高まりつつあり、その端緒が織田信長の美濃進出であった。

信長と美濃

永禄六年（一五六三）信長は、居城を小牧山に移して犬山城に侵攻した。そして、対岸の鵜沼・猿啄両城を落城させ、美濃への足掛りを確保していった。同八年には、加茂郡の加治田城と堂洞城に攻撃が加えられたが、当時、加治田城の佐藤氏、堂洞城の岸氏、関城の長井氏の三氏は、同盟を結んで信長軍にあたることになっていた。しかし、佐藤氏が盟約を破って信長側に加担したため、堂洞城の攻防が展開されることになり、この地方で最大の、悲惨な落城絵巻が織りなされたのであった。その様相を伝える記録物に『堂洞軍記』がある。

永禄八年八月、信長勢は鵜沼の渡場から猿啄へ出て、この地を勝山と名付けた。そして、使者を堂洞城に遣わして、城主岸勘解由に投降を進めたが、関城との盟約からこれに応じなかった。翌日、大手・搦手からめての二手に分かれた織田軍は、攻撃を開始して劣勢の岸軍を一步一步追い詰めていった。合戦は四時間に及んだが、圧倒的な勢力の前に城兵は残り少なくなり、やがてあちこちに火の手が上がった。岸勘解由夫妻、長子の孫四郎など、一族郎党すべて差違えて

討死したと伝えられている。

現在でも城跡からは、武器の破片・焼米などが発見でき、城主が好んで座った一〇畳余の平坦な月見岩も、往時の姿で実在している。

信長の中濃を基盤とした岐阜への侵攻は、必ずしも成功しなかった。稲葉城の斎藤義龍は、家臣団をよく掌握して信長に対抗していたからである。それが義龍が三五歳の若さで急死すると統制が緩み、家臣の去就が分解されていた。そして数年後、美濃は信長のじゅうりんを許すこととなり、在地の武士、いわば美濃衆と呼ばれた家臣団は、その配下に従属することとなった。

当時の、川辺を中心とした領主の動向は次のようであった。
加茂地方の諸氏

数少ない史料からの推定である。

森氏 可児郡の金山城（兼山）の森可成は、早くから信長に仕え、桶狭間の合戦にも軍功があった。この城は、元来斎藤大納言正義が居城していたが、その不慮の死によって、森氏に与えられたものである。以来金山と命名された。

肥田氏 川辺町福島にあった加茂山米田城は、兵部少輔軌吉（奎之助忠勝・後の忠直）が城主で、米田地方一帯を支配していた。信長進攻期には、子の玄蕃允軌休（直勝・後の忠政）の時代で、堂洞合戦後、旧領地の知行を認められている。このことから、いち早く信長に従い、幾多の軍功があったものと推察される。

福島氏 川辺町福島に居住した一族で、地名の起源となっている。美濃源氏の出身で、左近将監政清が領主、その後、政家の代の大永年間（一五二一）に、尾張に移住している。その孫の市松は秀吉に仕えた正則である。肥田氏支配以前の領主であった。

武市氏 西国にあつて、戦乱により川浦（美濃加茂市）に逃れ、その後、上川辺あるいは、石神城のあったといわれる城（字名）に居住したともいわれている。当主善兵衛光種は、森氏とともに郡上方面の戦いにも参戦しているが、一族には、四国徳島に移住したものもある。

大嶋氏 雲八光義・茂兵衛光政父子の時代には斎藤氏に仕え、関に在住していた。金山城主森氏の侵攻のさいは敵対して戦っているが、その後、家康に服属し軍功があつた。当初は、関市に在住していたと推定され、光政が川辺町中川辺に移住した。

そのほか川辺町で注目したいのは、飛騨の領主三木氏が、米田方面へ進攻していることである。

天文七年（一五三八）、三木氏中興の祖直頼は、禅昌寺の僧を加茂・恵那両地に派遣して情勢を探索させた。土岐氏の紛争に乗じて岩村の遠山氏が勢力を伸ばし、その影響から、飛騨川流域の各領主も動揺の気配を示したからである。同九年八月、美濃守護土岐頼芸の要請によって、三木勢は、米田・飯田・野上の各城を攻めている。川辺町の飛騨川左岸に、今も三木街道の名称が残っているが、三木氏侵攻のさいに、拡張された道路の名残りと思われる。



福島氏屋敷跡

二 下剋上の争乱

本能寺の変と美濃

美濃の制圧に苦慮した信長であったが、その後は破竹の勢いで天下統一を推し進めていった。そして、短時日の間に畿内を勢力下に入れるとともに、中央権力の掌握を画策していった。まさに美濃国は、信長にとって最も重要な拠点の一つとして、位置づけられたのであった。美濃制圧一五年後の天正一〇年（一五八二）六月、信長は京都本能寺において、あえない最後をとげてしまった。

この事件は、美濃の武將に大きな動揺を投げかけた。岐阜城は一時家臣の占拠するところとなり、各地の城主も自衛の態勢をとっていった。いまだ信長亡き後の天下統一者を、誰とも推定できないのであった。そのなかで、いち早く頭角をあらわしたのが、可児郡金山城（兼山）の森一族である。城主は当初、道三の養子斎藤正義であったが、その後、森可成が城主となっていた。しかし、可成が戦死すると長可が後継者となったが、蘭丸など三人の弟は、既に本能寺で信長とともに討死していた。

地方の争乱

豊臣秀吉は、疾風枯葉を卷く迅速な行動で美濃一国を領有したが、森長可は早くから秀吉と結んで、自己の勢力の拡大をはかうとした。天正一〇年（一五八二）六月、長可は、蘭丸など三人の弟の葬儀と称し、天がいなどを飾ったが、途中から行列は隊列に変わって兼山湊を渡り、米田地区に押し寄せた。そして、米



馬 串 山 砦

田城に前後から攻撃を加えた。次いで、一転して可児郡の大森・上恵土・久々利の三城を手中にして、可児郡一帯を制圧していった。

長可は、後顧の憂いを除去すると、既に確保した米田城を起点として、飛騨川流域の下麻生城と、野原城に部下を配置して北に備えさせた。そして天正一〇年（一五八二）七月、馬串山に陣を張り、加治田城をうかがった。加治田勢は大嶋茂兵衛（川辺大嶋氏の祖光政）らに、出城である牛ヶ鼻城で対陣させたが、森軍三〇〇〇の攻撃を受け、加治田に退散している。翌日、森軍は川浦川をはさんで加治田城と対陣したが、加治田側は兵力が集中できず、森側の勝利に終わっている。

ここにおいて長可は、先に領知した可児郡と合わせて、加茂郡も勢力下とし、さらに、天正一一年（一五八三）二月ごろまでには、恵那方面をもその支配下においたのであった。

三 肥田玄蕃と森長可

米田城主肥田氏

肥田氏の先祖は、信州諏訪氏の末孫として木曾義仲に仕えていたという。そして義仲没落後、兵部少輔の代になって美濃国肥田瀬村に居住し、さらに米田庄福島に移住して、名を肥田と改めた。別の記録には、美濃源氏の家系で、土岐氏を経て肥田氏となったともいわれている。

当初の城郭は、兵部少輔軌吉（忠直）が、永正二年（一五〇五）三月に権現山に築いた福島城であった。その後、子の玄蕃允軌休（忠政）が、永禄三年（一五六〇）八月に加茂山に移築したが、これが伝えられる米田城である。い

ずれも物見矢倉的な山城であつたと推定される。

玄蕃允は、米田地方一帯から牧野・和知・細目など、相当広範囲な地域を支配していた。現在の川辺町上米田を中心にして、美濃加茂市・八百津町にまで及んでいたのである。肥田氏が信州から迎えたといわれる下米田地域の、諏訪神社棟札には、「永禄一二年（一五六九）九月、肥田長寿丸」とある。長寿丸は、玄蕃允の子で元服前の名前であつた。また玄蕃允が、八百津町の善恵寺へ菜園畑六段を寄進した書状が残っているが、その内容は次のようである。

「肥玄の状」

御さいえん畠六段の分進じ置き候、異儀あるべからざる者なり

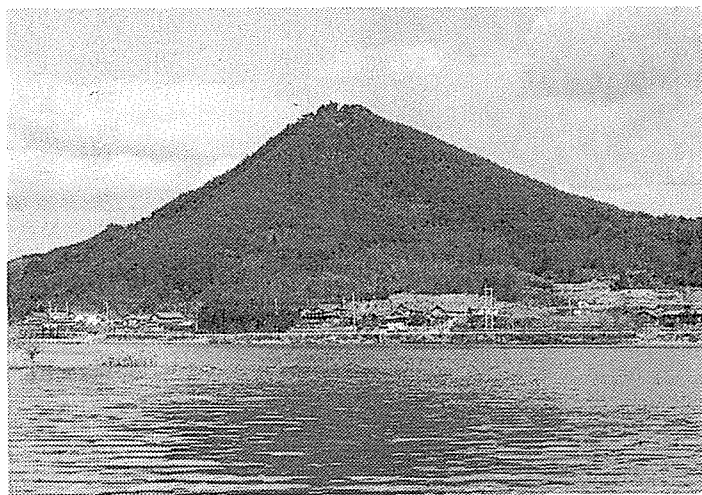
一二月一三日

肥 玄蕃（花押）

善恵寺

御同宿中

米田城やその居館が建てられていたところは、段・羽根坂地区に、家臣の住居が建ち並んでいたと伝えられている。そして近年、住居跡や古井戸が数多く確認できたが、土地整備によつてその姿を消していった。しかし、寺跡や墓碑石などは現在も残っていて、当時の広大さを物語っている。羽根坂から下米田を通つて馬串山に至る道路は、玄蕃街道と呼ばれていた。恐らく、多くの武人がこの街道を往来したことであろう。



米 田 城 址

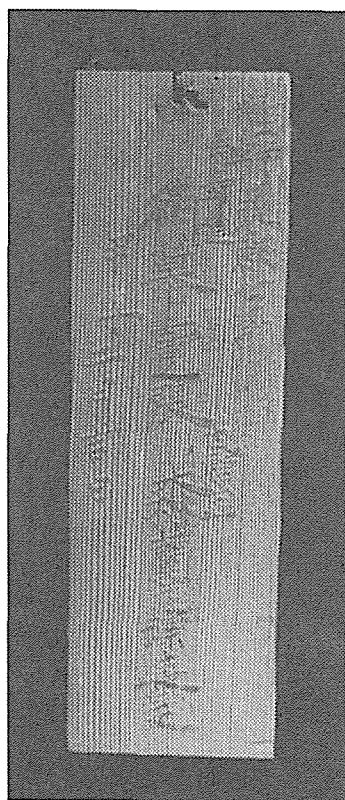
金山城主森氏

森氏は、源義家の六男の出といわれ、相模国森荘に住し以後森姓を称した。信長が尾張にいたころから仕え、その上京のさいも先鋒を勤め、幾多の合戦に軍功があった。そのため、信長の美濃攻略後は、可成が金山城の城主となったが、これが初代である。その所領の規模は、当初は肥田玄蕃と同程度と伝えられていたので、可児郡一帯を支配していたものと思われる。

可成が元亀元年（一五七〇）九月、近江国で戦死すると、子の長可が継ぎ武蔵守と称した。長可は、信濃・甲斐征討にも参加し、その戦功から子孫は、のちに川中島の海津城主となっている。長可の弟が蘭丸・坊丸・力丸の三人で、いずれも本能寺で信長に殉じた。金山城は、天文六年（一五三七）斎藤正義によって築城された城で、鳥峰城の名がある山城であった。しかし小規模の城で、長可の手によって一大城郭の形式に増改築されたのであった。その年代は諸説があつて明らかでないが、長可が金山城在住一二年の年歴から推定して、天正初年（一五七三）と推定されている。

城の増改築とともに町造りも進められ、金山湊の再開発によって、多くの問屋も設置されていった。そして、塩海魚の市場も開き、定期市や馬市によって、城下町の拡大がはかられた。

本能寺で信長とともに討死した森蘭丸は、永禄八年（一五六五）金山城内で生まれたといわれている。しかし、川辺町上川辺地区にある阿夫志奈神社の棟札には、次のような記述がある。



森蘭丸棟札

維時永祿七年

奉寄進御幕壹帳

大願主森蘭丸源長定

甲子二月吉日

これによると蘭丸出生のさい、幕一張を阿夫志奈神社に寄進したとあり、生年は永祿七年（一五六四）で、一年早く出生したことになる。生年の記載誤りとすれば、十千十二支の甲子との関係が説明できない。七年と十千十二支は合致しているからである。当時の文献的な生年の記録は、必ずしも正確なものとはいえず、少なくとも出生のさいの神社への寄進は、神仏崇拜の観念から、正しいものといわざるをえないのである。今後の研究に待ちたい。

米田合戦

戦国時代、この地方の戦乱で知られているものに「米田合戦」がある。米田城主肥田玄蕃允と、金山城主森長可との争乱である、『兼山町史』によれば、この二人は長年の宿敵として記述されている。森長可が信州川中島撤退のさい、これを恵那郡で迎撃せんとした主謀者が肥田玄蕃允である。あるいは本能寺の変後、玄蕃は、金山城を襲う計画であったとか。しかし肥田氏は当時、森氏に比べて往年の勢力はなく、それは単なる金山側の口実に過ぎなかつたのであろう。

この合戦を物語るものに『米田之庄肥田軍記』があるが、その概要は次のようである。

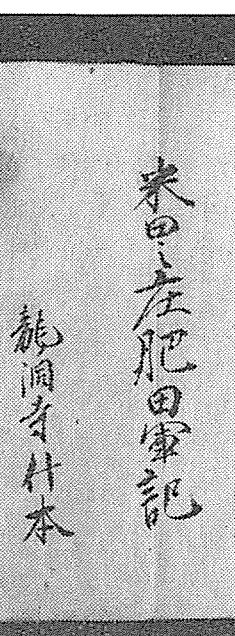
肥田軍記

米田城主肥田氏は、兵部少輔軌吉がはじめて福島城（権現山）を築いたが、子の玄蕃允軌休の代になって加茂山に移転している。そして山腹に加茂神社を遷宮し、山頂に城を築き、以来ここを拠点として米田庄一帯を支配していた。

そのころ下川辺城（牛ヶ鼻城）には毛利勘右衛門が在城し、対岸の川合・西脇地区まで領有していたが、暴君のため領内の農民は困惑していた。そのため肥田玄蕃の子長寿丸は、これを討たんとして永禄一〇年（一五六七）八月、三〇〇の兵を四隊に分けて栃井の渡しを渡河し、陣場野に布陣した。これをみた毛利勢は、信望のない主君を見限つて殺害し、家臣一同投降したため、長寿丸は戦わずして城に入り、以来この地方を治めることとなった。

元亀年間（一五七〇）に入ったある年の三月、堂洞城主岸勘解由がこの城を訪ねた。長寿丸は大いに歓談し、酒宴が進むうちに盟約を交わす程になった。そして岸氏の飛地馬串山城と、毛利山城（牛ヶ鼻城）との交換が取り交わされ、小山・南川合・牧野地区が新しく肥田氏の支配下となった。この対等換地は、双方にとって有利な領地替えであった。

天正一〇年（一五八二）春、金山城主森武蔵守より使者があつて、馬串山所望との申し入れがなされた。肥田玄蕃は、これを理由なきこととして拒否したため武蔵守は立腹し、折をみてこれを奪うことを計画していった。そして同年六月、本能寺で織田信長とともに、弟の蘭丸ら三人が討死すると、二三日になつて葬儀と称し、衣服の下に鎧を着用して出陣した。



米田之庄肥田軍記

森軍は、可成寺の渡しから中山に入り、諏訪の段に登つて福島（米田）城を一望した。まさに迅速果敢な侵攻であつたが、城内では、男子出産の慶事の最中で、家中一同全く防戦の用意もなかった。そのため、玄蕃は幼児と奥方を連れ、城を家臣に任せて比久見村に逃れた。

一方、馬串山の長寿丸は福島城の異変を知り、城兵を引き連れて駆

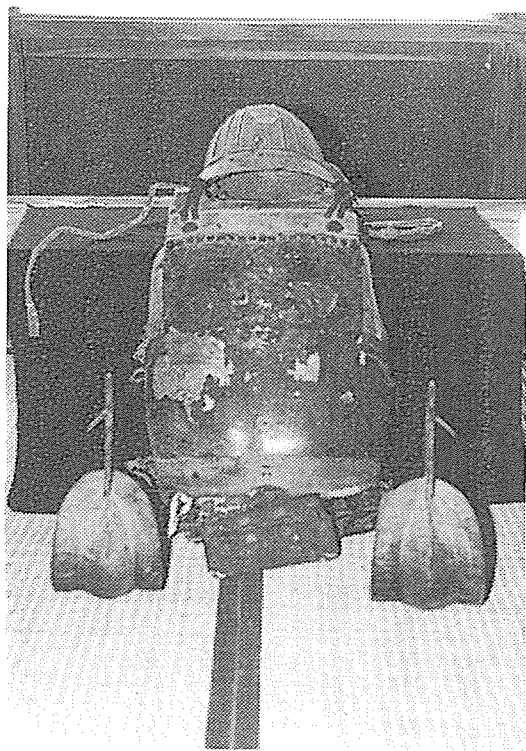
けつけ、背後から金山勢を攻め立てて城に入った。しかし、城内には両親の姿はなく、自身も下吉田を目指したが、このとき脇腹に痛みを感じた。鉄砲による傷で相当の出血である。長寿丸はひるまず、追手を切り崩して父母の後を追った。玄蕃は、比久見の百姓家に生後間もない男の子を預け、下吉田の渡しで、舟に乗って対岸に渡ろうとしていたが、呼び止める声に背後を見ると、長寿丸が岸に立っていた。しかし、最後の氣力を絞ると落馬し、両親の引き返す間もなく既に息絶えていた。

両親は、悲嘆のうちに死骸を舟に運び、船頭の指示に従って対岸に葬ったが、その地は、先の岐阜（稲葉）城主二階堂山城守の、建仁時代（一二〇一）の城跡であった。

城を奪われ、家臣は四散し、その上我が子まで失うこととなった奥方は、産後の病弱からこれ以上の同行は不可能であった。そのため玄蕃は、家臣を付けて船頭に一時身柄を託し、自身は加治田城主斎藤氏を頼って落ち延びていった。

その後、奥方は天正一〇年七月二〇日まで、上川辺地内にかくまわれていた。

加治田を目指した肥田玄蕃は、城主斎藤新五郎を頼って、上有知城主長井隼人、堂洞城主岸勘解由とともに、森軍に對することとなった。そして、牛ヶ鼻付近にて對戦したが敗れ、家臣伊藤忠助・多田角右衛門の兩人は捕えられた。二人はその後、森武蔵守の家臣となり、天正一二年三月、尾州長久手



肥田玄蕃着用の鎧

合戦で武蔵守とともに討死している。また金山記によると、玄蕃は加治田城内で自害とあるが、一時身を潜め、のち徳川家に仕えるようになった。

肥田玄蕃の先祖は、信州諏訪の大保利諏訪氏の末孫として木曾義仲公に仕えていた。しかし、木曾氏没落後の兵部少輔の代になって、美濃国肥田瀬村に居住し、さらに米田庄福島に移住して姓を肥田と改めたが、本来の姓は諏訪氏である。

軍記物は、江戸時代出版された小説の一種で、戦争に関する事跡を、興味あるように、実録と空想とを交えて書いたものである。そのうち、当地方に関係のある軍記物には、『金山記全集大成』『堂洞軍記』『南北山城軍記』がある。このうち、『南北山城軍記』によれば、米田城主肥田玄蕃允は、加治田合戦で大嶋光義（旗本川辺大嶋氏、初代光政の父）によって討死となっている。しかし、大嶋氏はこの時点では、斎藤氏の配下にあつて、森長可と敵対していたのであった。

『米田之庄肥田軍記』は作者不明で、いつの時代に書かれたのか明らかでない。肥田氏の菩提寺となっている龍洞寺が、天明二年（一七八二）に再建されたことから、この時代の作と推定される。内容が、米田城築城のことから、その攻防と落城、そして、肥田一族と家臣の消息にまで及んでいるが、軍記物は、一般に作者の主観によって書かれたものである。したがって、主人公中心の記述は免れず、史実と多少の相違が散見されるが、肥田軍記もその域を出ていない。しかしながら、太平の世に慣れた庶民の、戦記物への憧憬がこれを生み出したのであり、当時の時代を反映した創作として、極めて高い価値を持っている。

特に肥田軍記は、当町を中心として争われた唯一の戦国時代の記録として、身近な感慨を与えるものがある。

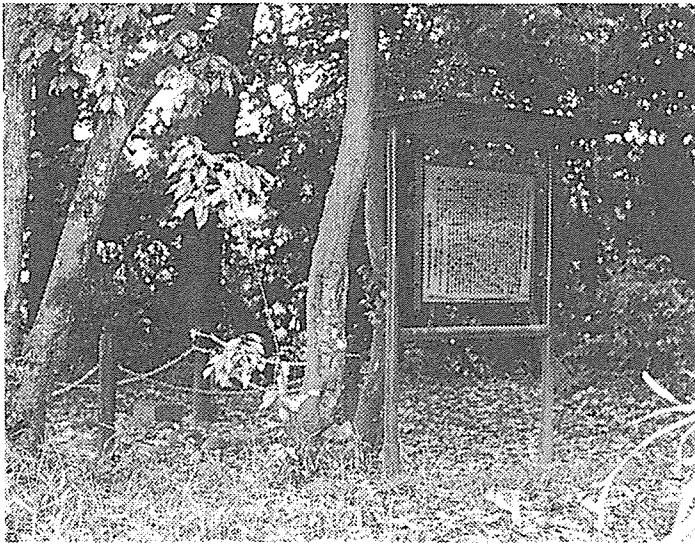
米田合戦の中で、玄蕃允の子の長寿丸が葬られる一節がある。近年、上川辺地区の人々によってその調査が行われ、ようやく墓石を発見することができた。そして、地区の篤志家により、現地に手厚く葬られたことは、川辺町にとっても有意義なことであった。

米田城落城後森長可は、北の備えとして下麻生城を制圧して、部下の井戸治兵衛（一説に井戸七郎兵衛光重）が城主として守っていた。井戸氏は、撤退のさい長可によって舟中で謀殺されたといわれている。この井戸氏は、稲葉氏が城を支配していたときの家臣であるともいわれ、稲葉氏の移転後城を守り、森勢の攻囲によって落城したとの伝承がある。

肥田氏後日談

米田城落城後、
城主肥田玄蕃

允は討死したという説、あるいは加治田城内で自害したという記述があるが、軍記物の創造性から信頼に乏しいものがある。玄蕃允は改名後忠政を名乗り、妻は高山城主となった金森長近



肥田長寿丸の墓



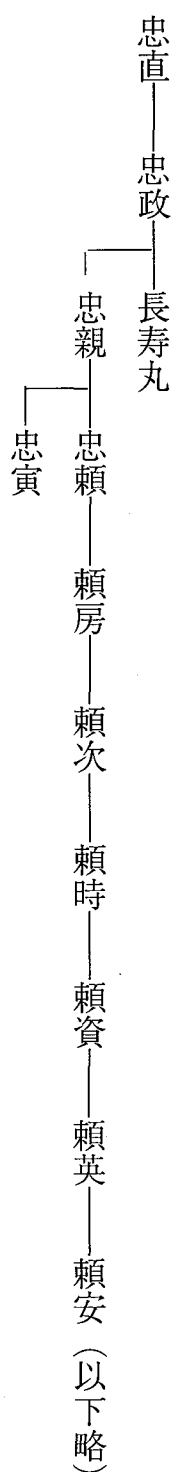
下麻生城址

の娘であつた。その關係から加治田城を逃れて、金森長近の姻せきである鉾尾山城主（美濃市）の、佐藤氏を頼つてその地で病死したものと思われる。

忠政の子忠親が幼少であつたという記録があり、その後、祖父にあたる長近が養育していった。長近は、高山城主から小倉山城主（美濃市）に移つた武将で、成人した忠親を徳川家康に謁見させた。そして、家康から武儀郡内の極楽寺・生櫛・下有知の三か村で、一〇〇〇石の領地を賜わつて堤普請奉行を勤めた。子の忠親も徳川幕府に仕え、弟の忠寅は尾張徳川氏に仕え、以後、代々徳川氏あるいは尾張徳川氏に属していったのである。

米田城は、数年前までは築城時の礎石が数多く残されていて、その礎石には、金具を使ってあけた柱穴の跡が幾つか確認できた。その穴から矢倉程度の建造物と推定し、本格的な調査のため、再び山頂に登つたときには、既に二〇幾つもの礎石はすべて破棄されていて、歴史的遺物が失われたのであつた。

（肥田氏略系図）



忠直 兵部少輔軌吉あるいは柰之助忠勝。永正二年（一五〇五）三月福島城を築城す。没年不明。

忠政 玄蕃允軌休あるいは直勝。永禄三年（一五六〇）八月米田城を築城す。織田信長に仕える。妻は金森法印

（長近）の女。

忠親 主水。母は金森法印の女。父忠政死するとき、幼少のため法印が養育す。慶長一七年（一六一二）正月家康に

謁見、寄合に列し、同年一〇月美濃国武儀郡内で一〇〇〇石を賜う。寛永八年（一六三二）正月、美濃国の堤普請奉行を勤む。同九年七月諸国巡見使となる。同一年五月將軍家光上洛のさい、京都で刃傷事件に巻きこまれ改易。

忠頼 半兵衛のち忠利。寛永元年（一六二四）十一月大御所秀忠に拝謁し、同四年正月小姓組に列す。同一年二月武蔵国埼玉郡内で四〇〇石を知行す。慶安三年（一六五〇）九月、後の將軍家綱に属し、御書院番に列す。天和二年（一六八二）九月没す。年不詳。

忠寅 孫左衛門。忠頼の弟。尾張藩主徳川義直に仕う。

頼房 十郎左衛門。寛文七年（一六六七）十一月小姓組となる。元禄二年（一六八九）正月桐間番に移り、同三年二月裏門番頭となる。正徳四年（一七一四）四月没す。年七一。

頼次 数馬のち采女。天和二年（一六八二）七月將軍綱吉に拝謁す。元禄四年（一六九二）一二月大番となり、同七年一〇月桐間番に移る。同九年一二月精勤を賞せられ黄金二枚を賜う。享保元年（一七一六）正月組頭にすすむ。同一八年九月没す。年六一。

頼時 玄蕃。享保二年（一七一七）九月將軍吉宗に拝謁す。役職不明。寛保二年（一七四二）九月没す。年六〇。



肥田氏菩提塔

頼資 留五郎のち采女。寛保二年（一七四二）二月父の後を継ぎ、一二五〇石を知行す。寛延元年（一七四八）五月大番に列し、宝暦元年（一七五二）六月新番に移る。同年二月没す。年六三。

頼英 富五郎。天明元年（一七八二）二月家を継ぐ。二五〇石。同八年二月將軍家斎に拝謁す。寛政二年（一七九〇）四月大番となる。没年不詳。

頼安 文平のち勇次郎。寛政八年（一七九六）六月將軍家斎に拝謁す。役職・没年不詳。

四 美濃国の統治

秀吉の継承 本能寺の変後、秀吉は地位を一步一步固めて、信長の後継者たらんと画策していった。美濃の各領主は、秀吉が明智光秀を「山崎の戦」で敗ると、しだいに秀吉側に加担するようになった。そして、岐

阜城主となった織田信長の三男信孝が、岐阜城に入って美濃を治めるとそれに従ったが、信孝が秀吉に反抗し、柴田勝家と結ぶや、美濃の多くの武将は秀吉に味方していった。その後、信長の二男信雄が徳川家康とともに、秀吉と対立したときには、美濃の各武将は秀吉方・家康方に分かれて攻防を繰り返し、そのため美濃は戦場となった。やがて、美濃・尾張などでの戦乱を経て、天下の実権は秀吉の手中に移っていくのであった。

早くから秀吉に通じていた金山城主森長可は、いち早く可児・加茂地方一帯を制圧し、やがて土岐郡に侵入して、天正十一年（一五八三）二月ごろまでには、東濃地域も森氏の支配下となっていた。土岐郡小里城主の小里氏、恵那郡苗木城主の遠山氏の二氏だけが、これに抵抗していった。そして、小里氏は退散して浜松の徳川家康に仕え、遠山

氏も森勢の攻囲にあつて苗木城が落城すると、浜松城に赴いたといわれている。

このようにして森長可は、東濃四郎の大部分を支配下におき、織田信雄の後に入った岐阜城主池田氏とともに、美濃における一大領主となったのである。

当時、福島氏の領主であつた肥田氏は既に没落し、加治田合戦などに参加していた後の、川辺領主大嶋氏の動向は明らかでない。大嶋氏の場合、恐らく加茂郡から転出し、あるいは織田氏に従い、さらに秀吉方に従属していったものと思われるが、戦国期の有為転変の渦中にあつて、身の処し方を模索していったことであろう。

秀吉は、天正一五年（一五八七）に九州に遠征し、同一八年には小田原城の北条氏を滅ぼした。そして、統一の完成

奥羽地方を平定して、全国統一を完成させたのであつた。

この間秀吉は、天正一六年（一五八八）には、諸国に刀狩りの令を出して、民間にある武器の没収を強行していった。郡上郡白鳥の長滝寺の記録に、

「関白殿御分国、武器サライ御座候て、当寺各々出し候て迷惑せしめ候、但し天下安全、国土長久之御世に候間目出度、刀尽く大仏建立之釘カスガイニナリ申候間、三世之ためと仰せ出され候」

と記されている。これは、武器を残らず差し出すように命じられ、当寺も出したが迷惑なこと。しかし、それらはすべて大仏建立のさい、釘やかすがいになるということだから、三世のためになるという内容の文書である。

全国統一を進める過程で秀吉は、田畑の検地を行っている。検地によって、すべての田・畑・家屋敷などの面積を明らかにし、生産高の確定をするのがその目的であつた。これが「太閤検地」といわれるもので、美濃の検地は他国より遅く実施されたが、現在も各地にその当時の検地帳が残っている。

秀吉の実施した刀狩・検地は、一方では身分格差を決定づけるものであった。農村に定住していた半士半農の地侍は、武士か農民の選択を迫られて、その多くは農民の道を歩むこととなっていった。いわゆる身分制度の区分であった。これらの地侍は、その家柄や経済力を利用して、農村の有力者という立場を保持していくのであった。

川辺町の各地にも、地侍として活躍した人々がやがて農民となり、その地区の有力者として、名をとどめた系譜の家が現在も数多く残っている。

第九節 集落と生産物

一 集落としての村

農村社会

当時の農村の社会構造を知るには、検地帳を考察するのも一つの方策である。検地帳は、領主が土地の生産高を把握するための土地台帳であり、個々の農民の所有よりも、土地の存在と生産高に重点がおかれていた。すなわち領主は、村全体の収穫高が確定されれば、年貢や夫役を賦課することができたからである。したがって、検地帳に登録された人名には、同一人の異名や、独立の生計を営んでいない家族の名前も含まれているのであった。

川辺町に残っている最も古い検地帳は、慶長一四年（一六〇九）の中川辺村（石神）の縄打水帳で、『川辺町史史料

編下巻』これの持高を集計したものが次表である。

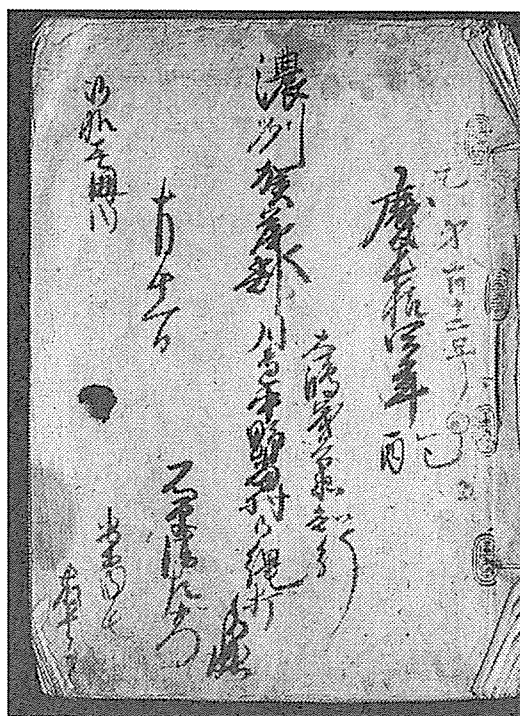
この表から算出すると平均以下が大半であり、一人当たりの耕作は田畑の累計で六畝強となる。それは極めて零細規模の耕作面積であり、かなり苦しい生活であったことが想定できる。

中世といわれる鎌倉時代から戦国時代までの、この地方の暮らしについての資料は極めて少ない。川沿いの村々は魚類に恵まれ、山深い原生林地帯では、鳥獣類の狩猟が盛んに行われて、人々の生活を豊かにしていたことであろう。しかし、すべての中心は農耕による収穫であつた。

公家の一人が書き残した旅行記に、当時の農村の民情がリアルに描かれている。

「一面畑地が続いていて、そのなかに農家が点在している。家では髪をよもぎのように乱した女が、忙しそうに蚕の手入れを行い、付近の畑では老いた農夫が鋤^すを持って、畑仕事に余念がない。かたわらに、はげ頭の子供が泥まみれの手足で手伝っている。」

この描写から想像するに、老農夫は休みない労働に腰も曲がり、農婦はな



慶長検地帳（中川辺・石神）

検地帳規模別集計表

	上田	中田	下田	上畑	中畑	下畑	計
反							
1.5~2.0	3	4					7
1~1.5	5	7	2		1		15
0.5~1.0	9	12	14	3	5		43
0.1~0.5	5	5	12	5	6	8	41
0.1 以下		2	10		1	6	19
計	22	30	38	8	13	14	125

りふりかまわず動きまわり、幼い子供まで一緒になって働いているようであった。一家の大黒柱である農夫は、山稼ぎにでも行っているのか、恐らく早朝から夜遅くまで、山林の仕事に従事していたことであろう。

家屋は竪穴式住居から出発し、しだいに柱の数が増え、さらに壁が付けられたが、大社風などの妻入家屋は特別なものであった。わらやかやぶきの屋根は、仏教の伝来とともに瓦ぶきに変わっていったが、寺院・宮殿などに限られ、一般の民家は板屋根、農家はくずやと呼ばれる草深い家がほとんどであった。したがって風水害が最大の外敵となり、飢饉とともに恐れられたものの一つとなっていた。

鎌倉時代の寛喜二年（一二三〇）の旧暦六月に、美濃国の平坦地に降雪があり、二寸も積ったとの記録がある。このころは全国的に風水害が続き、冷害気温から作物が無収穫となったが、それとともに、農村に人買いが流行している。一禅僧が綴った『沙石集』には、そのことが書き記されているが、美濃のある貧しい母子の哀話である。

「生活が窮迫し、母と子は飢死するばかりであった。男はわが身を売って母の生活費を賄おうと考え、“人買い”の身代金を置いて東国に売られて行った。命さえあればいつか会えると思って母を説き伏せたが、果たして再び故郷へ帰ることができるのか、このまま東国の土地で死んでしまうのではないかと、男は涙ながらに語ったという。」

文中に売られ行く一団との表現があり、多人数の人身売買があったことが想像される。このため、幕府は取締りに乗り出し、その商人を捕えては、額に焼印の嚴罰で臨んだといわれている。

一方では土地の開拓も進み、豪族の私営田が拡大されるにともない、土地は資産化の傾向を示し、労働人口の集結が招来されるようになる。いわば戸口の増加による郷の形成、新村落の成立であった。そこには富の蓄積があり、人々の集まりの生活が存在していた。

これら新村落の中心となったのは農耕水田であったが、小豪族の主家を中心とした集落も存在していた。主家とその家臣団で形成されたのを「名田」とも呼んだが、武士が農村を直接経営している村落も発生していた。しかし時代とともに、農村は農民だけの組織によって、維持されていくのが一般的となった。

室町中期の美濃国の、水田石高と人口の推移はどのようであったのか。美濃は二万町歩から三万町歩の間と推定され、その収穫米は二五万石、あるいは三〇万石である。平安期の一四万八〇〇〇石と比較すると約二倍となる。同じ室町期の美濃国の人口を推定すると、三〇万人。平安期の一四万人と比較すれば、五〇〇年の経過で約二倍となっている。しかしこの数字は、記録の残っている平安・江戸初期からの推定算出であり、必ずしも正確でないが大差はないものと考えられる。

道路の整備

街道の駅制が完備すると、道路は三つの等級に区分された。首都から九州の太宰府へ行く道がメインロードで大路と称し、東海道・東山道など役人や武人のよく利用した道を中路、そして国府に通ずる道を小路と呼んでいた。やがて関東に鎌倉幕府が成立すると、京都とともに政治の中心が二つとなり、それを結ぶ東海道が日本の主要道路となっていた。

源頼朝は、鎌倉を政治の中心とすると、その集権の実をあげる目的で、道路網の整備と交通政策の確立に務めた。これが鎌倉街道といわれる道路で、古代ローマが四方に道を開き、「すべての道はローマに通ず」といったのと、一脈相通ずるものがある。従来の駅家や渡船場を整え、新駅を設置するとともに、役人をして旅人の警固にあたらせた。また、各駅には飛脚を配備して急便の用を充足させている。そして、駅家の諸費用を周辺の農村負担から、領主の直接負担に改めていった。

鎌倉街道の美濃における順路は次のようになっていた。

太田―今渡―御嵩―井尻―志月―宿―日吉―半原―釜戸―竹折―大井―千旦林―駒場―中津川―落合―
湯舟沢―御坂―園原

一方、木曾川の西を通る古道として

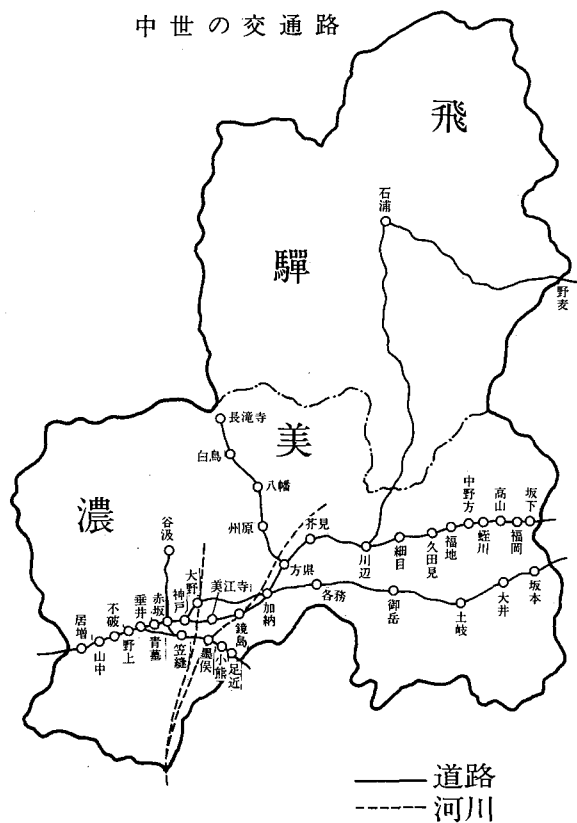
芥見―関―川辺―小山―細目―久田見―福地―中野方―蛭川―高山―福岡―坂下―田立―船渡―御殿
の記録がある。いずれも信濃へ入り、これより伊奈路を経て甲斐国に通じていたのであった。

この木曾川西古道は、関より川辺町鹿塩を経て、中川辺・下川辺から小山に至っていたが、鹿塩―中川辺間は、この時代に開かれたのであった。

奈良・平安時代の道路は官道であったが、鎌倉街道の設定とともに、官道は街道の性格を帯びて発達していった。さらに戦国期に入ると、すべての道路は領主の軍事路線となり、各地の集落名も郷から村への名称に変わっていった。しかし、村から村への道、あるいは、神社や寺に参けいする人たちのために開かれた道も多かった。特に、白山信仰における参道は最も発達し、それを中心として、各村落への群小道路が開かれた。参道を行き通う山伏の姿、あるいは戦乱によって移動する武士の団など、街道の交通量はしだいに多くなっていった。

飛騨にも鎌倉への道が開かれ、鎌倉街道の名称が今日でも残っているが、その経路は必ずしも明らかでない。飛騨川・益田川をさかのぼって野麦峠に通じていたとも、あるいは安房峠を越えたともいわれている。

飛騨川沿いに走る益田街道、その呼び名は種々ある。美濃街道・飛騨街道あるいは京街道ともいわれたが、この街道が整備されたのは、高山城主金森長近の開発事業に負うところが多い。長近は、京・大阪への参勤のため、根本的



中世の交通路



道標 (下飯田)

な変革に着手している。險難をあえて避けず、山腹の最短距離を通すという大胆な方式をとったが、当時としては画期的な考え方であった。現在の中山七里などの街道がそれであった。

川辺町の道路は比較的平坦地が多かったが、それでもこの当時、中川辺り上川辺間の道路はまだ十分に整備されていなかったものと思われる。むしろ、飛騨川左岸の比久見街道が、兼山・可児へ通ずる道路網として、早くから開かれていたのであった。下飯田地区にある道標には、“右みたけかね山・左なえぎほそめ”の文字が刻まれている。また、比久見地区にある道標には、“右大海道・左妙楽寺”とあって、いずれも東濃方面との交流を示唆したものであ

る。この地域には、東濃を通じて京都と、直結した独特の文化圏が確立していたことであろう。

室町末期の戦国争乱が長期間続いたことから、道路・宿駅などは荒廃していった。しかし信長時代になると、道路の改修が随時行われた。天正一〇年（一五八二）、信長は諸国に命令して三六町を一里と改めたが、従来は六町が一里であった。そして、道路に一里塚を築き、松などの植林を行って旅人の旅情を慰めた。この一里塚は、秀吉・家康も引き継いだ。現在残っているものは、その多くは江戸時代のものである。

中世の交通路は、各領主内の小規模な道路が中心で、やがて拡張され、江戸時代の統一的交通へと、移り変わる過渡期であったといえよう。

二 太閤検地

検地

戦国時代から近世にかけて実施された土地制度は、領主的なものを本質とし、領主と農民の階級を基礎とした制度であった。これを確立するため、領主が行った土地の測量調査を検地と称し、農民支配と年貢徴収を目的に推進されていった。

検地は、竿入れ・縄入れともいって、土地の面積や収穫高・耕作責任者などを調査し、土地の等級や石高を定めたものである。一般的には村単位で行われ、一筆ごとに検地帳に記載されていたが、検地そのものは古代から行われていた。しかし、荘園制度下の土地を根本的に変革したのは、信長であり秀吉であった。

信長は、元亀二年（一五七二）伊勢で検地を行い、そのほかにも新占領地で、しばしば検地を実施しているが、美

濃国でこれが実施された例はない。秀吉は、天正一〇年（一五八二）以降全国的な検地を行ったが、近世的な土地制度を作り出すためのもので、いわば石高制に基づく全国统一制度として、画期的なものとなった。そして大名が改易され、あるいは転封となるたびに検地が実施されたが、これを太閤検地あるいは天正石直しなどと呼んでいる。

美濃国の総検地は、他の国より七・八年遅れて実施されている。天正一七年（一五八九）秋より、翌一八年にかけてのことで、各地に残っている「太閤検地帳」がこれである。川辺町もこの検地が推進されたことと思われるが、検地帳が残っていないのが実状である。

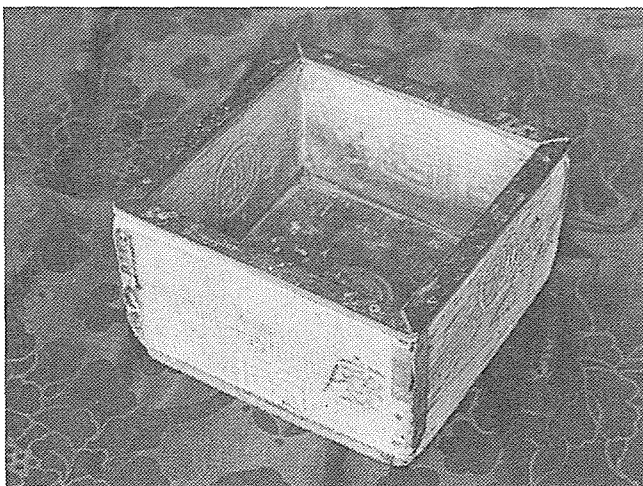
検地条目

秀吉は、検地を行うにあたり奉行に次の条目を指示しその徹底をはかった。

- 一 三〇〇歩を一反とすること。
- 一 米をはかるには京桮きやうばいに統一すること。
- 一 米の収穫高は一反につき上田は一石五斗、中田は一石三斗として見積ること。

一 検地役人は食事なども自弁とすること。

これが検地条目で、従来は一反三六〇歩であった。これによって、田・畑・雑地・家屋敷などの面積を明らかにするとともに、その平均生産高を米によって算出し、農民の年貢上納基準や、武士の知行高を新しく決めたのであった。田畑にはその実状にに応じて、上田・中田・下田などの等級をつけたが、こ



京桮（妙楽寺）

れが盛り一斗を一つと称したことから、上田一五盛・中田一三盛、以下下田一一・上畑一二・中畑一〇・下畑八つとあったのであった。そして屋敷は一二と定められ、そのほか、下々田・下々畑や山畑・野畑などの等外地もあった。

これにより、すべての所有地を記録した台帳が作成されたが、これが名寄帳あるいは水帳といわれるものである。

田畑などの所在地・面積・石高・所有者が詳細に記帳され、その結果、畝歩の圧縮もあって石高は大幅に増加し、美濃国は四〇万石となった。

秀吉の検地の意図したところは、一に地租の統一であり、二に郡村集落の統合であった。戦国時代までは年貢は領主によってまちまちで、特に、戦時下の徴収額は定率が全く存在していなかった。それが天正の石直しによって標準額が定められ、それ以来、江戸時代もこれを踏襲することとなった。

村落の統一呼称は、この時期に国郡村制が改めて確立されたが、従来は、郷・保・庄・村が雑然としていた。川辺町比久見地区のように、既に天正四年（一五七六）六月に、比久見村という村名の記録があるもの、『川辺町史史料編上巻』あるいは、庄園名や寺社領名のままなどの村落もあった。それらをすべて統一して、国は郡を、郡は村を治めるという国郡村制の発足がはかられたのであった。これが近世各村の起りで、現在の各市町村の起源でもある。

秀吉は、全国統治の実をあげるため、大規模な刀狩りを実施したが、僧侶・町人・農民の武器の没収であった。鎌倉幕府もこれを行ったが、天正の刀狩りほど徹底したものでなく、過去に一度もなかったことである。武器による僧侶・民間人の一揆を恐れた秀吉は、天正一六年（一五八八）京都東山の大仏鑄造を機会に、全国いっせいにこれを命じた。そのなかに、

「百姓は耕作に専念すれば子孫長久であるが、武器を所持し、年貢を怠って一揆をおこせば田畑は荒廢する。それ

ゆえ、所持する武器はすべて進上せよ。その武器は、今度建立される大仏殿の釘などに用いるから功德になる。」というものであった。

違反者は本人はもちろん、その一族も斬罪に処せられたと伝えられ、かなり厳しい措置がとられたことが想像される。さらに、天正一九年（一五九一）八月には、武士と町人・農民との相互間の、身分の移動を禁じた法令が公布された。身分の固定化が目的で、従来の農兵的状态から、兵農分離の隔絶によって、戦国時代の下剋上の動きを抑圧したものであった。武士は専業として職業化をはかり、農民は土地に縛りつけて生産者を義務付けた。いわば封建社会の基盤がこの時期に確立されたのであった。

三 生産物

物資の流通

古代の農村は、必ずしも都市を必要としなかったが、都市は生産物の供給源である農村を必要とした。物資の供給なくして都市の存立はありえず、農村からの流通は、一方通行の形で都市へ流入していった。そのためには道路の開通が大きな役割を果たしていたが、物資の運搬に河川水運は、まだほとんど利用されていなかった。陸路から陸路へ、人・馬に頼った陸送が専らの時代であった。

生活の発展にともない、物資の需給の調整をもたらしたものが物々交換であり、集落単位の交易であった。律令制の時代、下級官吏の俸禄は一年に二回、繊維品や鉄製品などが主なものであったがため、これらの給与品を米などと交換する必要が生じた。一方、他地域との交流が深まるにつれ、物資の搬入も盛んとなり、そこに必然的に市場の発

生を見ることになる。

当初は日時を定め、所定の場所に余剰物資を持ち寄って、相互に交換したのが市場のはじまりであった。やがて街頭の立ち売りやら、店舗を構えて見世売りする商法も発達し、商業区域を形成していく町も出現していった。一方では、神社や寺院の祭礼、法会の日に市が立つようになり、日を定めた定期市となった。これが三日市・八日市・十日市、あるいは西の市や辰の市などと呼ばれるもので、その名称が町名として残るものもあった。そして領主も、これらの商業を保護する政策をとったため、城下町・門前町として発展することとなった。

川辺町の場合、神社・仏閣の数値などから推定して、これら門前市が開かれたであろう。そして市名を呼称した町名も、近世期にかなり実在していたのである。

市場に物資が持ちこまれても、物によつては分割することが不可能であり、また、交換の比率を定める尺度に不便がとれない、その媒介として貨幣が登場することとなる。和銅元年（七〇八）中国の唐制にならって鑄造された「和同開珎」は、我が国ではじめての貨幣であったが、数量が十分でなく質も低かったため、主に中国銭が流通していった。これらの銅銭は、中国貿易が活発となると盛んに輸入されたが、使用された貨幣は、明元通宝・太平通宝・永樂通宝などであった。このうち永樂通宝は、質もよく広く流通していった。現在各地域に保存されている中国銭は、当時使用された通貨である。

特産物

美濃国の製紙の起源は明確でないが、既に、奈良時代に製紙業があったとの記録があり、それによると、諸国のうちで美濃が群を抜いていたとある。その理由は、良質の製紙原料である紙麻（かみそ楮）が多く産出する。高度の製紙技術を有していたことなどによるという。しかし、注目すべきことは帰化人の役割であった。先進技

術をたずさえて、美濃国に住居を定めたそれらの人々に、負うところが大きであり、製紙技術を担った帰化人による手工業の発展には、はかり知れないものがあつた。

当時の美濃紙は、經典類の用紙から草子（本）・和歌色紙などの厚手紙が生産されていた。その後、薄紙・薄白・白河など、その種類も多種多様となった。これらは室町時代になると、美濃の各地で特徴を備えた紙として、盛んに作られるようになっていった。『美濃明細記』には、製造分布として武儀郡の村落が最も多く記載され、次いで、山県・本巢・池田（揖斐）・加茂・郡上の各郡があげられている。この地域は、いずれも長良・木曾両川の上流にあつて、豊富な河川の水を利用し、良質な原料により、品質の優れた美濃紙が作られたのである。

『蔭涼軒目録』の長享三年（二四八九）九月の条に、「東濃薄紙十帖遣月船坊」と記され、延徳三年（二四九一）一二月の条にも、薄紙がもたらされたとの記述がある。そして、加茂郡比久見郷の隣村吉田村（上米田）が生産地であつたとされている。この時代、川辺町下吉田地区には良質な原料があつて、盛んに紙を生産し、その名が奈良・京都方面に知られていたのであつた。また、別の記録には、飛騨川が合流する白川町と東白川村は、白河という薄紙の生産地であつたと記されている。

一方、木材資源は美濃にとって唯数な産物であつた。特に、原生林が茂る飛騨の山林は、良材の産地となつていて、室町幕府の足利義教も、用材を飛騨に求めている。また、伊勢神宮の造営、信長による岐阜瑞竜寺の建立などは、すべて飛騨から木材が搬出されていて、古来からその材質が中央で高く評価されていたものと思われる。

飛騨からの木材の搬出には、飛騨川を利用した運材法が早くから開発されていたことであろう。一説には、享禄元年（一五二八）に、下麻生綱場が設置されたといわれている。その需要が増大するにしたがい、木材の筏を扱う筏乗

りが必要となり、川辺町域の川岸の人々も、多くこれに従事したと推定される。

材木は、柱・板などに加工して下流に運搬することも多く、特に、板は桧などを薄く割って作られた。これを樽くといつて、生産者たちによって「樽座」という組合組織が作られた。永禄一〇年（一五六七）の記録に、米田川（飛驒川）一帯にこの座の組織があったとの記載があり、この当時、既に下麻生綱場の設置があったことをうなずかせるものがある。

古代から中世にかけての必需物資は、自給自足を建前としていたが、賄いきれないものに塩があった。しょうゆのない時代の塩は貴重品で、どの経路によつてこの地方に搬入されていたのであろうか。

天正五年（一五七七）一十一月、金山城主森長可が塩商人に与えた認可状があり、それによると塩の販売区域は次のように示されている。

兼山・伊岐津志・錦織・土田・帷子庄中・川合・伏見・石井・平貝戸・柿田・比衣・顔戸・中村・御嵩・送る木・上之郷庄中・日吉之郷中・大森・羽崎・久々利村中・石森・瀬田・細目・久田見・野上・和知・上牧野・下牧野・小山・今村・西脇・栃井・信友・福島・上飯田・下飯田・比久見・下吉田・上吉田・川浦・上古井・下古井・太田・取組・黒岩・大針・高之巢・加茂野・伊辺・大杉

他領分として

則光・為岡・山本・川边上中下・鹿塩・市橋・田原・迫間・稲口・恵土庄中・高畠・田尻・柿田・渕之上・日吉三ヶ村・姫庄五ヶ村・古屋敷・月吉・土岐不残・恵那不残・苗木不残
となっている。

このようにその販売区域は、加茂・可児郡から武儀郡に及び、さらに東濃方面の広範囲に至っていたのであろう。舟で木曾川をさかのぼった積荷は、兼山湊で降ろされ、ここより人馬によつて運ばれていったが、やがて益田郡内にまで延びることになる。生活に欠かせない塩であつてみれば、各地の村々が、その経路を“塩の道”と呼称したことも意味のあることであつた。

森長可の認可状によれば、この時代に旧川辺町は上・中・下に分村の兆しがあり、一方、鹿塩の集落名も既に存在していたのである。ちなみにこの地区には、現在も“塩坂”という地名が残っている。

その他の産物

稲作は生活の基盤であつたが、当時の収穫量は、一反当たり六斗一石一斗で、今日の半分程度である。しかもその収穫には年貢があつて、小作人の場合、領主・地主に収めると、一反を耕作して一斗程度が手許に残るのみであつた。苦しい生活が想定できる。

稲作とともに養蚕が行われていたことであろう。各莊園から絹何疋の物納とある。布に織った状態で納付されていたが、絹糸のままの課役もあつたことが記録されている。川辺町の各村落でも桑が栽培され、盛んに養蚕が行われていたことと思われる。

上川辺地区に鵜飼という地名が現存している。鵜飼は、大和朝廷時代既に鵜を使って魚を捕え、朝廷に貢物することを世襲とした鵜飼部が実在していた。この職業は平安時代まで続いていたことから、全国の河川で鵜飼が盛んに行われていたのであつた。そのことから、上川辺地区には鵜匠が住み、飛騨川でこの猟が行われていたことであろう。その後、領主の保護政策を失つて衰退し、それが地名としての名残りとなつたが、当時の史料がなく明らかでない。

四 農民の疲弊

年貢課役

この時代になると農民は莊園の管轄下に入って、年貢を免れる者が多く、したがって戸籍も定まらず、課税も不確定なものとなっていた。そのため、従来の錢高を基礎とする収納方法が、土地を財源とする課税へと変革していった。

年貢の計算方式は、収穫高を三等分して、三分の一を農民、残り三分の二を領主が収納するのが原則であった。しかしその後改められ、石高に対する比率は四割に近いものとなり、いわゆる四公六民の年貢率が、適用されるようになったのである。

農民に課せられる現物貢租のほかには、労働力の徴発があった。土木工事や一村あげての使役など、奉仕作業が主なものであったが、高負担となったのは戦乱のさいの雑役夫の徴集である。その大部分は、農村から夫役として強制的に集められ、なかには四季を問わず、長期に及ぶ場合もあった。ひとたび争乱が起ると、終結までは戦場で働かなければならず、農繁期にかかることも、決して珍しいことではなかった。それが当時の夫役の実態となっていたのである。

農民の生活

武士の世代、小豪族の同時共存は不可能であった。和してお互いに協調するもの、力を持って制するもの、あるいは強者の傘下に入るものなど、その命脈はすべて権力者の掌中に握られていた。そして、各地で戦乱が起こるたびに、多くの犠牲を強いられるのは農民であった。

戦いとなると、農民は集められて使役となり、食糧や物資なども徴発され、あるいは野盗の押しこみにあうことも

たびたびであった。何年もかかって蓄えた食糧や家財道具も奪われ、草深い家も一瞬のうちに兵火にかかって、その日の暮らしに困り、餓死した農民も数多く実在したことであろう。

当時、東大寺領であった美濃の莊園から、年貢未納についての嘆願書に次のような記述が残されている。

「世上動乱し、米作も思うにまかせず、日夜朝夕軍勢上下向のさいは、沿道の農家から牛馬・食物は大豆に至るまでことごとく持ち去られ、困窮のきわみ、身命を捨てて警固するようになってからは、不当な乱入もなくなったが、国司・守護からは、新たに農民や兵糧米の徴収を命ぜられ、従わざるときはその身を召取り、あるいは家々に火をかけて焼き払うとの風聞もある。なにとぞ寛大な慈悲御哀憐を……。」

文面は一見やさしくみえるが、その底流には年貢上納を拒否せんとの意図も感じられるものがある。

過重な負担は、農民を困窮に追いやり、その生活は常に脅かされ続けたが、戦国時代の農民の疲弊は、なお一層貧しくなっていた。既に平安末期ごろ、田畑の諸制度が乱れたため、鎌倉時代以降戦国時代に至るまで、年貢高はすべて貫高、すなわち錢をもって収納していた。家臣の俸禄や軍役徴収、将士の戦功にまですべて収納錢による評価が実施された。秀吉の代になると、租税基準の不便さから石高制がとられるようになったが、石高は、一五盛・一三盛などと呼ばれた。上田一反当たり一石五斗の収穫、中田一石三斗の略称であり、家屋敷は一二と数えられている。

収穫に一定の率を掛けたものが年貢であり、秀吉は土地の収穫を三分し、領主はその二を、農民は一を取ることを決めている。江戸時代の四公六民・五公五民に比較すればかなりの負担であり、年間の田畑の全収穫量の三分の二が強制徴収されていくのであった。しかし戦国時代は、この一定額のほか戦役による臨時徴発、あるいは、必要用具の現品摘発などがあって、それを考えればまだしもの年貢高となっていた。

生きるためには食えることが根本である。農民は、常に水利の便を考え肥料を改良しながら、よりよき土地を求めて増産に務めた。それでも米の生産は少なく、豆・粟などの雑穀が主であって粗食を強いられ、そのため、桑を植えて養蚕を家業に取り入れるようになった。米が経済生活の中心であってみれば、その作高に大きく左右されることは、必然の条理となっていた。

三年に一度の不作、三〇年ごとの凶作、六〇年に一回の大飢饉が当時の状況であり、これら自然現象の訪れは、農民にとって脅威ともなった。そのうえ領主の仮借なき取り立てである。凶作といっても他地域からの援助は受けられず、それを計算に入れた生活防衛が必要であった。生産量と人口のバランスを考慮した家族構成は、新たな増加を制限し、新規分家などは極力抑圧していったのである。

農民困窮の最大のもは応仁以降戦国時代である。領主が次々に変わり、軍用の名目で食糧や人夫が徴発され、家族は食べるにも事欠く日もあったことであろう。その上領主の借財した銭は、一〇分の一を返せば債務がすべて消滅するという徳政令が出され、人心は極度に混乱していった。

その様子を書いたものによると、

「天下は破れば破れよ、世間は滅ばば滅びよ、人はともあれ我が身さえ富貴ならば……。」

との記述がしてあって、自己本位の世情をよく物語ってあまりあるものがある。

野武士・野盗の横行は農民を疲弊させ、田畑は荒れるに任せ、人々は家を捨て乞食となって、家族ともども寺院などにたむろしていたとも記されている。いつの世にも虐げられるのは底辺にあった農民階級の人々で、喜怒哀楽に対する反応をすっかり失ったのが、当時の農民の姿でもあった。

第一〇節 山岳信仰と仏教

一 信仰の流れ

山岳信仰

飛騨川やその支流がまだ定まらなかったころ、ひとたび洪水が起れば不完全な堤防は決壊し、家は奪われ田畑は流される。それと反対に、日照りが何日も続けば作物は枯れ、その日の食糧にも事欠くようになる。人々は恐れおののいて水難から逃れ、あるいは水を求めてさまよい歩く。そのうちに村人は、これは山の神のたたりであると信じるようになり、災害のたびに山もうでを繰り返していった。川があふれると山頂に登って、日夜その静まりを願い、水が枯れば火をたいて、救いの雨が降るようにひたすら祈り続けた。この信仰は、集落から集落に伝わって、やがて“山岳参り”が発生する。

飛騨川流域にある御前山や位山なども、御岳山と同じように古代信仰の対象であった。両山とも山頂に巨石群があり、巨石の間には岩屋も実在している。岩屋には敷石も並べられ、凹地は水の貯蔵場所ともなった。巨石は雄大で人々を威圧するものがあるが、二つの類似の巨石があるということは、両山相互に、なんらかの関係があったのではあるまいか。山ろくには、立石を神体とした石神神社が建立されているが、これは、山頂まで登れなかった人々のための信仰対象物と考えられる。

原始宗教は、山の神に限らず太陽や月を拝み、樹木や池・川などの自然物も対象となっていた。古代の、氏族制社

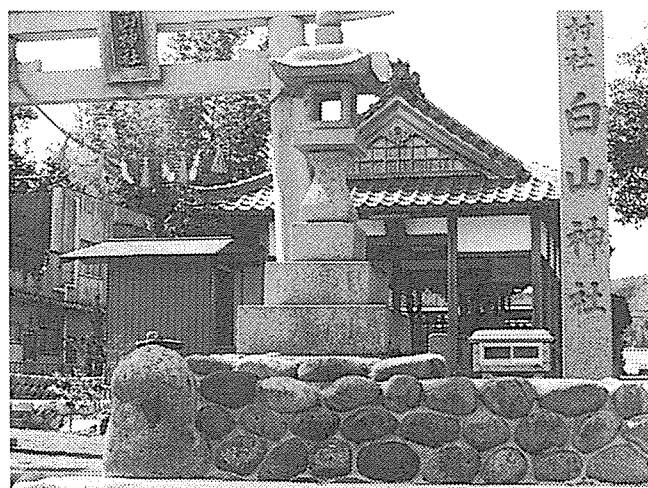
会を基盤とした村落では、信仰を中心として人々の統一をはかり、周辺に存在した偶像崇拝によって、人間の心と心を結合させていったものと思われる。しかし、生産を支配する偉大な力を持つてゐるのは、山の神であると信じられ、そこに地方独自の山岳信仰が生まれる結果となつていった。

美濃・飛騨両国には、越前・加賀にまたがる霊山としての白山信仰があつた。奈良時代の泰澄大師との結び付きから、その名が全国的に知られるようになったが、白山神社の存在は、全国で二〇〇有余社といわれている。そのうち、美濃・飛騨両国に六〇〇余社が実在しているが、恐らく日本国内で、最も多い神社の一つと考えられる。そのほとんどが、中世からその末期に鎮座されたものであつた。

美濃は、白山信仰の表参道として、多くの参拝者が訪れるようになる。まさにメッカである。今日でも飛騨川流域の各町村には、必ずといってよい程、一町村に一社以上の白山神社が祭られている。そのことから推定しても、往時の勢威が容易にしのばれるのである。これらの白山神社に共通していえることは、神社地域あるいは裏山に登れば、加賀白山が望



白山神社（下川辺）



白山神社（石神）

見できる位置が、社域となつていゝうことである。

川辺町内の山岳信仰をみると、下麻生地区の県神社があげられる。この神社の背後には、峻険な岩山がそびえ立っていて、山岳信仰の名残りとどめてゐる。そのほか、福島地区の加茂神社、下吉田地区の星神社も、古代山岳信仰の流れを汲んだものである。

町内の白山神社は、『加茂郡各村略誌』によると、下川辺・石神・上川辺・福島・

比久見・下麻生の各地区にあつて崇敬を集め、この信仰の根強さを物語っている。

仏教の導入

六世紀半ばに渡来した仏教は、仏の力で国を護つてもらふ護国仏教であつた。したがって、寺院の経営を国家が助成するといふ、いわば寺院の国家管理がなされていたのである。それから一〇〇年後の天平年間になると、悪疫が流行し、日照りや災害が続いて人心の不安が増大した。

ときの天皇も仏教の熱心な推進者であり、その加護によって国家の安泰をはかるため、国ごとに国分寺の建立を行うよう詔を出した。天平一三年（七四一）のことである。しかし、国分寺造営以前に、美濃国には既に、寺院が実在



白山神社（比久見）



白山神社（下麻生）

したことが文献にみえている。そして、加茂地方からも布目瓦の発見から、当時の遺跡が確認されている。

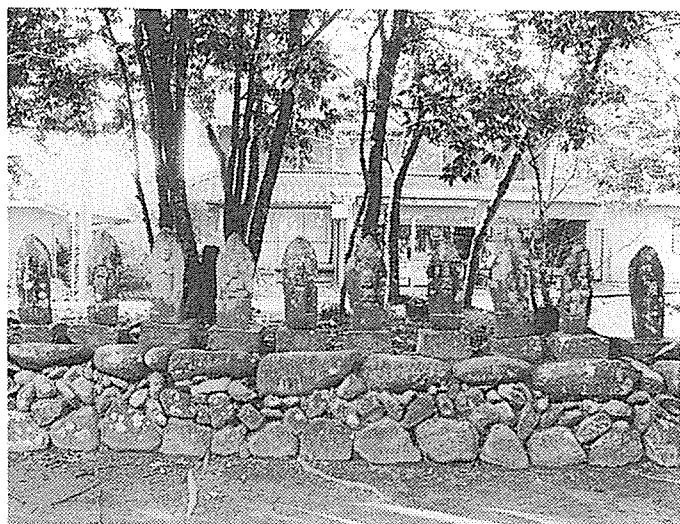
国分寺造営は、国司の管理下の労働力では到底なし得ず、地方に勢力を持つ豪族の援助が必要であった。そのため政府は、これらの豪族に官位を授けたり、あるいは地方役人の授位の機会を、国分寺造営の功績に利用したようである。地方豪族のなかには、国分寺造営と並行して、氏寺的な私寺を建立するものもあった。従来の古墳に代わって、瓦をふいた壮麗な建物が、豪族の新たな権威の象徴ともなった。

仏教の渡来は、古代国家の一大転換期を迎えたものと思われる。厚生利用面からは、道路を開き橋りようを架け、農業利水の法を教えている。そしてその教化は、やがて庶民を導き、人々の精神的救済をはかっていった。いわば従来の、支配階級独占の仏教が、一般庶民の間に広まりつつあったのである。

庶民の信仰

加茂地方の各地に、数多く伝わっている観音像・地蔵像は、当時の庶民信仰のあらわれである。このうち観音信仰は、既に奈良時代からはじまっていたが、現世の生を棄て、観音浄土で生まれ変わろうという信仰であった。地蔵信仰は、地蔵菩薩が六道衆生のためのもので、現世にあつては貧困の人々を救い、その救済は来世にまで及ぶと信じられ、人々の心を捕えたのであった。

観音信仰が広まったのは、西国三三所の一つ、谷汲山華嚴寺の存在に起因することが多い。これにより、美濃の各地に観音像が立像されたのであ



観音像（比久見）

って、川辺町内の至る所にある石造の観音像も、往時の庶民信仰の深さをしのばせるものである。

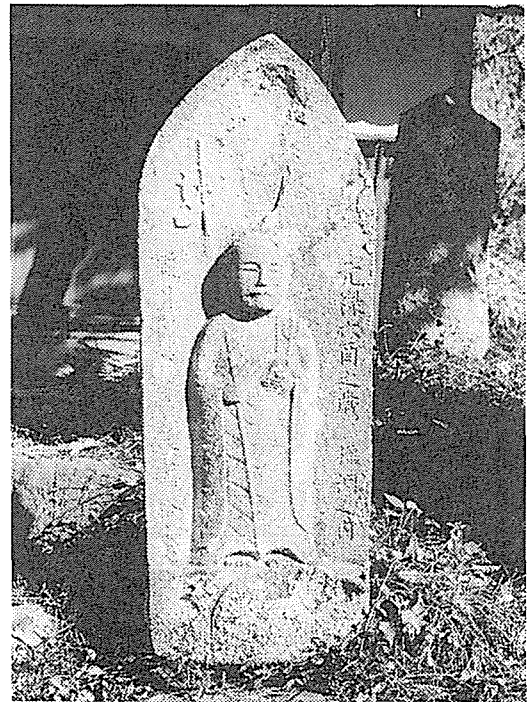
そのほかに、浄土思想の上に立った阿弥陀信仰や、弥勒信仰も庶民の間に伝わっていった。これらの信仰は、律令制度の動揺と解体、武士の進出、治安の乱れなどによって、人の世の無常を知った庶民が、立安立命の道を、この教えに求めたのにほかならなかった。

二 仏教の伝導

美濃への伝来

美濃に仏教が伝えられた時期は明確でない。『聖徳太子伝私記』によれば、「美濃国ノ海道二小寺院アリ、太子寺ト名ヅク……。」との記載があつて、海道の名を岐阜市とする説もあるが、信ぴょう性に乏しい。それに各地の遺跡・遺物の面からみても、その伝来を大化前代（六四五）とすることは至難である。しかし、飛鳥時代以降には、美濃国にも多くの寺院が建立されていった。

聖武天皇の詔を受けて建立された美濃国分寺（大垣市）や、弥勒寺（関市）・山田寺（各務原市）・厚見寺（岐阜市）などが代表的なものである。このうち弥勒寺は、金堂・講堂・七重塔・回廊を備えた法起寺様式といわれる壮大なもので、この地方屈指の一大伽藍となっていた。



地藏菩薩像（鹿塩）

これらの寺の造営は、各地域の豪族の力によるものであり、豪族たちによる新しい文化の到来でもある。そして、美濃国内の各地に、大小の寺院が建立されると、中央からの僧侶の布教活動も盛んになり、地方醇化が行われていった。

神仏習合思想

当時の思想は、現在のような分離思想でなく、神は仏より一段低い地位にあるとされていた。いわゆる本地垂迹説である。神というのは仮の姿で、真は仏であるという理解の仕方であり、神仏習合思想に基づくものであった。

我が国の神仏習合思想は、奈良時代に起こったものと推定されているが、平安時代になると、明確な形となってあらわれてくる。神は、仏法のために護法善神の役割を果たし、仏の守護神として位置づけられ、そのため寺院内に、神社や神像が祭られていった。この形態は、その後の神仏分離の断行により、多くは分離されていったが、稲荷社などは寺院内に残置され、それが現在も継承されている。

神仏習合思想は、大寺院の学僧の理論から成り立ったもので、一般民衆にはあまり関係がなかった。民衆の仏教は、組織も理論もなく、生活と直接結びついたものであった。それだけに、既存の民間信仰と深くかわって、古くからの神の信仰と仏教とが重なり合ったのである。そして極めて自然発生的に、神仏習合思想を享受していったものと思われる。

神仏同体説は、やがて神社の祭礼も僧侶の手によって幕が落とされるようになり、神道勢力は、仏教界によって完全にリードされるまでに至った。そ

美濃国内の寺院

	寺院名	所在地
最澄開基	興藏寺 興藏護嚴寺 円横神密願	大垣市青墓 揖斐郡谷汲村横藏 安八郡神戸町五条宮 安八郡神戸町下 安可児郡御嵩町
空海開基	延法寺 算華津輪寺 乙明星提鏡	岐阜市岩井洞 岐阜市三田 岐阜市鏡島 大垣市赤坂町 不破郡垂井町菩提 本巣郡北方町

の傾向は、飛騨川流域の町村の仏像の浸透状況にもあらわれている。

川辺町を起点として、流域の寺院には平安期の仏像が多い。しかもその作風は、中央の彫刻の影響を受けながら、地方独自の作風を編み出したものとして、年代の古さに注目される。特に、平安前・中期の技法の多い仏像が集中し、この地域の仏教が盛大であったことが証明されている。そして、これらの古代仏像は、流域の上流にまで及んでおり、短い期間に、広い行動範囲を持って、その教化が浸透していったことに驚かされる。

天台宗

奈良時代の仏教は国家護持の仏教であったが、平安時代になると、最澄・空海によって新しい布教が行われるようになった。民衆の解脱を説く仏教で、個人を対衆とする点に大きな進歩があった。

天台宗の開祖は最澄（伝教大師）で、遣唐使の一員として天台教学を学んでいる。その最澄が、諸国へ布教に乗り出したのは弘仁六年（八一五）と考えられている。『大師伝』によれば、同年に東国へ向かったと伝えられているが、これが地方伝道の第一歩だったのである。

最澄が美濃に残した足跡は、中津川市霧ヶ原の「広済院」であった。美濃からは信濃路へのコースで、この坂が難所でありながら、往還に宿泊施設がないのを見て、それを設置して旅人の便をはかっている。神坂峠の頂上から西へ行った所である。

寺伝によれば、最澄開基といわれる美濃国内の寺院は、別表のようになっていて、そのほか、平安初期の創建と伝えられる天台宗関係のものには、華嚴寺（谷汲村）・長滝寺（白鳥町）がある。

真言宗

開祖空海（弘法大師）は最澄とともに入唐し、帰国後真言密教を説いている。主に、畿内と四国を中心とする西国地方に限られていて、美濃国には及んでいない。しかし、民衆教化の精神は弟子たちによって継

承され、全国に広まっていくこととなった。

空海は、多くの社会事業を行ったとされ、全国各地に「弘法」という名とともに、池や水利を開いたという伝説が残されている。美濃国では、「鏡島弘法」として古くから親しまれている寺院があり、梅の木の伝説から「梅寺」ともいわれている。

浄土真宗

戦国時代以降東海地方は、北陸地方とともに真宗、ことに本願寺教団の布教が急速に発展した地域であった。発祥地は、三河国矢作川流域であり、これが尾張・美濃・伊勢三国へ波及したものと考えられる。

文暦二年（一二三五）親鸞は、上洛の途次三河国矢作で説教すること三七日、帰依する人々が多かったと伝えられている。その後羽栗郡（尾張国、後の美濃国）にとどまって、他力本願の教えを布教したが、これが美濃国における真宗弘布の第一歩である。

禅宗

美濃国は、禅宗の盛んなところであり、特に妙心寺派の中心地とでもいうべき地域であった。妙心寺系が禅宗で重きをなしたのは、一三〇〇年代以降であったが、室町幕府の足利義満に寺領を没収されてからは、一時その勢力は衰えていた。そして各門派も四散したが、尾張国犬山の、瑞泉寺を中心とした東海地方の一派が再興している。

三 加茂の宗教

加茂地方の教化

禪宗王国といわれる程の美濃国、特に、鎌倉時代から室町時代にかけて、禪の教風は武家の間に強く浸透していった。これは、座禪によって身を処する教えが、当時の武士の身上によく通じたからである。武士の生死と禪の気風とは、一脈相通ずるものがあつたのであろう。

美濃国の武士が禪宗との関係を持った時期は、室町時代にさかのぼることができるが、その保護者は土岐頼貞であつた。美濃守護としての頼貞は、禪風に引かれて従来の天台宗を改宗し、禪宗の菩提寺を開基した。これを契機に、土岐氏は代々禪宗となり、その一族からも多くの禅僧が輩出している。

土岐氏と守護代斎藤氏との保護を受けた禪宗は、流域にも深い教化の根を下ろした。権力者の力と、その経済力に支えられた禪の教風は、まさに嵐の勢いで民衆の間に浸透していったのである。室町時代は、文化のちよう落期といわれるが、これら禪宗を中心とした武士団によって、時代の文化が背負われた感があり、飛騨川流域もその一翼を担っていた。

加茂地方の寺院の総数は一一八寺あるが、臨済宗妙心寺派は五〇寺にもなっている。まさにこの地方も、禪宗の影響の強い地域であつた。そのうち、龍門寺（七宗町）は、守護土岐頼貞の開基である。そのほか土岐氏の開基と伝えられる寺には、瑞林寺（美濃加茂市）・東光寺（富加町）・大仙寺（八百津町）・妙楽寺（川辺町）などがある。

川辺の宗派
川辺町の寺院を宗派別に分類すると、次のようになる。
現在は一四か寺である

臨濟宗 禅原寺 曹源寺 本覚寺 金昌寺

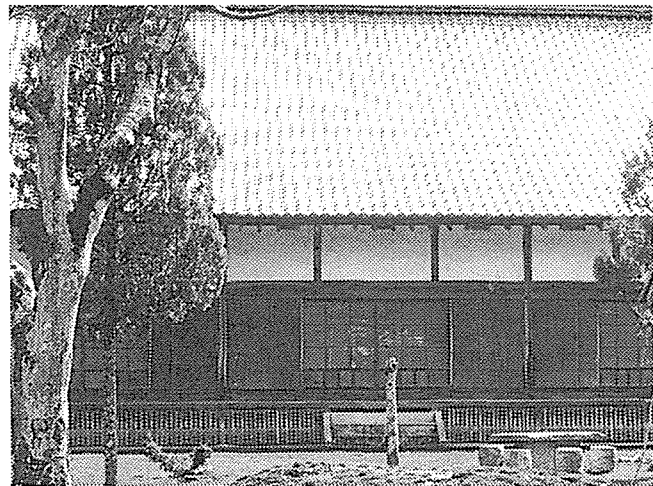
長昌寺 妙楽寺 龍洞寺 常善寺

臨川寺 大雄寺

真宗 広林寺 養瑞寺 善教寺

法華宗 妙雲寺

これらの寺院も、なんらかの形で当時の領主の援助を受けていたのである。戦乱期の武士は、精神の鍛練を必要としたので、仏教の教義を盛んに取り入れる方策を講じていった。それはただ単に、教風の導入のみならず、思想や生活態度の変革にも役立ったのである。



妙 楽 寺